

令和 8 年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和8年第2回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和8年6月9日(火曜日)

1. 招 集 場 所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和8年6月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和8年6月9日 午後 2時11分

1. 応 招 議 員

1 番 江 藤 理一郎 君	2 番 杉 本 い よ 君
3 番 高 村 祝 次 君	4 番 児 玉 智 博 君
5 番 穴 見 まち子 君	6 番 松 崎 俊 一 君
7 番 松 本 明 雄 君	8 番 熊 谷 和 昭 君
9 番 久 野 達 也 君	10 番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出 席 議 員

1 番 江 藤 理一郎 君	2 番 杉 本 い よ 君
3 番 高 村 祝 次 君	4 番 児 玉 智 博 君
5 番 穴 見 まち子 君	6 番 松 崎 俊 一 君
8 番 熊 谷 和 昭 君	9 番 久 野 達 也 君
10 番 熊 谷 博 行 君	

1. 欠 席 議 員

7 番 松 本 明 雄 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 永 江 和 広 君 書 記 坂 本 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 松 本 徳 幸 君	教委事務局長 後 藤 栄 二 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 長谷部 公 博 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	福祉課保育園長 室 原 由 美 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の２名を指名した。

３番 高 村 祝 次 君

６番 松 崎 俊 一 君

１．会期の決定

今期定例会の会期を６月９日から６月１１日までの３日間とする。

１．町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. 8. 6. 9）

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

依然として続く物価高騰に追い打ちをかけるような中東情勢の緊迫化は、住民生活や地域経済に大きな影響を与えております。加えて、ナフサ不足など原材料価格や供給面の不安定さも、事業活動に影響を及ぼしている状況も不安に感じております。私たち議員もその節には一生懸命執行部に問いかけていきたいと思っておりますので、どうか執行も考えていただきたいと思います。また先日は梅雨入りを前に台風が接近し、各地で大雨や強風による影響が懸念され、一部では新たな防災気象情報が始まって以来、初めて特別警報が発表されたところもあったようです。幸い我が小国町では大きな被害はありませんでしたが、近年は降雨の激甚化、局地化が進む中で、防災、減災への備えの重要性を改めて認識する機会となりました。防災気象情報の内容が5月の20日ぐらいに変わりましたので執行部のほうは皆様に周知できますようによろしく願いいたします。まだまだ朝と昼では気温の差もあり、これからますます気温や湿度が上がってくることが予想されます。皆様におかれましては、くれぐれも体調管理されますようお願いいたします。

早速でございますが、令和8年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第2回小国町議会定例会初日ということでございます。皆様方には御多用の中にも関わりませず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今議長からお話もございましたけれども、昨日の雨につきましては私も累計の雨量等を考えると少々心配したところでもありますけれども、大きな雨ではなかったということでございます。気温につきましては、昨晩から非常に涼しくて過ごしやすく実は感じていたところでございます。梅雨時期でもあります。災害確率も懸念されるところではありますが、その中心となる消防団につきましては再来週になりますが町の操法大会も予定されております。議員の皆様にも御多用とは思いますが御出席賜ればというふうに住じます。

また本日の議案につきましては、専決処分の承認が2件、税条例の一部改正が1件、物品購入と公共工事契約についてが各1件ずつ、本年度一般会計と特別会計の補正予算、そして8名の人事案件でございますけれども農業委員会委員の任命について、また一般会計と下水道事業会計の繰越明許計算書の報告というものが各1件ずつ、以上、17議案でございます。その後に行行政報告もさせていただければというふうに住じます。また、明日でございますけれども一般質問では6人に御登壇をいただきます。様々に御意見をいただければと思います。まずは御審議方よろし

くお願いいたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は9名です。定足数に達していますので、令和8年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は7番、松本明雄議員より欠席届が出ています。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 高村祝次君

6番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、去る6月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月9日から6月11日までの3日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月9日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

本会議は、本日と10日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会を4番、児玉議員及び阿蘇広域行政事務組合議会を5番、穴見議員より順次御報告をお願いいたします。

4番（児玉智博君） 令和8年第1回小国郷公立病院組合議会定例会が3月30日午後3時より、おぐに老人保健施設会議室において開催されました。議事は議案1件が審議されました。議案第1号、令和8年度病院事業会計予算は業務の予定量として病床数一般病床が65床、年間患者数は入院が2万1千170人、外来患者が3万8千560人、1日平均患者数が入院58人、外来が160.0人で、予定の総額が19億6千219万円の収益的収入並びに収益的支出予算となっております。議案第1号は全会一致で可決されました。その後、一般質問が行われまして私、児玉が職員（医師）の懲戒処分に至る事案について質問を行いました。

以上で報告を終わります。

5 番（穴見まち子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

去る令和 8 年 3 月 24 日、第 1 回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザ 3 階研修室において行われました。御報告いたします。議案第 1 号として阿蘇広域行政事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第 2 号、阿蘇広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。議案第 3 号、令和 7 年度阿蘇広域行政事務組合一般会計補正予算第 4 号について。減額が 4 千 7 5 0 万 3 千円で歳入歳出それぞれ 3 4 億 4 千 3 9 9 万 4 千円としています。議案第 4 号、令和 7 年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計補正予算第 3 号について。既定の歳入歳出の予算の 6 4 0 万円を減額し、3 億 2 千 2 3 1 万 2 千円とする。議案第 5 号、令和 7 年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算第 4 号について。減額が 3 2 万円として 1 億 7 千 8 3 5 万 1 千円となっております。議案第 6 号、令和 8 年度阿蘇広域行政事務組合一般会計予算について。次に議案第 7 号、令和 8 年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計予算について。それから、議案第 8 号、令和 8 年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計予算について。そして広域行政の一般会計の予算について追加として、阿蘇広域行政事務組合消防本部南部分署の女性仮眠室の改修工事が繰越明許費となっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 児玉議員、穴見議員、御報告ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第 4、「承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 2 号：小国町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくお願いいたします。議案集 1 ページでございます。

承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の 2 ページをお願いいたします。

専決第 2 号 専決処分書

小国町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） おはようございます。

それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしています条例集 1 ページ右肩に専 2 と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料はお配りしております税務住民課資料（1）新旧対照表と税務住民課資料（2）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明につきましては、税務住民課資料（2）のほうで主に説明をさせていただきたいと思います。資料（2）をお願いします。

まず、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、一部を除き令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、小国町税条例の一部についても所要の改正を行ったものです。

主な改正内容を御説明いたします。説明資料（2）の表左端の N o 1、2、4～20、それから 27～33 の改正になります。軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。令和元年 10 月 1 日から「自動車取得税」に変わり「環境性能割」が創設されたため、現在まで軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」に区分がされまして課税されておりましたが、「環境性能割」は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されたことから「環境性能割」に関する規定を削る改正及び「種別割」を「軽自動車税」に戻す語句の改正になります。

続いて、説明資料の表左端 N o 3 の改正になります。法改正に合わせた「所得割の課税標準」の改正となります。法改正によりまして特定配当等に位置づけられた配当等が拡充されましたが、町民税の所得割の課税標準において当該充当分を除く規定を追加する改正でございます。

続いて説明資料（2）の表左端 N o 21、22、23、それから 34～36、それから 38～42 の改正になります。法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正でございます。法附則第 5 条の 4 及び法附則第 5 条の 4 の 2 は、主に町民税における住宅借入金特別税額控除に関する条項で、これまでこの二つが併存するかたちになっておりましたが、法附則第 5 条の 4 を削り、法附則第 5 条の 4 の 2 を法附則第 5 条の 4 に改める改正が行われたことから、条例におきましても関連条項の改正を行うものです。併せて説明資料 23 「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」においては、当該特例期限を 3 年間延長する改正を行います。

続きまして、説明資料（2）の表左端の N o 24 になります。固定資産税に関わります「わがまち特例」の改正でございます。附則第 10 条の 2 第 2 項から第 9 項、同条第 13 項及び同条第 14 項は、法附則の項ずれに伴う改正で、同条第 10 項から第 12 項は法附則を削る改正が行われたことから条例におきましても関連条項を削る改正になります。この削る改正により同条第 13 項から第 16 項を各 3 項ずつ繰り上げる改正を行います。また同条第 14 項を加える改正は、

利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税について「わがまち特例」の対象とする規定を定める改正でございます。

続きまして説明資料（２）の左端のＮｏ２５、２６の改正は、法附則改正に伴い引用する語句の改正でございます。

最後に、説明資料（２）の表左端Ｎｏ３７になります。「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」です。当該特例期間を３年間延長する改正となっております。

以上が、主な改正概要でございます。よろしく御審議方お願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより承認第２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第２号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第２号：小国町税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第２号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第５、「承認第３号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第３号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集３ページをお願いいたします。

承認第３号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和８年６月９日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案書４ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしております条例集5ページの右肩に専3と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料は税務住民課資料（3）の新旧対照表、それから税務住民課資料（4）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明は税務住民課資料（4）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要で行いますので御用意のほうよろしくお願いいたします。

まず、改正理由でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、小国町国民健康保険税条例についても所要の改正を行ったものです。

主な改正内容について御説明いたします。まずは説明資料の表左端のN o 1、第2条第2項の改正になります。基礎課税額の課税限度額を引き上げる改正です。中間所得層の被保険者の負担の軽減を図る観点から基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げる改正を行うものです。

続いて、説明資料の表左端N o 2になります。「子ども・子育て支援納付金課税額」の新設に伴う改正です。「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課項目に新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するものです。これにより従来の基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額に新たに賦課項目が加わることになります。第2条第1項の改正及び同条第5項を加える改正は、子ども・子育て支援納付金の定義規定を改める改正です。第9条の2～第9条の4を加える改正は、それぞれ所得割、均等割及び18歳以上被保険者均等割の税率等を定める改正です。

続いて、説明資料の表左端のN o 3になります。減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げる改正です。第23条第1項の改正は、物価上昇等の経済動向を踏まえ現在軽減措置を受けている世帯について、所得水準が大きく変わらない場合には引き続き軽減を受けられるよう軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。これにより5割軽減の基準額については被保険者に乗ずる金額を30万5千円から31万円へ、2割軽減基準額については被保険者に乗ずる金額を56万円から57万円へ、それぞれ軽減判定所得を引き上げる改正を行うものです。第23条第1

項～第3項にかけては、「子ども・子育て支援納付金課税額」の新設に伴い、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額について、他の賦課項目と同様に軽減規定を定める改正になります。第23条に第4項を加える改正は、18歳未満被保険者軽減規定を新設するもので、「子ども・子育て支援納付金」の被保険者均等割額は一旦、被保険者数に応じて均等割額を算定した上で、18歳未満の被保険者に係る均等割額については全額減額するものになります。続きまして説明資料表左端のN o 4になります。附則第3項～附則第13項にかけて、「子ども・子育て支援納付金」の創設に伴う、所要の改正及び語句の訂正を行ったものでございます。

次に2ページ目をお願いいたします。新設されました「子ども・子育て支援納付金」についての資料となります。

まず条例の趣旨といたしまして、「子ども施策の拡充」を目的として、子ども・子育て支援法が改正され、従来の「医療分」、「後期支援分」、「介護納付金分」に加え、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金分」を保険税として徴収することになります。実際に保険税として徴収が始まる時期につきましては、本算定の7月以降ということになります。

次に、2. 子ども・子育て支援納付金分の税率について御説明いたします。子ども・子育て支援納付金に係る制度改正につきましては、根拠となる地方税法施行令等の改正政令が令和8年3月31日に公布されたため3月議会に議案提出ができず、令和8年4月1日の制度施行に対応する必要があったことから専決処分により対応したものでございます。税率につきましては、熊本県が示す標準保険税率に準じて設定しております。理由としまして、県では令和12年を目標として県内統一税率を目指していること、また3月の時点では令和7年分の所得金額が確定しておらず、適正な税率試算が困難であったことによるものでございます。区分と率、金額につきましては表にありますとおり所得割は0.27%、均等割額は1千400円、18歳以上の被保険者につきましては均等割額1千400円に加え、新たに18歳以上均等割額100円が加算されることになります。それから課税限度額は3万円となります。

次に、3. 軽減について。(1) 18歳未満の被保険者に係る均等割の軽減措置として、18歳未満の被保険者の均等割を全額軽減いたします。なお、この軽減分は18歳以上の被保険者で財源を確保することになります。(2) では、均等割の軽減は7割、5割、2割の軽減措置が、医療分、後期分、介護分と同じく措置されます。

次に、4. 令和8年度子ども・子育て支援納付金分の税率試算結果を示させていただきました。一番下の表を御覧ください。表の左側に「県への納付額」子ども・子育て支援納付金が453万6千389円となります。この納付金を賄うための金額が表の右側の「収入見込額」です。専決処分により設定した税率で試算した税額が405万1千円になります。この額に収納率見込94%を乗じますと保険税の収納見込額が380万7千940円となります。この金額に一般会計から措置されます均等割軽減額69万6千50円を加えますと合計450万3千990円となり、

納付額との差額が3万2千399円のマイナスとなる試算結果となりました。このマイナスとなる不足額につきましては、収納率向上や税收確保の取組等により、おおむね対応が見込めるといふふうに考えているところでございます。

次に3ページ目をお願いします。新設されました子ども・子育て支援納付金分の1世帯当たりの課税金額を世帯構成、所得別に示させていただきました。計算の1例といたしまして表の中間にございます太枠の世帯での係数で計算例を御説明いたします。上段の表の【計算例】を御覧ください。計算例では、世帯人数が3人、家族構成が世帯主、妻、18歳未満の子が1人、合計所得が214万円、所得と被保険者により2割軽減の該当世帯となります。まず、＜所得割＞は、214万円から基礎控除43万円を差引きまして所得割対象額を算出しまして、所得割率0.27%を乗じますと4千617円となります。次に、＜均等割＞は、18歳未満は賦課されませんので18歳以上の被保険者2人、均等割額1千400円、それから2割軽減のということで0.8を乗じると2千240円となります。次に、＜18歳以上均等割＞は、18歳以上の被保険者2人に18歳以上均等割額100円を乗じ、2割軽減のため0.8を乗じると160円となります。これを合計しますと7千17円となりますが、100円未満は切捨てて課税となりますので、この世帯の「子ども・子育て納付金」分は、年額の7千円となります。

以上が、「子ども・子育て支援」分の課税見込みのモデルケースでの計算となります。

以上が説明となります。よろしく御審議方をお願いします。

議長（熊谷博行君） これより承認第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） まず税務住民課資料（4）の2ページで、子ども・子育て支援納付金の税率ということで所得割、均等割、課税限度額3万円ということであります。子ども・子育て支援のために賦課徴収する支援納付金を、そもそも「子どもが何人いるから」といって、その金額を賦課するのは本末転倒だから18歳以下の均等割を全額軽減と、要するに免除すると。そのために18歳以上、つまり成人した人たちには軽減分は100円ずつ徴収することで免除するのだという理屈としては分かります。ただ、所得割、均等割ということで医療分とか後期支援分については平等割というのがあって平等割というのがなかなか高いのです。ただ介護納付金分についてはなかったかと思いますが、この「子ども・子育て支援納付金」について均等割をわざわざ子どもからは全額軽減すると。子ども以外の人からはちょっと高く取るというようなことをするぐらいなら、所得割と平等割でいったほうがすっきりしていいのではないかなというふうな気もするわけですが、この「子ども・子育て支援納付金」について平等割がないのがなぜなのか、それが県の指示なのか、平等割を設けることができないのかを教えてくださいたいというのと。それともう1点が、全員協議会でも確認をさせていただいたところであるわけですが、熊本県が全ての市町村から「子ども・子育て支援納付金」分として集めるお金の総額が令和8年度

は幾らになっているか分かれば御教示いただければと思います。

税務住民課長（中島高宏君） 御質問のまず平等割の賦課につきましては基本的に賦課できないわけではございません。ただ平等割については世帯に賦課されるものでございますので18歳未満がいる世帯にも賦課するようなかたちになりますものですから、制度にはそぐわないということで県の標準税率の試算についても2方式をしているところでございます。支援納付金の県の総額につきましては9億4千500万円が県下全体の納付金額、国保分の全額ということになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今の答弁であれば、後期高齢者支援納付金についても75歳以上の高齢者がいない世帯からも平等割って幾らだったかな、確か1万何千円かだったと思うのですが取っているわけです。であれば後期高齢者支援納付金には、あまねく全ての世帯から1万円以上集めているのに、こっちは制度の趣旨にそぐわないと。それを小国町としてはどのように整合性をとっているのかというような気がします。もう1点ちょっと確認です。大体9億4千500万円が全市町村から熊本県に集まってくるわけです。その中で小国町が被保険者に賦課するのが40万5千100円、大体収納率が94%でということで、それが2ページの一番下の表で表されている金額になるわけです。ただ国はこの納付金で全国の都道府県から幾ら集めると言っているかというところと約6千億円集めますと。国は都道府県からだけではなくて全ての健康保険組合や協会けんぽなどからも集めた総額が全国で6千億円、2027年度8千億円、2028年度は1兆円集めるのだというふうに言っているわけです。であればおのずと熊本県が全市町村から集める納付金の総額であったりとか、それに伴い小国町が求められるというか、これだけ納付しなさいというふうに示される金額というの、これは年々上がっていくことになるのではないかと思います、町としては令和9年度以降、大体どれぐらいの金額になってくるというふうに考えられていますか。

税務住民課長（中島高宏君） 後期高齢者支援金分の平等割につきましてはですが、これについては後期高齢者医療ということで基本的に基礎課税分と同じ扱いということになっている関係で平等割も課税をさせていただいております。県下につきましても平等割を課税していないところはないという状況でございます。それから、今後の納付金の国の予算につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり今年が6千億円、令和9年は医療分で集める分が8千億円、それから令和10年度で1兆円ということで考えているということで聞いております。金額につきましては納付金の金額が上がれば必然的に税率は上げざるを得ないというかたちになると思います。今、試算で国のほうで示されている分につきましては、国民健康保険の被保険者の1人当たりの令和8年度の月額の見込額は250円、令和9年度は月額300円、令和10年度は400円と見込まれているところでございます。小国町の令和8年度の見込額、算定に用いました金額を被保険者

で割り戻すと月額 2 2 3 円という金額が小国町の今年度の 1 人当たりの月額の税額というかたちになっております。

以上でございます。

4 番（児玉智博君） 要するに、上がっていくということだと思うのです。同僚議員からの質問で全国で集めた 6 千億円とか 8 千億円が 2 年後には 1 兆円というふうになるのですけれども、それが一体どういうのに使われるのかという質問で福祉課長から 6 項目御説明がありました。児童手当が拡充されたりとか、いろいろ国民年金の育児休業中の免除であったりとか、様々 6 項目を言っていたかもしれませんが、会社員の人が会社を通じてもらう手当とかの金額というのは、その人々によって違うかと思うのですが、例えば児童手当の拡充ということでありましたけれども、これはもう全国一律だと思いますが、児童手当というのが大体幾らぐらい拡充されるものなのか。あと国民年金の免除というものもありますけれども今国民年金保険料が幾らで、幾ら免除されるのかということ。この 2 点ちょっと分かれば教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。

先ほど議員が言われました「子ども・子育て支援金」につきましては、6 項目の子ども施策のほうに充てるということで、そのうち町が特に関係しております児童手当につきましては前年度、令和 7 年度の実績でいきますと総額で 1 億 1 千 2 9 8 万円あります。その中で拡充の部分については御存じのように第三子に 3 万円であったり、第二子は 1 万 5 千円に金額のほうで改定されております。その部分が拡充された部分です。それから国民年金につきましては、今年度の月額の保険料が 1 万 7 千 9 2 0 円となっております。この部分については育児期間 1 年間に限り子どもさんが 1 歳の誕生日を迎えるまでの 1 年間について免除されるということになっております。これが令和 8 年の 1 0 月からスタートするようになっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4 番（児玉智博君） 私は、承認第 3 号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 3 号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）に反対の立場から討論を行います。

本改正は、課税限度額の 1 万円引上げと併せて、子ども・子育て政策の強化のためとして全ての公的医療保険加入者から保険税、保険料に上乗せして支援金が徴収される仕組みを小国町の国保でも具体化するものであります。全世代が子育て世代を支える「分かち合い・連帯の新しい仕

組み」という看板で2024年に自公政権が成立をさせました。今年度の徴収額は全国で総額約6千億円、27年度は8千億円、28年度には1兆円と段階的に上げられます。これに伴い小国町の納付金も段階的に増え続けることになります。子育て支援金は、社会保険の対象でない子育て支援の財源を税金で賄うのではなく、医療保険に上乗せして徴収する禁じ手であります。取りやすいところから取るやり方です。今回実施される支援金で行われる子育て支援は、児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度など6項目あり御説明いただきましたが、抜本的な施策には程遠いものであります。子育て支援を拡充しようとすれば保険料、保険税を上げることが求められ、その範囲でしか支援策ができないともなりかねません。何より医療保険への上乗せが前例とされれば、障害者福祉など医療と関係のない他の施策にも保険税の目的外使用が広がるおそれがあります。一方、今国会では高市早苗自民維新政権は、「現役世代の保険料を下げる」として医療制度の改悪を強行しております。26年度予算には、がんや難病患者の受診抑制を招き、「命の沙汰もカネ次第」をもたらす高額療養費制度の負担上限引上げが盛り込まれましたし、健康保険法改定案には医療機関で処方された薬に類似の市販薬がある場合、OTC類似薬剤の一部を保険適用外にし、患者負担を大幅に増やす改悪が含まれています。これら医療制度の改悪で軽減される加入者1人当たりの保険料、保険税は、高額療養費制度改悪で月約120円、OTC類似薬の負担増で月約30円、合わせても月150円にすぎません。ペットボトルの水1本分の保険料軽減と引換えに患者の命を削る大改悪と言わざるを得ません。その上、子育て支援金の上乗せされるため保険料は下がるどころか上がります。二重三重の問題をはらむ制度改悪に賛成できないことから本改定にも反対するものであります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第25号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第25号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしています条例集9ページの右肩25と書かれておりますものが改正条例本文となります。説明資料は税務住民課資料（5）の新旧対照表と税務住民課資料（6）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明は税務住民課資料（6）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要で説明させていただきます。御準備をお願いします。

まず、改正理由でございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、小国町税条例の一部についても所要の改正が必要となり、改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容を御説明いたします。主な改正につきましては、七つございます。

一つ目は、説明資料（6）の表左端のN○1、N○8、N○9の改正になります。所得税における復興特別所得税の課税期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせて改正するものでございます。ふるさと納税の特例控除において復興特別所得税の税率を踏まえた率を定めることで、同率のふるさと納税の特例控除が受けられるよう調整する改正でございます。

二つ目は、説明資料の表左端N○2、3、4になります。公的年金受給者等の扶養親族申告書提出義務見直しに伴う改正でございます。N○2とN○3の法改正に併せて項ずれを反映する改正でございます。N○4は法改正により所得税における公的年金受給者等の扶養親族申告書提出義務者の区分が見直されたことと、扶養申告の記載事項に関する規定が追加されたことに併せて改正するものでございます。

三つ目は、説明資料の表左端のN○5になります。固定資産税の免税点の見直しに伴う改正です。現行の地方税において、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円が免税点とされているところを物価指数の上昇を踏まえ、令和9年4月1日以降は家屋に係る免税点を30万円、償却資産に係る免税点を180万円に、それぞれ引き上げる改正でございます。これは令和9年度分以降の固定資産税から適用されます。

四つ目は、説明資料（6）の表左端N○6になります。特定一般用医薬品等購入費を支払った

場合の医療費控除の特例に係る適用期間の延長に伴う改正でございます。特定一般用医療薬品等購入費のうち「スイッチOTC医療費」、いわゆる処方箋なしで購入できる市販薬品の購入費に係る部分の医療費控除の適用期間は令和9年度まででしたが、その期間が撤廃されることとなり、これに伴い附則第6条の医療費控除特例規定の期限を無期限とする改正でございます。

続いて、五つ目は、説明資料表左端N o 7になります。住宅借入金等特別控除に係る附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期間の延長に伴う改正でございます。適用期限が5年間延長されることに伴い、期限を令和20年度までから令和25年度までに延長する改正でございます。

六つ目は、説明資料の表左端のN o 10になります。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例でございます。一定の不動産業者に対しての譲渡について、当該譲渡が地滑り防止区域等の土地建物である場合につきましては、当該特例の適用除外となるものでございます。

最後に、七つ目は、説明資料の表左端N o 11になります。暗号資産の譲渡等に関する分離課税の規定を追加する改正でございます。今回、地方税法附則第35条の3の6が追加され、暗号資産の譲渡等に関する地方税の見直しを行う改正でございます。暗号資産取引所における暗号資産の譲渡を行った場合は、譲渡所得として課税した上で分離課税として扱うものでございます。

以上が、改正概要となります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

ちょっと聞き漏れがあったらすみません。改めて質問させていただきますけれども例えば34条の7の改正で（寄附金税額控除）の改正ですけれども、この改正を行ったら寄附金控除の適用範囲が広がるだとか、適用額が変わるだとか、寄附金控除があれば当然所得割にも影響してきますので、この条例改正で例えば寄附金控除が変われば税負担が増えるほうに変わっていくのか、控除額が増えて税負担が減るほうに変わっていくのか、もし分かりましたら、そこら辺りで説明いただけたらと思うのですけれども。

税務住民課長（中島高宏君） 御質問の条例第34条の7につきましては、寄附金税額控除についての条文でございます。条文の内容につきましては概略ですけど、ふるさと納税の寄附金について住民税からどれだけ特別控除するかを定めている条文でございます。この条文は寄附金額から2千円を控除した残りに対して所得に応じた割合を乗じて住民税から控除するものでございます。この動向につきましては所得税のみを前提とした設計ということになっているということで、復興特別所得税の税率が今2.1%でございますが、この税率を踏まえたところで控除を受けられるように条文化されているところでございます。これについて寄附された方が控除が減るとか、

そういう話ではございません。今回所得税において復興特別所得税の税率について今2.1%であるのが、令和10年1月1日から1.1%に変わるということ。それから防衛特別所得税が1%、令和10年1月1日から施行されるということで、これについて同じように控除を受けられるように改正されたところでございます。説明が十分では。基本的に受けられる控除の額が増えるとか、減るとかではなくて、同額の定額控除を受けられるように改正されたものでございます。

9番（久野達也君） ちょっと分かりづらかったのですけれども。要はこの改正を行って税負担に影響するのではなくして、適用範囲、あるいは期間の延長だとか、防衛費とか書いてありますので、私「控除額に影響するなら、所得割に影響するが」と思ったのですけれども、その部分は所得税法のほうの適用範囲であって、要は条文整備はするけれども、例えば納税者が申告するときには申告状況は変わらないということで解釈していいのですか。

税務住民課長（中島高宏君） 納税者について今までの制度と変わることではなくて今後、復興特別所得税とかの率が変わりますけど、今までと同じように控除を受けられるということでの改正でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第25号、小国町税条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

本議案は、戦後初の軍拡増税である防衛特別所得税を創設した改定所得税法の成立に伴う条例改正であります。防衛特別所得税自体5年間で43兆円の大軍拡の財源で暮らしを壊すものであります。増税の期限も示されず今後税率が上げられる危険もあります。このような法律に伴う条例改正には反対することを表明いたしまして討論いたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時15分から行います。

（午前11時03分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を行います。

（午前11時14分）

議長（熊谷博行君）　日程第7、「議案第26号　物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ（iPadOS）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君）　それでは、議案集6ページをお願いいたします。

議案第26号　物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月9日提出

小国町長　渡　邊　誠　次

でございます。

記といたしまして

- 1　契　約　の　名　称　学習者用コンピュータ購入業務
- 2　契　約　の　方　法　随意契約（熊本県共同調達）
- 3　契　約　金　額　1千151万9千288円
- 4　契　約　の　相　手　方　福岡県福岡市中央区大名2-9-27
株式会社内田洋行　九州支店
支店長　坂口　秀雄

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　それでは、改めまして、こんにちは。

私のほうから物品購入契約について説明いたします。右肩に教育委員会資料（1）と示しております資料を御準備いただきたいと思います。物品購入契約書の件名は資料1ページの上段、総則第1条の第1号のとおり「令和8年度小国町立学校学習者用コンピュータ購入業務」です。

まず調達についての概要を説明いたします。今回文部科学省が示している「学習者用コンピュータの調達等のガイドライン」に基づきまして、熊本県が公募型プロポーザル方式による審査会を実施し共同調達を行いましたので昨年度と同様、小国町もこれに参加いたしました。導入にあたりまして熊本県が県内の自治体の意向等を確認しOSの機種ごとに又、仕様によって令和8年度は2パターンのプロポーザル審査会を実施しております。小国町の機種は昨年度と同様、iPadOS、Wi-Fiモデルで本町以外には南関町、阿蘇市の3市町での共同調達となりました。

プロポーザル審査会は3月17日に熊本県庁で実施され、3市町全体で865台を一括して調達を行うための審査会を行っております。審査会には企画提案業者が2社ございました。1社目が富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社熊本支社、それから2社目が株式会社内田洋行九州支店となっております。審査の結果、評価点が高かった株式会社内田洋行九州支店が受託候補者として決定しております。共同調達の最終段階として各市町村が受託候補者と随意契約を行う運びとなります。小国町は5月7日付けで仮契約まで至っております。1ページの契約書中、第1条第2号の品名から第4号の数量までは、5ページの【製品明細】を御覧ください。小国町に受託候補者から提示されました1台当たりの見積価格を申し上げます。基本パッケージ分としまして表の中の項ナンバー1から8、これまでが国庫補助対象となりまして、この合計が税込み5万8千300円です。付属品を含めた機種本体の購入予定台数は176台です。またオプションとなる項ナンバー9のフィルタリングソフトは、1台当たり税込み2千772円で454台分の購入を予定しております。昨年度からの2か年で全9学年を更新する計画で、今年度が2年目になります。今回の数量176台の内訳につきましては、現小国小学校の1年生から3年生の児童用として145台、教員用として30台、校内教育支援センター用として1台です。フィルタリングソフトが454台と多い理由としましては、昨年度購入しましたタブレット308台分を含めております。これは契約年数を4年一括で購入することで事務の簡素化を図るためです。

1ページにお戻りいただいて契約書を御覧ください。今回の契約金額が、(総則)第1条第5号のとおり税込み1千151万9千288円となります。また納入期限は、同条第7号のとおり令和9年3月26日としております。歳入につきましては国庫補助金が4月24日付けで531万6千円の交付決定をいただいております。資料の6ページに今回購入する機器等のカタログを付けておりますので御参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 176台の内訳が第1学年から第3学年の児童用で145台分という説明でしたが、これは要するに納入期限が来年の3月26日ですから実際に使うのは令和9年度に新入学する1年生、今の保育園の年長さんとかの年齢と今の1、2年生が実際にはこの145台を使うことになるという理解でよろしいですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 実際使うのは、おっしゃられたとおり令和9年度からになります。令和8年度末までに納入して、今は1年生から3年生ですけども来年は2年生から4年生分として使うことになります。新入学生については卒業しました分を持ち下がるというようなかたちになります。

4 番（児玉智博君） なるほどですね、分かりました。もう既に昨年度入れ替わっている現在の 4 年生から 6 年生までが使っているのを要は来年度の 1 年生は古い分を使うということになるわけですね。なるほど。それでもう 1 点確認です。保証期間というのが 1 年間は無償修理ということになりますので 3 月の 26 日までに入ったときから、それよりももっと早く 1 月とか 2 月に来ればですけど、切替えの時期として今の 1 年生から 3 年生ですね。例えば 2 月に入りましたと。そしたら、2 月の入った時点で新しいものに変えていって保証期間は納入された日から 1 年間というふうになる考えでよろしいですかということと、今大体どの電気屋さんとかに行っても家電製品とか、そういうのはメーカー保証は 1 年間ですけど、例えばヤマダ電気とかありますけど、「うちで 2 年間保証しますよ」と、「その代わり保険料がどれぐらいです」とかいう話があるのですが、こういう電子機器というのは当たり外れというのがあって、ノートパソコンなんかも 10 年間使えるものもあれば、5 年ぐらいで故障するとかいうことも私の経験上あるわけですけど、万が一 6 年生が使っていたものが 1 年生が使うようになると、そういった故障した場合なんかの対応というのは、どうなるのかなというふうに思いますけれども、こういった想定をされているか、そういう想定があれば御説明いただければと思います。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） まず最初の質問の保証期間につきましては、契約書の第 5 条のところで「物品納入後」というところになっておりますので、契約書上も納入が早まれば、それから 1 年というふうにみられるものと思います。それから、故障の件につきましては 1 年間は保証期間が付くものなのですけれども別途、G I G A の支援で委託をしているところがございます。そこで端末辺りの故障辺りが出たときは、そこの業者に見ていただいて有償分であれば、もちろん修繕費で払って修理を行うというところですよ。昨年度までの実績としては 5 年間使ってきた中で有償が 1 件、それから無償で修繕いただいた分が 5 件という実績がございます。修理の台数としては入れた台数から割合的には少ないのではないかと認識しております。

4 番（児玉智博君） では納入後 1 年間ということなので、2 月に入ってくれば直ちに児童が今使っているものと交換をするという理解でいいのかということと、それと義務教育学校というのはタブレットというのは貸与のかたちでやっているのですか。高校の場合は今年から保護者負担が出るからということだったので、3 年間それを使って卒業後は教科書とかと一緒に卒業後その人のものになっていく、使えれば使う人もいるのかなというような感じがしているのですけれども、その辺が学校のものを貸与されて誰かが使っていたものを使うと。高価なものなので学校の備品としてという考えもあるかと思うのですが、高校みたいに児童生徒の「あなたのものですよ」というふうな運用をしているところというのは県内には全くないという理解でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） まず最初の質問で納入が早まればというところで、そこで入れ替えるかというところですけども、タブレットは各クラスで格納するものがございまして、そこで入替えないといけないので余り早まるとどうしてもちょっと支障があるというところで、

ある程度年度末ぎりぎりで納品をしていただく想定で今考えております。それから義務教育学校は貸与かというところで、うちの町は町の物品として納入契約しまして、貸与というかたちで貸し出します。取扱いに関しましては、保護者には「故意に破損した場合は、もちろん個人負担になりますよ」というような知らせを以前はしております。県内全体としましても調べてはないのですけれども高校と違って国庫補助も付いてくるようなシステムになっておりますので、市町村が購入して貸与するシステムが全体を占めているのではないかと考えております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1 番（江藤理一郎君） 1 番、江藤です。

質問させていただきます。まずは製品明細のところにある「何とか COMB04」が 3 年保証、それから、「mobiconnect for Education」、これが 4 年間とあります。また、G I G A スクール版の「i-FILTER @Cloud」が 4 年間とあります。こちらについては次の更新というのは大体いつぐらいになるのか、前回購入されたのが 5 年前ということでしたので保証期間内で賄われるのか、次のまた更新になるのかという質問と。それから、いろいろ物価の高騰によって機器等も端末等も値段が上がっていると思いますが、当初 5 年前に購入されたときの 1 台当たりの価格というのは大体幾らだったのか、確か同じ内田洋行だったとは記憶しておりますが、その辺りも分かればお願いします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 御質問ありがとうございます。この製品明細にあります物品については、それぞれ年数が違いますけど保証期間がございます。上の 2 番になりますとキーボード付きのタブレットのカバーのところは 3 年保証です。それから 5 番につきましては、モビコネクトと言いましてタブレットを制御するソフトになります。例えば紛失したときに遠隔でその使用を止めるとか、そういったものに使うソフトになります。それから一番下の i-FILTER は有害サイト、そういったもののアクセスを制限するソフトになっております。それから価格については私も調べておりました。昨年の分につきましては 1 番～8 番までが税込み 5 万 8 千 3 0 0 円と申し上げましたが、今年度はこの分が税込み 3 3 0 円逆に安くなっております。そのような価格になりました。

以上でございます。

1 番（江藤理一郎君） では質問した当初の価格です、5 年前に購入したときの価格と、それから次の更新はいつを想定されているのかという質問に対しては。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 5 年前の資料については、ちょっと準備しておりませんので後で説明したいと思います。それから更新時期につきましては、電子機器というところで償却年数が大体 5 年というところで定まっております。前の端末はハードディスクとかストレージと言いまして、その容量が 3 2 ギガバイトという少なさがあったので、文科省は今 6 4 ギガバイトを推奨しておりまして今回はもっと多く 1 2 8 ギガバイトですけれども、それに更新するもの

です。どうしても子どもたちが毎日教育の中で使うものでありますので切れ目ないというか、故障で端末がないとか、そういう状況はなくしたいと思っておりますので、ある程度定期的に5年をめぐりに更新をしていきたいと考えております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ（iPad0S））、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第27号 公共工事請負契約の締結について（町道倉原松原線橋梁（大橋）補修工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第27号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町道倉原松原線橋梁（大橋）補修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 7千546万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原2420番地2
有限会社 時松産業

代表取締役 時松 秀吉

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） 改めまして、こんにちは。

それでは、御説明申し上げます。別紙の総務課資料（１）を御覧ください。電子入札による入札結果でございます。開札日は令和８年５月２１日です。予定価格が税抜額で７千１０６万５千円でした。８社を指名し有限会社時松産業が入札価格６千８６０万円、消費税込みの価格７千５４６万円で落札いたしました。

次のページの公共工事請負仮契約書を御覧ください。工事番号は補第３９号、工事名は町道倉原松原線橋梁（大橋）補修工事、工事場所は阿蘇郡小国町大字宮原地内です。工期は令和９年２月２６日までとなっております。令和８年５月２５日付けで仮契約を締結しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

建設課長（長谷部公博君） 改めまして、こんにちは。

それでは、私のほうから工事内容について御説明申し上げます。建設課資料（１）を御覧ください。

工事概要について御説明させていただきます。施工延長は２３．４メートルでございます。主な工種としましては、上部工補修工１式、下部工補修工１式、舗装工１式、伸縮装置取換工１式、親柱補修工１式、仮設工１式でございます。

次に資料２枚目にありますのが、車道部の補修する箇所を色分けしてございます。資料左側上段が上流側から見た側面図、下段が平面図でございます。資料右側の断面図は側面図にそれぞれの位置を示しております。

続きまして資料３枚目にありますのが、歩道部の補修する箇所を色分けしております。

御説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第２７号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君） 「町道倉原松原線橋梁（大橋）」と、この「大橋」ですけれども橋梁点検でどのような判定を受けて今回の補修工事に至ったかというところを御説明いただけますか。

建設課長（長谷部公博君） 御説明申し上げます。橋梁点検が大橋につきましては２０２３年度に実施しております。判定結果は４段階ございまして健全なほうから１、健全ではないほうが４というかたちになります。「大橋」につきましては、ＲＣ構造でございまして長年の劣化等もございまして変色、劣化、欠損、ひび割れ、そういったものが多数見受けられたということで、健全性判定は「３」という判定をいただいておりますので今回補修ということにしております。

以上でございます。

４番（児玉智博君） 明日、一般質問で詳しく聞こうかというふうに思っているところなのですが、

ハザードマップですね。以前のものが平成30年に作成されて冊子になって各家庭に配布されたものがありますが、今町の公式ホームページでは新たに作られたハザードマップが出てきていて、びっくりしたのですが町の中心部が浸水想定で、とにかく赤く色を塗られているわけです。この役場も浸水する想定になっていますから、当然大橋も雨の降り方とか条件次第では浸水する可能性があるということだと思います。そういう中で既に筑後川本流の通称「静川」とか言われたりしますが「大橋」ではないけど、その上流にある「宮前橋」は以前あの辺が越水したことがあります。いろんな木の枝とか、ごみが橋の欄干とか橋脚に引っかかっていた記憶も皆さんもあると思うのですが、今回7千万円で補修しますので全く改良工事にはならないわけです。ですので橋の真ん中、川の真ん中に橋脚が残るわけなのですけれども、なるべく氾濫させないためには橋の橋脚なんかは無くしていく方向に持っていったほうがいいかと思うのですが、町としてはそういった改良工事、橋脚はなるべく無くしていった大雨の時期とかの防災に備えようというような計画というのは全く検討もなされていないのか教えてください。

建設課長（長谷部公博君）　今回は補修工事として出させていただいておりますが、橋脚を無くす辺りの防水対策としての橋梁改良辺りの計画というのは現時点でございません。ただ、橋につきましては国の道路橋示方書という基準がございまして、基本的には適切な管理、修繕等されれば100年は基準設計期間ということで一応の標準はございます。「大橋」につきましては供用開始が昭和3年ということで98年経過をしております。単純に申しますと橋梁の修繕というのは今後どこまで続けるのか、果たして改修も含めて、架け替えも含めて、検討するかというのは今後の課題でございまして大体、来年度5年計画となる橋梁等の長寿命化計画を見直しする予定でございます。そういったところは、維持、修繕、補修辺りがメインにはなろうかと思いますが、議員のおっしゃるような防災対策も含めながら新たな補修計画辺りは検討していくことになるのかとは思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号、公共工事請負契約の締結について（町道倉原松原線橋梁（大橋）補修工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第28号 令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の8ページをお願いいたします。

議案第28号 令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9千216万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）についての説明をさせていただきます。補正予算書をお願いいたします。

今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ816万6千円を追加するものです。

まず、歳出全体の人件費の部分から御説明いたします。議会費から教育費までに出てくる人件費、給料、職員手当等、共済費につきましては、総額で989万8千円の減額補正になります。

この主な理由といたしましては、令和7年度中の自己都合退職者の人件費の減額と新規採用職員及び人事交流職員の給与、手当等の額の確定によるものでございます。以下、各目ごとに増減が出ております人件費につきましては、人事異動等に伴い職員の配置が変わったことが主な要因と

なります。

それでは、歳出の補正について説明させていただきます。

まず款の２総務費です。６ページをお願いいたします。項の１総務管理費、目の１一般管理費、節の１７備品購入費の公用車購入費５１４万８千円は、出張用の公用車が使用年数や走行距離が多くなっているため公用車を購入するものでございます。次に目の３財産管理費、節の２４積立金の財政調整基金積立金４７万５千円は、新規購入債権の年間利息分の積立金の増額です。

次に款の５農林水産業費です。８ページ下段をお願いいたします。項の１農業費、目の７担い手育成推進事業費、節の１８負担金補助及び交付金の新規就農者育成総合対策経営開始資金２１５万円は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資するための資金を交付するものでございます。

次に９ページをお願いいたします。項の２林業費、目の３林道費、節の１０需用費の修繕費２５０万円は、大雨による路面の洗掘や路肩の崩落等が発生しており、修繕を行う必要があるため増額するものです。次に目の４治山事業費、節の１０需用費の修繕費５０万円は、４月の大雨により法面の一部が崩落したため、修繕を行う必要があるため増額するものでございます。

次に款の７土木費です。１０ページをお願いいたします。項の２道路橋りょう費、目の１道路維持費、節の１２委託料の実施設計委託料６００万円は、町道上滴水線の側溝の機能強化に係る実施設計委託料です。次に項の４住宅費、目の１住宅管理費、節の１２委託費の設計監理委託料の７０万円は、柏田団地及び関田団地のＬＥＤ化と分電盤改修に係る設計委託料の増額です。

以上、歳出について説明をさせていただきました。

続いて、歳入について説明させていただきます。

５ページをお願いいたします。まずは款の１５県支出金、項の２県補助金、目の４農林水産業費県補助金、節の１農業費補助金の新規就農者育成総合対策経営開始資金の２１５万円です。これは担い手育成推進事業費に充当いたします。次に款の１６財産収入です。項の１財産運用収入、目の１利子及び配当金、節の１利子及び配当金の財政調整基金積立金利子収入４７万５千円は、新規購入した債権の年間利息分で財産管理費に充当いたします。最後に款の１８繰入金です。項の１基金繰入金、目の４財政調整基金繰入金、節の１財政調整基金繰入金の５５４万１千円は、歳出の一般財源に充当いたします。

これで一般会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第２８号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君） ３点確認させてください。まず一つが新規就農者育成総合対策の２１５万円についてですが、全員協議会では交付の審査をする協議会というのが農業委員さん、認定農業者

の会の代表者、あるいはＪＡ阿蘇、県の阿蘇地域振興局の担当者の人たちが集まって出すかどうかをそもそも決めると。ところが毎年きちんとやっているかというような確認の現地調査については県の地域振興局から来た人とＪＡの担当者だけが見て、協議会としては情報共有ももうやっていないということでした。その理由が、「別に農業委員さんとか、ふだんから顔を合わせるから相談なんかには乗っているから」というような話だったのです。仕組みとして、どうなのかというのがあってですね。議会にしても予算を議決して、１年間通じて決算をして、認定するかどうかは本会議で議決したことは本会議で議決するわけです。決めた人とチェックする人が同じであるわけです。予算は本会議で議決したけど、決算については委員会では認定しないなんていうことはあり得ないわけです。それと照らしても何かよく分からない答弁だなというのがありますし、ただ制度としてチェックを協議会がしないでもいいということが日本全国でそうになっているならそう答えればいい話ではないかなというふうに思ったわけです。では今日は何を確認するかというと産業課長の答弁でいうと、相談に乗るのは町が制度として確立しているわけではなくて、「個々の農業委員さんの自己責任」というふうに言っているように聞こえたわけです。「相談に乗らなかった、この農業委員さんが悪いんですよ」というふうに言っているように聞こえてしまいます。結局チェックすることについては、どこが責任を持つのかというのをはっきりしてほしいわけです。役場の産業課が事務局になっているわけだから、「そこら辺のチェックは私たち事務局で責任を持っていますからお任せください」と、そういう力強い答弁をいただければ言うてほしいし、あるいは「それは制度上、見に行ったＪＡ、それから熊本県の担当者、この人たちが責任を持ちます」ということであれば言うてほしいわけです。要はその責任の所在がどうなっているのか。今一度ここはきちんと確認をさせていただきたい。

それから、９ページの林道費についてですが２５０万円が雨などで林道の舗装なんかが洗われたところの修繕だということを言われましたので、具体的にどの路線を修繕するのか、そして、いつの大雨でそのような状況が生まれているのかを教えてください。それともう１点、上滴水線の実設計委託料もございます。これは上滴水線の総延長が何キロあって、そのうちの何キロ部分の排水、側溝の入替えを行うのか、地元から要望が出ていたのか、それとも機能改善の必要性を認識されたのがいつの段階だったのか、御説明をお願いします。

産業課長（穴井 徹君） 今議員が言われたように新規の審査については、審査会のほうで先ほど言われたメンバーのほうで審査を行っております。全員協議会のほうでも説明しましたが２か月に１度町のほうで日報等を確認させていただいて経営状況の判断をしております。１年に１回主なメンバーとして町、県、ＪＡ等で現地確認を行っております。全員協議会のときちょっと私のほうの確認不足もありましたが、その際、農業師匠制度を利用された新規就農者に関しては適宜、毎回ではありませんが農業師匠の同行を依頼したり、作物によっては農業委員のほうにも同行していただいているときがあります。あと事業上の確認項目といいますと農業を継続しているかと

ということが1番でありますので、そちらのほうは2か月に1度の報告と年度の暦年が終了いたしましたして確定申告が終わった後で申告書等の提出もいただいております、農業を継続しているという確認をしております。それは産業課のほうで確認しております。お金の交付が終わってからではなく事後も後追い調査ということで後年も農業継続しているということで産業課のほうに報告していただくようになっております。

以上です。

建設課長（長谷部公博君） まず林道のほうの補正の路線名についてお答えしたいと思います。林道のほうは林道湯ノ平線、北里弓田線、星ヶ太郎線の3線でございます。4月の10日、日雨量84ミリの降雨を記録しておりますが、その後、役場の職員もですが間伐を実施する小国町森林組合等が森林施業を計画されて実施するために現地のほうに行かれまして、その際どうしても路面が洗われて「木材を搬出するトラックが入れない」というお話もいただきましたので、1か所とかではなくて全路線に対して複数か所の簡易的な路面の碎石を入れたりとか、そういったものを対象にさせていただいております。

続きまして、上滴水線の件でございます。上滴水線の総延長につきましては、申し訳ございません今、手元に数字がございませんので、また後ほどお答えしたいと思います。場所につきましては町道志屋線と町道上滴水線の合流地点から上滴水集落に向けて100メートルを計画しております。これにつきましては、道路の排水等が流末が上滴水線の橋がございますけれども、そちらのたもとから出ておりまして、そこの流末付近が河川あとは雨等でやられております。流末等もちょうと破損しておりますので、側溝を入れ替えて流末のはけ口を変えようということで計画をしようとしております。これについては地元からも過去にお話があったということで伺っております。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 上滴水線が町道志屋線との合流地点から100メートルということで、すみません私が思っていた場所とちょっと違ったもので地図的なもので言うと、橋のたもとというのは上滴水集落の手前の天神さんのところの橋のことをおっしゃっていますよね。それから100メートルというのは、どちら方向に100メートルですか。

建設課長（長谷部公博君） その橋を起点にしますと、それから今度は下巢のほうに向かう町道が入っていると思いますけど、そことぶち当たる場所です。その区間になります。

以上です。

4番（児玉智博君） よく分かりました。下り坂ですね。下っているし、水の勢いもかなり強いものがあるかと思うのですが、要するに地元からのそういう改良の要請というのが大体何年前からあったというふうに町は認識されているのですか。

建設課長（長谷部公博君） 申し訳ございません。その期日、何年前というのは今確認しておりま

せん。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） このまま採決まで行っていいですか。ほかに質疑ございませんか。

では、暫時休憩いたします。次の会議は1時から行います。

（午後0時04分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 議案第28号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） それでは、午前中の議案第26号の中で1番の江藤議員からの質問で、お答えできなかった分についてお答えいたします。令和2年度に共同調達によりまして入れたときの税込みの価格が1台当たり5万3千845円でございます。今回入れた分が5万8千300円というところになりますので差額が4千455円値が上がっておりますが、スペックが前回32ギガバイト、今回128ギガバイトとストレージの容量が上がっていますので一概には比較になりませんが、御参考のためにお知らせいたします。

以上です。

建設課長（長谷部公博君） 午前中、児玉議員より御質問がありました件で、お答えできなかった分を改めてお答えさせていただきます。上滴水線の総延長につきましては2千282メートルでございます。今回の上滴水線の計画延長は100メートルでございます。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） それでは、議案第28号について質疑に入ります。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

10ページの住宅管理費について1点お尋ねさせていただきたいと思います。総務課長の提案理由の説明の中で設計監理委託料として柏田、関田住宅のLED化、それから分電盤等々説明ございました。LED化をする部分として、どの部分なのか。例えば共用部分の階段だとか、あるいは敷地内の照明だとか、要は適用範囲がどこまでなのか。それとあと、これを実施するときに今後、工事請負費等が当然生じてこようかと思えますけれども、今後の部分も含めて御説明いただけたらと思います。

建設課長（長谷部公博君） お答えさせていただきます。

今回の町営住宅のLED化につきましては、対象が柏田住宅160戸、関田住宅の24戸、あとは共用部分のところが範囲となります。箇所については部屋の中で言いますと台所とか、リビングとか、照明等でもともと役場が付けていたもの等が交換対象というふうになっております。この工事費につきましては、令和8年度の当初予算の住宅費のほうで一応予算額としては5千万

円を計上させていただいております。

以上でございます。

9 番（久野達也君） LED化というと少し時期的に遅いかなと、タイムリーではないかなという部分もありますけれども、ただLED化を行っていくということには評価させていただきたいと思います。では、敷地内の照明はもうLED化なされているということで理解してよろしいのですか、外灯等含めて。

建設課長（長谷部公博君） どの部分がLED化しているかというのは私のほうでは個別には把握しておりませんが、単純に当初団地の中で役場が管理する部分についてLEDになっていない部分については今回更改させていただくということになっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） すみません、先ほど聞いていた続きで私、林道の修繕費について「4月10日の雨が降った際に路面が洗われた」というふうに言われたのかと思って休憩中に確認したら、そうではなく「森林組合の人たちが入って行って、見つけたのが4月10日に雨が降った後であって、それで役場に「これではトラックが入れられない」という話が来た」ということでした。というふうに言われたので今の私が言ったので間違いがないのか確認するのと。であれば一体いつから湯ノ平線、北里弓田線、星ヶ太郎線のこういう状況が起きていたのかということがちょっと私気になるわけです。大体2年に1度ぐらいだったと思うのですが林道の草刈りを町は森林組合に委託しております。そういったときに今回の湯ノ平線、北里弓田線、星ヶ太郎線が草刈りの対象の地域となっているのかという質問。それ以外の部分でも草刈りをするとき林道の中に人が入っていくわけですが、そういったときに草を刈るだけではなくて、「ここは車が入れないような状況になっているなあ」とかいう部分を発見したときには町は教えてもらえないのか。梅雨明けとか、大雨が降った後にアスファルト舗装とか、コンクリート舗装をしていないところは雨水の流れ方によっては、こういう状況というのは、どうしても出てくると思うのですが、それをずっと長期間ほったらかしにしておけば、どんどんどんどん本当路面というのは傷んでいて、ひいては土砂災害なんかも引き起こす原因にもなりかねないというふうに思うわけですが、今回この湯ノ平線、北里弓田線、星ヶ太郎線は人の目というのが入る状況にあったのか、なかったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

建設課長（長谷部公博君） この3路線につきまして林道の草刈り委託は建設課より発注させていただいております。この3路線につきましてのこれまでの草刈りの実施なのですが、令和7年度にこの3路線につきましては草刈りを実施しております。その際に先ほど議員おっしゃられました例えば路面の状況とか、何かあったときに情報提供はないのかというお話ですが、大きな欠落とか、全く車が通れないような災害復旧とか、そういった規模の対象になるようなも

のであれば情報が入ることがございますが、今回の3路線につきましては草刈り後に役場のほうに「こういう状態だよ」というような情報提供はございませんでした。

以上です。

4 番（児玉智博君） 草刈りが令和7年、昨年、実施されているのであれば竣工検査とかは町が現地に行って目視確認とかはしていないのでしょうか。写真とか書面上での確認にとどまっていたのか教えてください。

建設課長（長谷部公博君） 草刈り委託を出す路線としましては、令和7年度は全体で30路線の4万2千メートルほどになります。確認検査につきましては、現地での確認というのは実施しておらず書類等での検査確認になっております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第28号、令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「議案第29号 令和8年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集9ページをお願いいたします。

議案第29号 令和8年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和8年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第１号）をお願いいたします。１ページです。

令和８年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 令和８年度小国町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第２条 令和８年度小国町下水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第１款、資本的支出、第３項、投資に２０８万円を追加し、７６８万２千円とする。

令和８年６月９日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

建設課長（長谷部公博君） それでは、私のほうから令和８年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして御説明いたします。今回補正をお願いいたしますのは、資本的支出２０８万円を増額させていただくものになります。

建設課資料（２）を御覧ください。理由としましては、令和６年度繰越事業により実施しましたマンホール、ポンプ等の更新事業に対する特定財源に後年交付金というものがございまして、その交付金の受入れが企業会計出納閉鎖期間４月以降というかたちになりました。よって、この交付金を原資とした令和８年度当初予算内の基金積立額が不足することから、補正による増額をお願いするものでございます。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第２９号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第２９号、令和８年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第11、「同意第2号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集10ページをお願いいたします。

同意第2号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原3245番地

氏 名 小田 清

生年月日 昭和35年9月4日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

小田清さんは、現在65歳で認定農業者でございます。推薦団体は宮原農事振興会です。農業の経営状況といたしましては、経営面積約10ヘクタールで主な経営作物は水稻と酪農でございます。農業委員は今回が初めてになります。経歴は酪農を中心とした農業経営を行っておられます。過去には酪農振興会の会長や熊本県農業大学校後援会長を務められた経験があり、農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 議会運営委員会で今回の農業委員の同意というのですかね、この任命についての議案については挙手採決ということで。大体、小国町議会の人事は慣例で無記名投票で行っていたのですが、前回の農業委員会もそうでしたが今回は違うということで、「どうしてですか」というふうにお尋ねしたら、「この方、小田さんは認定農業者の会が推薦しているけれども各団体からの推薦があつて、そのためには議員も採決に責任を持たないといけない」と。「誰が賛成反対したかというの、そういう人たちにも分かるようにしないといけない」ということで

した。私もそれは、とてもいいことだなと思いましたが、それならほかの教育委員とか、そういう人についても頼まれて、「やってください」とお願いされて、「よし、分かりました、やりましょう」と引受けられたわけですから推薦者がいる、いないにかかわらず、それは全部一緒にすればいいのに何でこれだけするのかなというのが、そこはちょっと私が分からないところなんですけど。そこで推薦団体についてちょっと確認です。この後、各大字単位で選ばれた方には協議会推薦の方もいると思うのですが、ところが、ほかのところは総会が終わったところもあるかもしれないですけど黒淵の協議会というのは23日が総会なので、まだ総会が開かれていないのです。団体の推薦と言っても、どこまでが、「この人を町に農業委員として推薦する」というのを承知しているのかというのがちょっと私分かりませんので、その確認のために聞きます。まず町は推薦依頼というのを、どういうかたちで各団体にして、各団体からどういうかたちで、「この人を推薦します」ということで上がってきているのか説明をお願いします。

産業課長（穴井 徹君） まず団体への説明の前に、まず公募の方法としましては文字放送、ホームページ、あと窓口等での説明で対応させていただいております。今回に限らず前回3年前のときも各大字協議会長のほうにお集まりいただいて、「農業委員の任期満了に伴い、各協議会ですとか、農事振興会等の農事団体から推薦したい方がおられる場合は、推薦をお願いしたい」ということでお話をしております。その際にスケジュールですとか、そういったかたちの御説明もさせていただいております。先ほどお話ありました各団体において団体での選考の方法については各団体のほうにお願いしている関係上、私の知っている範囲では、どうやって選考したかとかは具体的には分かりません。

以上です。

4 番（児玉智博君） お集まりいただいて口頭だけのやり取りで完結しているというふうに理解してよろしいですか。

産業課長（穴井 徹君） スケジュール等については資料でお渡ししております。現農業委員7月19日までの任期の農業委員の方については、「どういったところが推薦母体であった」というお話はさせていただいております。

以上です。

4 番（児玉智博君） ではなくて私が聞いているのは「推薦してください」という依頼を口頭で済ませているのか。それを受けた各団体の代表者さんが、「この人を推薦します」というのも口頭で終わっているのかという確認です。「各団体で、どういうふうに、推薦者を決めているのかというのは承知しておりません」と、それはそうでしょう。別にそこまで調べろとは言いません。ところが最低限、それだと団体の推薦というよりも団体の代表者として来た方が、それぞれの会長とか肩書があるにせよ個人としての推薦、別に個人推薦でも別に制度として問題ないから、それはそれでいいんですけど、ただ、「推薦団体は、どこどこです」と議会で説明される以上は、

ある程度文書で「何々会長、誰々」で会長印が押してあるとか、そういうところまで裏づけがあった上で「団体の推薦です」というふうにおっしゃっているのかどうか、それを確認したいので、どの辺まで口頭、どの辺まで書面ででのやり取りをされているのか教えてください。

産業課長（穴井 徹君） 大字協議会長への説明は、現農業委員の推薦母体ですとか、そういったところは書類のほうでお渡ししております。各団体からの推薦については、決められた様式がありますので、そこで責任者の氏名等が記載されたものを申請書として受け付けております。今議員も言われておりましたが、個人からの立候補制もありますし他薦、他の団体、また農業者等からの推薦等もありますので限定されているわけではありません。そういったかたちで最終的には申請書のほうには団体の代表者ということで記載されております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

人事案件は原則として無記名による投票を行っておりますが、同意第2号から同意第9号までの農業委員会の委員の任命についての採決方法は、議会運営委員会において挙手採決と決定しております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

同意第2号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第12、「同意第3号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の 11 ページをお願いいたします。

同意第 3 号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしましては

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1 4 7 3 番地 1

氏 名 穴井 幸子

生年月日 昭和 31 年 2 月 3 日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

穴井幸子さんは、現在 70 歳でございます。推薦団体は宮原農事振興会です。農業の経営はしておられません。現職農業委員でございます。経歴は元小国町役場職員で農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。この方につきましては、法律で定められた利害関係を有しない中立の委員ということ、また積極的な女性の登用ということでお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第 3 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） 現職だけれども宮原農事振興会が推薦をしていると。利害関係がない人を利害関係の団体の人が推薦しているのかというのが、ちょっと引がかかったものですから御説明願えますか。

産業課長（穴井 徹君） 最初の質問のときに児玉議員も言われておりましたが、団体の推薦内容ですとか、審議の仕方については、私も全部把握はしておりませんし、把握する必要はないかと思いますので、そこについてはちょっと差し控えさせていただきますが、中立委員ということで、前は農業されている方ですとか農業団体からの推薦ということで農業委員が構成されておりました。しかし、現制度になって農業する方だけではなく農地転用ですとか、あらゆる面の審議もされておりますので、中立の立場ということで委員として登用されているところでございます。推薦団体については宮原からの推薦ということで、農事振興会で統一されているのではないかとはいえます。

以上です。

4 番（児玉智博君） それは把握していないとかいう話にはならないと思うのです。だって、「中立、利害関係のない委員は置かなければならない」でしょう。「置くことができる」ではなくて、「置かないといけない」と法律で確かそう決まっていますよね。法律で決まっているのであれば利害関係のない中立な人を 1 人は置かないといけないのだけでも、それが全然非農家の方が自薦で「私が」と言って来たとかなら分かるのだけれども、農事振興会という以上は「農事」、農業のことをやっている団体ではないですか。大字宮原協議会であれば利害関係は直接はない。構成委員の中に農業している人はいたとしても、別に農業のための組織ではないわけだから宮原協議会なら分かるけれども、宮原農事振興会で出ているのだから、「利害関係のない中立の委員を何で利害関係がまさにある団体が推薦しているのですか」というふうに疑問に思うから聞いているのですけど。何でこういう経緯になってしまっているのか。全部で 8 人いるのですけど、町が調整しないと利害関係のある人が 1 人は出てこないと思うのです。全部が認定農業者とか出てきてしまったら適法な状況にならないから。そこは町がそういう依頼の仕方をしているから、こういうふうになっているのではないですか。ちょっと説明してください。

産業課長（穴井 徹君） 先ほども述べましたが大字協議会長に対して御説明させていただく機会を設けております。宮原については、大字宮原協議会と農事振興会が協議された結果で穴井さんが推薦されているものと思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） そしたら、ちょうどまい具合に中立の委員が 1 人だけ推薦されるというのは、それはどういうこと、偶然ですか。偶然こうなったわけですか。

町長（渡邊誠次君） 選出のほうですので実際僕がその立場にいるかどうかはちょっと別としても、いろんな話を農業委員会さんとさせていただく中で、「できるだけ現職の皆さんには残っていただきたい」という方針は私のほうから去年もその前もずっとお願いをしておりました。その中で残られた方が、たまたま利害関係にあられる方ではないということではなかろうかというふうに思います。それから制度上の問題ではありますが、利害関係がない方を農事組合法人が推薦するといった部分は、利害関係があっても、なくても制度上は基本的には問題ないと思います。もちろん現職の農業委員でございますので、3 年間きちっとその中で動かれた方ということで宮原農事振興会からの推薦になったのではなかろうかというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第３号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、同意第３号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第１３、「同意第４号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集１２ページをお願いいたします。

同意第４号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月９日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田５１７４番地

氏 名 時松 浩一郎

生年月日 昭和３０年１０月２１日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

時松浩一郎さんは、現在７０歳でございます。推薦団体は大字上田協議会でございます。農業の経営状況としては、経営面積約１．２ヘクタール、主な経営作物は水稻です。現職農業委員でございます。経歴は元熊本県庁職員でございまして、現在は水稻を中心とした農業経営を行っており農業についての見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第４号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第４号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第１４、「同意第５号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集１３ページをお願いいたします。

同意第５号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月９日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里７４８番地

氏 名 木附 栄三

生年月日 昭和３１年５月１０日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

木附栄三さんは、現在７０歳でございます。推薦団体は大字北里協議会です。農業の経営状況といたしましては、経営面積約０．５ヘクタール、主な経営作物は水稻です。農業委員は今回が初めてになります。経歴は水稻を中心とした農業経営を行っており、６年間農地利用最適化推進委員として務められております。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第５号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第５号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、同意第５号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第１５、「同意第６号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集１４ページをお願いいたします。

同意第６号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月９日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里２７１番地

氏 名 田代 カズヨ

生年月日 昭和２９年４月１７日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

田代カズヨさんは、現在７２歳です。推薦団体は大字北里協議会です。農業の経営状況といたしましては、経営面積約０．４ヘクタール、主な経営作物は水稻です。現職農業委員であります。

経歴は長年、婦人会、女性会などにも積極的に参加されており、地域の実情に精通しており農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。この方については積極的な女性の登用もということでお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 定数が8人ですので各大字から平等には出せないわけですね、大字は六つしかありませんから。そうした中で宮原地区の団体、それから北里地区の団体からの推薦人が2名というふうになっております。そのほか黒淵、上田、西里、下城の四つの大字は1人というふうになっていますけれども、協議会長さんを集めたときに町のほうから、「宮原さん、北里さん、2名でお願いします。そのほかのところは1名推薦してください。」というようなかたちで依頼をされているから、こういうふうになったのでしょうか。また、そうであるとするならば宮原と北里だけが2名になっている理由を教えてください。

産業課長（穴井 徹君） 協議会のほうで最終的にどういうお話になったか、協議会同士でどういうふうなお話しになったか分かりませんが、まず町のほうから「現職の方の御意見は尊重していただきたい」ということでお話ししております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 8人を「うちを出さない」と言って、「無理、人がいないもんな」と言って出さなくてもいいということですか。仮に人口が半分以上集まる宮原が5人で、そのほかは出さないところもあったりとか、そうそういうふうになっても、それは致し方ないというのが町のお考えということで確認していいですか。

町長（渡邊誠次君） 決して、そのようなことはありません。農業委員さんとお話をする中で、また各協議会の協議会長さんとお話をする中で、これまでもそうでしたが法的に変わったというものもありますが、農業委員さんの任命に当たっては難しい、なかなか成り手がおられないような話で、今の現状はどうか分かりませんが昔は非常に厳しかったような状況がありました。そのような中で人数割だけではなくて地域の特性がありますし、農業はもちろん土地の問題が一番大きなところでもあります。そういったところでは各大字単位で、ある程度その地域地域に人がいたほうがいいと思われること、また最適化推進委員さんとの兼ね合い等々もありますので、そのような中で農業委員さんの中でお話ができているというふうに思いますし、各大字の協議会長さんからも農業委員の大切さ、役割の大切さ辺りを話されているというふうに思いますので、こういったような役割というか、配分というか、そういったかたちになったのではなかろうかというふうに推察をいたします。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第6号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第16、「同意第7号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集15ページをお願いいたします。

同意第7号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里2003番地

氏 名 松野 英一

生年月日 昭和31年6月19日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

松田英一さんは、現在69歳でございまして認定農業者であります。推薦団体は大字西里協議会です。農業の経営状況といたしましては、経営面積約3.4ヘクタールで主な経営作物は原木シイタケと水稻です。現職の農業委員でもございます。経歴は原木シイタケを中心とした農業経

営を行っており、生シイタケ部会の部会長をお務めいただいております。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第7号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第17、「同意第8号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集16ページをお願いいたします。

同意第8号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城2079番地

氏 名 時松 達也

生年月日 昭和33年8月18日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

時松達也さんは、現在67歳です。推薦団体は大字下城協議会です。農業の経営状況としては、経営面積約2.6ヘクタールで主な経営作物は水稻とハウレンソウです。現職農業委員でもございます。経歴はハウレンソウを中心とした農業経営を行っており、6年間農地利用最適化推進委員として務められております。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第8号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第18、「同意第9号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集17ページをお願いいたします。

同意第9号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵2434番地1

氏 名 梅木 隆志

生年月日 昭和35年5月15日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

梅木隆志さんは、現在66歳です。認定農業者でございます。推薦団体は大字黒淵協議会です。農業の経営状況といたしましては、経営面積約1.3ヘクタールで主な経営作物は水稻とコマツナです。以前、農業委員を務められたことがあります。法改正後の推薦応募制となった農業委員は今回が初めてとなります。参考ですが以前は平成23年から平成26年まで務めておられました。経歴は施設園芸を中心とした農業経営を行っており、3年間農地利用最適化推進委員としても務められております。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意第9号、小国町農業委員会の委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第19、「報告第2号 令和7年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集18ページをお願いいたします。

報告第2号 令和7年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） 令和7年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の内容について御説明させていただきます。別紙、報告第2号、令和7年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。令和8年第1回小国町議会定例会で補正予算として上程し可決していただきました繰越明許費の中の14事業の繰越額の計算ができましたので、ここに報告するものでございます。翌年度への繰越額の合計といたしましては、12億6千151万5千円を繰り越すものです。この財源内訳としましては、国県支出金が8億7千262万1千円、地方債が1億4千450万円、一般財源が2億4千439万4千円となっております。

以上で、報告を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第20、「報告第3号 令和7年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 議案集19ページをお願いいたします。

報告第3号 令和7年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和8年6月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

建設課長（長谷部公博君） それでは、私のほうから令和7年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。お手元の報告第3号、令和7年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書を御覧ください。翌年度への繰越額としましては、7千89万7千円を繰り越すものです。この財源の内訳としましては、国庫支出金2千373万700円、企業債4千700万円、損益勘定留保資金16万6千300円となり不用額は1千527万7千400円となっております。不用額につきましては、昨今の物価上昇を想定しまして令和6年度工事費の設計額から1.2倍程度の上昇を見込んで令和7年度予算を組んでおりましたが、実際に設計を行ったところ想定していた設計額の上昇には至らなかったことから不用額として計上

いたしております。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。次の会議は2時5分から行います。

（午後1時55分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後2時04分）

議長（熊谷博行君） 日程第21、「小国町議会調査特別委員会に付託中の「議員による不適切行為に関する調査」について委員会の中間報告の件について」を議題とします。

小国町議会調査特別委員会から議員による不適切行為に関する調査について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、小国町議会調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

小国町議会調査特別委員長発言を許可します。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

小国町議会調査特別委員会の協議の結果について、中間ですけど報告いたしたいと思います。

本年4月10日、午前10時から調査の進め方などについての協議を行いました。それから、同じく本年4月24日、午前10時から当該議員、午後1時から小国郷公立病院組合代表者に参考人としての出席を要請いたしまして、意見聴取をした後に委員から質問を行いました。同じく4月30日、町及び病院職員を対象としたアンケートの依頼を行っております。同じく5月12日、午前10時から当該議員、午後1時から合同会社わいた会及びふるさと熱電株式会社の2社の代表者に参考人としての出席を要請、意見聴取した後に委員からの質疑を行いました。残りの団体とも今後同様に調査を進めていく方向でおります。調査要請者及び当該議員双方から意見を聴取している段階でありまして、報告できる詳しい内容はまだ整理できておりません。

以上、中間の報告としたいと思います。

議長（熊谷博行君） 松崎委員長、ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第22、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長(熊谷博行君) 日程第23、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、3月議会以降から今日まで研修会等に各議員を派遣しましたので御報告いたします。

議長(熊谷博行君) 日程第24、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いします。

町長(渡邊誠次君) それでは私から、行政報告をさせていただきます。

まず令和8年の小国町消防大会につきましては、冒頭挨拶でもさせていただきましたけれども6月21日、日曜日の午前8時から阿蘇広域消防北部分署にて開催をされます。議員の皆様方には御来賓として御出席のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それから次に、小国町役場職員の採用試験についてです。本年から保健師、保育士などの専門職について7月に採用試験を行うことにいたしました。今回の職員採用試験につきましては、保健師2名、保育士2名を募集させていただきました。募集の結果といたしましては、保健師が1名の応募でございまして、保育士は残念ながら応募がございませんでした。一次試験をおぐに町民センターで7月12日に実施をいたします。

続きまして、小国町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてでございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴いまして、政府行動計画が改定され令和7年3月に熊本県行動計画が改定をされました。これを受けて小国町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行いましたので、議員の皆様方には御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、小国町と南小国町、そして小国高校による3者包括連携協定の締結についてでございます。小国町と南小国町並びに県立小国高等学校の3者におきまして、地域と高校が一体となった持続可能な高校魅力化及び地域連携体制を構築するための共同事業体、いわゆるコンソーシアムの設立を主目的とした包括連携協定を締結することにいたしました。本協定は、生活圏をともにする二つの町が広域的に連携し、公立高校を地域全体で支える2町1校モデルとして県内初の先進的な取組となります。教育分野にとどまらず地域資源を生かした人材育成や人口減少対策を含む地域創生までを一体で支える横断的な取組でございます。6月25日、木曜日の午後7時半より、小国高校におきまして熊本県教育委員会の立会いのもと締結調印式を行う予定でございます。今年は本年12月のコンソーシアム正式設立に向け、地域、行政、高校が一体となって

地域が高校を育み、高校が地域を育む、持続可能な地域社会の形成を目指してまいりたいというふうに思います。

行政報告は以上でございます。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

（午後 2 時 1 1 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3 番）

署名議員（6 番）

第 2 日

令和8年第2回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和8年6月10日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和8年6月10日 午前10時00分

1. 散 会 令和8年6月10日 午後 4時41分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
8番 熊 谷 和 昭 君	9番 久 野 達 也 君
10番 熊 谷 博 行 君	

1. 欠席議員

7番 松 本 明 雄 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 永 江 和 広 君 書 記 坂 本 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 松 本 徳 幸 君	教委事務局長 後 藤 栄 二 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 長谷部 公 博 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	福祉課保育園長 室 原 由 美 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. 8. 6. 10）

議長（熊谷博行君） おはようございます。

昨日の初日、お疲れ様でした。

本日は、6月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は9名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。なお、本日は、7番、松本明雄議員より欠席届が出ています。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問は登壇順に1、久野達也議員、2、熊谷和昭議員、3、児玉智博議員、4、穴見まち子議員、5、高村祝次議員、6、江藤理一郎議員となっております。

それでは、9番、久野達也議員、御登壇願います。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。おはようございます。

6月になり、いよいよ梅雨にも入ってまいりました。昨日まで少し雨が続いたのですが、今後何日間かは天気もいいみたいです。ただ梅雨ですので、いかなる事態が生じるかも分かりません。願わくば災害が少ない、そんな梅雨を越せたらなとも思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。仮通告の順番に従ってお尋ねさせていただきたいと思います。まずはタクシー券の検討状況についてお尋ねしたいと思います。実は私自身も令和6年の12月議会だったですかね、1年半ほど前です。地域政策と地方創生ということで地域公共交通いわゆる乗合タクシーとにじバス、それらを含めたところでタクシー券の併用的な対策は組めないかということで質問させていただいた経緯もあります。そんな中で先だっの3月議会で「乗合タクシーやにじバス、スクールバスの一体的運行を積極的に検討し乗合タクシーとタクシー券の併用を検討していただきたい」といった「地域公共交通の改善と持続可能な交通体系の構築に関する要望書」というのが提出されました。また、同時に公共交通政策の柱となる「乗合タクシーからタクシー券への転換を希望する」という「公共交通政策に関する請願書」、これも提出されました。これら二つの要望書、請願書が可決、採択されたわけなのですが、この2件の要望書、請願書を受けて、町として今現在の協議状況あるいは検討状況、これはいかがでしょうか。当然執行部としても意思形成段階であれば明確な答えは出せないかと思います。それも十分承知しておりますので可能な範囲で構いませんので今現在のタクシー券の検討状況をお知らせいただけたらと思います。

情報政策課長（田邊国昭君） おはようございます。

それでは、公共交通に関して3月にいただきました要望書、請願書に関する協議の進み具合について説明させていただきます。現在、小国町で実施されております乗合タクシー、そして南小国町において実施されておりますタクシー利用費助成事業いわゆるタクシーチケットにつきまして検討を進めております。まず小国町の乗合タクシーについてですが、路線バスの代替策としてスタートしたという点もありますので小国町内外の方、観光客でも利用できる公共交通として運行されていますが、この南小国町で行われていますタクシーチケットについては高齢者の移動手段の確保という点が主ということで行われているため、利用を希望する方の利用者登録を行う必要があります。公共交通とは言いにくいという1面がまずあります。南小国町のタクシーチケットを参考にするために南小国町に赴きましていろいろと教わってきております。利用者登録の規定としまして南小国町では「南小国町内に住所を有し生活している65歳以上の方で運転免許を有していない方」、そのほかに「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有し若しくは介護保険認定者で運転免許証を有していない方」といった規定を設けて利用者登録が行われているということです。そして次に利用料金についてですが、小国町の乗合タクシーの場合は片道300円を利用者に負担していただいておりますが、南小国町のタクシーチケットですと利用者の負担額は片道で500円とされております。そして南小国町のタクシー利用助成の場合は年間50回までと利用の制限がされております。これらの条件を比較しましたところ当町で現在行われている乗合タクシーのほうが町民にとって有益である点が多いのではないかと考えています。ただ、公共交通、路線バスの代替として運行しております乗合タクシーは、どうしても乗り降りの場所が決まっていたり定時の路線運行となりますので利便性の面ではタクシーチケットのほうがよいといった意見をお持ちの方が多くいらっしゃることも承知しております。しかし、このタクシーチケットによる運行とした場合、午前中の早い時間帯に病院や買物、金融機関などに行かれる利用者の方が集中しておりまして、タクシー乗務員の方や車両の台数が足りずに全てのニーズにお応えできないという事態が想定されております。タクシー事業者の方々とも意見交換会を行いまして、そのような意見を持っておられる方が事業者の方もいらっしゃるって「対応し切れない可能性がある」という意見をいただいております。加えて現在、周辺の町村の動きとしまして産山村で行われています「うぶやま乗合バス」という予約制の運行バスであったり、南小国町で10月から3か月間行われるという予定になっております「公共ライドシェア」の実証実験のこともあります。その内容も他町村への聞き取りを行って取組の結果を参考にして、当町に最も適した公共交通がどのようなものであるかの検討をまた進めていきたいと思っております。

9番（久野達也君） 今現在での小国町、南小国町それから産山村の例も出していただきましたけれども現状の御説明をいただきました。確かに乗合タクシーは地域公共交通機関として陸運局の協議も行い路線として認定していくので当然、停留所といいますか乗降できる場所は限られてこ

ようかと思えます。ただ要望書もそうですし請願のほうもタクシー券の導入を図っていただきたいというこの共通点もございます。今、情報課長おっしゃったように公共交通としての部分で考えるとタクシー券はそれよりも生活支援に重きを置いたという部分ですので、ある意味もしかすると福祉活動の一環も担う部分でもあろうかと思えます。ただ言いましたように要望書を請願書として議決もし、執行部側にその通知も行っておろうかと思えます。ですから願わくばできない論理よりも可能な論理をどうクリアしていくのか。ここはやっぱり真摯に取り組んでいただきたい部分がございます。私が令和6年の12月に提案させていただいたとき、そのとき思ったのが路線バスから乗合タクシーに変わったのです。乗合タクシーに変わったけれども先ほど情報課長おっしゃったように乗合タクシーの乗降場所が限られている、ということで同じ宮原は割と乗降場所がないと。路線バスの時代はそれぞれにバス停があってバス停で乗れたのですけれども、そこがないということで、「そこをクリアできないか」という意見も出させていただきました。質問以前に町の御配慮でそういったような意見をいろいろ聞いた上でじバスということで町内の移動手段を確保していただいていたのですけれども、ただ運行時間帯が合わない。それらを総合しますと先ほど申しましたように公共交通機関と別立てでもタクシー券、タクシーチケット、これによって生活の支え、これができればと思います。それから要望書の中に「免許返納者など」という表現で私もいろんな方から「限定してしまうのか」と御意見をお伺いしました。あるいは「不公平が生じやしないか」と。ただその部分につきましては、先ほど言いましたような福祉施策で考えたときに昨今の高齢者の事故、これらを考えたときに、例えば福祉施策でしてタクシーチケットが実施された場合、免許を保有しているから今までタクシーチケットの対象にならなかったと。ただ免許返納すれば対象になるということになれば交通安全の手段ともなりうるということで提案したところでした。ですから「免許返納者など」というのはそれを限定したわけではなく、新たに「今後返納者も対応可能なんだ」ということを位置づけていただきたいという意味合いもございました。それらを踏まえて前向きなところで検討いただけたらと思うのですけれどもいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも少し御答弁させていただきます。久野議員が前、御質問いただいたときのこともきちっと理解しているところであります。請願が皆さんから出されたことも当然この前でございますのでわかっている状況であります。まずもって「乗合タクシーをやめる」という考え方というのは執行部側としては全然考えておりません。それは一つとしては乗合タクシーの制度が今、公共交通を担っている事業者さんを支えている基盤になっております。そういう意味ではそれを外すということは公共交通がなくなる恐れもありますので、事業者さんが持続可能ではない場合は非常にまた新たな問題が出てくるということもありますので、その部分では乗合タクシーは町の施策として継続させていただきたいと思えます。その上でタクシーチケットということでございますが、タクシーチケットというのは久野議員言われるように高齢者の

支援とか生活支援というなかたちでの考え方であろうというふうに私も思っております。そのような中でこの前から情報政策課と検討をさせていただきましたし、まだ産交バスさんは運行しておりますので、産交バスさんの路線を乗合タクシーに変えるのか、逆に言ったら小国郷ライナーのようなかたちで町の事業者さんに運行していただく方法にするのか、いろいろと今検討している地域も実はあります。その中で重ね合わせていけないといけない部分だというふうに思います。やはり高齢者支援、生活支援という考え方に則れば、必要な部分も検討する余地もかなりあると私も思っておりますので検討は続けさせていただいております。その中で今ちょっとお話ありましたように、その事業所さんが今運行している中でそのタクシーチケットを導入した場合、運行する時間帯はやっぱり午前中に集中するというのはもう南小国町でも分かっているような状況でありますので、小国町でも同じような状況になるのではないかとという予測はしておりますし、一度試験的に始めたら逆にその制度をずっと続けなければいけないというところもありますので、試験的に始めるというのはなかなか難しいというふうに思います。安易に出すわけにはいかないなというふうに正直思っているところもあります。ですので今のにじバスを1回無料にしたりしたこともあります。ただし、そのような試験的にできる施策と試験的にもうやめづらくなる施策とあると思いますのでもう少しちょっとお時間をいただいて、私も「検討」という言葉をできるだけ使わないように一般質問では気をつけているところではありますが、検討の段階で非常に申し訳ないとは思いますが、この件に関しましてはやっぱり事業所さんともう少し話を詰めて、その時間帯の部分だったりというのをなんとか解決策がないと難しいのかなというところも考えております。もちろん町としても皆さん方の御意見もいただきましたので今は前向きに検討させていただく状況で、去年から比べるとかなり前向きになっているということは間違いありません。答弁になってないかもしれませんが今そのような状況ということをお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

9 番（久野達也君） 熟慮を重ね今後に取り組んでいくということをお願いしたいと思います。ただ何度も言いますが要望書、請願書として可決、採択されておりますので、この部分にも重きを置きながら行政施策としてどのように取り組んでいくのか、それについても期待させていただきたいと思います。

それでは、次の部分に入らせていただきます。地域遺産の活用ということで提案させていただきました。実は最近知り合いの方から「地域にある滝のところへ通路や周辺の管理整備等を行い名勝化したい」と。「そのためにも町と協力しながら、また町の力もお貸ししていただきながら進めていきたい」というようなお話を聞かせていただきました。その方と話しているときにも思ったのですが、こういった事案というのはそのお話をされた方だけの思いでもないのかな、各地域で史跡や景観、故人の偉業、継承や伝統こういったものを保存していくようなものがあり

ます。またそのような貴重な資産の活用は、町としてあるいは地域として協業作業により観光資源にもつながるものと思っています。その方とお話した後、1か月ほど経ってからですね、先月だったのですが、たまたまテレビを見ていまして好きな番組でしたので「プロジェクトX」です。それで「ななつ星 in 九州」これが国鉄の赤字路線から復興を成すために取り組んできた。その企画立案から運行に至るまでの経緯の番組でした。興味深く、最初は「ななつ星」は外からは見ても中を見たことがないので中を見ようかと思っていたら、逆に番組構成として「ななつ星」の営業スタンスでしょうけれども、「地域づくりにつながるものがありはしないか」ということが場面場面で出てくるのですよね。世界的旅行雑誌で3年連続「世界一の豪華列車」ということになっているようだけれども、その中で取り組んだのは「魅力と誇り、これをどう伝えるか」。そしてそれは「地域を知り地域を伝えられること」ここが一番だと。たまたま外国から来た方もおっしゃっていたのですが「これこそディスカバージャパンだ」と感激してインタビューで答えておりましたけれども、「その地域をどう愛して、どういうふうに暮らしているのか、これを「ななつ星」の旅行の中で伝えたい」と。そこにスタンスがあるように私は感じました。例えば、路線を走っていて一番感激を与えるのはどこかと。企画部グループでいろいろ協議するけれどもなかなか九州を回っても産物を見ても日本中にある産物であるしどうしようかと。「そうだ路線列車の運転手の方に聞こう」と。聞いたら「宮崎日向の朝日」というお答えをいただいたそうです。それで確認で乗車したら確かに世界に誇れる景色がそこにはあったと。あるいはその頃、口蹄疫で大打撃を受けました宮崎の町で、そこはトマトの産地でもあったのですよね。トマトをしていたら列車の中でトマトジュースを提供しようと。そうしますと、単なるトマトジュースでずっとだったのですけれどもトマトジュースを絞って1日冷蔵庫の中に入れておくと、私も知らなかったのですが上澄みと果肉の部分で分離するみたいです。そのヒントは濁り酒にあったそうなのですけれども濁り酒を振って飲もうとしたらお父さんが「振るな、上澄みだけを飲め」と。それでその方は観光協会の方だったのですが上澄みだけを飲んだら「ものすごくトマトの風味がしておいしかった」と。それを「ななつ星」の中でも提供しているようです。非常に高評価と。ですから要は何が言いたいかというと、「地域を知り地域に誇りを持つ」そのことがひいては地域の活性化にもつながるし観光のアピールポイントにもなってくると、そう考えましたので冒頭申し上げましたように「滝の周辺の整備で町と協力し、また町にも力を貸してほしい」といったような御意見こういったようなのを積み重ねていくと、ある意味新たな観光の目玉になっていこうかと思うのですけれども御意見等あったらお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

滝についての御質問、提案ということで私のほうから回答させていただきます。観光資源としての滝についてどうかということで、滝についての提案は産業課のほうにも多分同じ提案でしょ

うけど伺っております。滝は鍋ヶ滝への来園者数等を見れば分かりますように大変人気であり、また新たな滝めぐりというコース等ができれば観光コースになる可能性が大いにあります。鍋ヶ滝も最初は地域の方からの提案や地域の方の整備活動、町との共同・協業作業で始まっております。そういったこともありますので滝については注目しているところです。また滝整備についてはまず鍋ヶ滝のように多数の観光客の方がお見えになったり、今提案というかお話を聞いているところの滝については、「まずどこからどういうふうにしてその滝に行くのか」とか「どこから見学するのが一番いいのか」とかいう検討すべきところが大変多くありますので、まずは今現在進行中の鍋ヶ滝の整備を優先させていただきながら、そういった御意見を参考とさせていただき次の整備段階として進めさせていただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私からも少し補足をさせていただきます。久野議員がおっしゃられるようにしっかり保全をしていく、これをやってないと価値はなくなっていくというのも間違いないことでもあります。鍋ヶ滝がなぜお客様がこんなに多いか。滝が日本じゅう多分すごくたくさんあると思うのですが、なぜ鍋ヶ滝が多いのか。日本の中でぐるっと滝の裏を一周できる滝は小国町の鍋ヶ滝だけしかありません。それが多分一番の理由だというふうに私は思っております。そのように分かりやすい理由が冠についていると人は必ずたくさん来られるといったところで、特徴はすごい大きな滝もありますし華嚴の滝ですかね、もうすごく整備をされているようなところもあります。けれども、やはり下城の滝とどちらがいいとは私は言いませんが観光客のお客様が圧倒的に多いのはやっぱり鍋ヶ滝。宣伝の効果もあるかもしれません。ただあの滝も久野議員言われるように地域の人たちがしっかり周りを保全してきたその延長上で、実はもう皆さん方御存じですけども鍋ヶ滝の前は滝つぼですかね、あそこの写真を撮ったときに撮った場所はほぼ小国町の土地ではなくて個人の土地でした。それを取得して今また駐車場の整備とかカントリーパーク構想でやっているのですが、また道路も大型バスが入らないというところで多分総額で15億円ぐらいかかるのではないかなというふうに思いますが、それも県の過疎代行でお願いをしながら整備をしています。やはり1か所1か所かたちにしていってやるためには最初の保全がないと意味がないのですが、その次の段階ではやはり投資をする必要があるというふうに私も思っております。人気が出てからやる、やらないとなかなか難しいところでもありますし先行投資をして回収できるかどうか、これは正直分からない部分もありますので議員の皆様方にも御納得いただきながら投資をしていくという効果も必要であろうと思います。土田滝にしてもほかの滝もたくさんありますし観光資源として成り立つ可能性としても産業課長としては答弁させていただきましたけれども、まずはその段階でやはり様子を見るということもかなり必要であります。なかなかその兼ね合いというのは難しいところではありますが分かりやすい魅力。やっぱり北里柴三郎博士のところと鍋ヶ滝と比べると、圧倒的に北里博士のところよりも鍋ヶ滝のほうが外国の方は多いです。

それはなぜかというとなんげか分かりやすく見えますね、説明も要らない。というところ
いくと博士はどちらかというとお勉強といいますか、自分の知的なところを感じるといいますか、
そういったところで学習するために行くようなイメージですが、鍋ヶ滝は見て、そのまま楽しむ。
雰囲気を楽しむ。体感する。温度を楽しむ。そういったところで本当に分かりやすい魅力という
ところもありますので、町としてはまずは鍋ヶ滝を仕上げさせていただいてその段階で次のステ
ップで考えていくというところを少しずつ考えていきたいなというふうにも思っております。た
だ最初から言うように、やはり地域の魅力をしっかりとその地域の人たちが誇りを持って愛着を
持ってしっかり保全をしていく。保っていく。これはもう一番最初の素地として大事なところで
あります。引き続きその部分は議員のお力もお借りしてということでもありますけれども、地域の
人たちと話をしながら保っていただきたいと。またそのタイミングが来たときには
町のほうも投資させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。「地域を知る、ふるさとに誇りを持つ」と
いうところで、学校教育においてというところでちょっとお話をさせていただきます。小国小学
校、小国中学校では通常「総合的な学習の時間」と学校で呼ぶのですが、統合しますときに地域
を知るということで「小国学」というふうに名づけて教育課程に位置づけをしております。ここ
では小国のことを知り、学び、郷土愛を育む取組を行ってまいりました。統合のときの目玉3本
柱が「学力向上」、「英会話科」、それと「小国学」というところで統合してからの小学校での学
習が始まっております。小学校では北里柴三郎についての学習、または義民七兵衛でありますと
か下釜ダム、そういったものの学習、また劇で取り組んだこともあります。現在は小国の地域の
人や自然、歴史的遺物などについても学ぶ機会を設けております。また中学校ではSDGsの取
組の中で史跡であり景観であり偉人についても学ぶ機会を設けています。小国学では児童生徒の
興味、関心に基づく探求課題、疑問を持って調べる。探求課題をもとに学習を進めています。総
合的な学習の時間以外でも道徳、中学校では「大観峰に立つ」と小学校では「光るえんがわ」と
いう題材で阿蘇の自然や北里柴三郎博士を題材にした学習も計画されています。本年度小国町教
育研究会ではその総合的な学習のカリキュラムについて見直しを行っています。統合の時につく
りましたカリキュラムですのでもう相当経ちました。「変更を」と、また「内容の充実を」とい
うところですが、また本年度小中一貫教育の取組として小中児童生徒全員による縦割り班の町の
史跡めぐりのフィールドワークを予定し、地域学習を小学校中学校一緒に行うと。地域を学ぶ学
習を計画して本年度は宮原地区と。また年度に応じて北里地区とかいろいろなところを回す予定
であると聞いております。また伝統芸能である下城楽を小国町伝統文化体験教室として予算を確
保し伝承活動を実施する予定になっています。そのほか先日、県立大学の小川晋史准教授より町
に寄贈された「肥後小国方言小辞典」は児童生徒のいる家庭に配布をいたしました。また学校で

も活用をお願いしているところです。「地域を知る、ふるさとを誇る」という活動について少し説明させていただきました。

9 番（久野達也君） 町長、教育長から御説明いただきましたし取り組むお気持ちもお知らせいただきました。やはり町長おっしゃったようにまずは保全の部分、いつでも生かせるのだという保全をしておかないとなかなか生かし切れない部分もあろうかと思います。実は私役場にいた頃の先輩でもあります北里光男さんが永青文庫所蔵の「肥後国名勝図鑑」というので小国郷の景観や滝、これの細川藩時代の絵ですね、これに北里光男さんがその場所に行つてその絵とともに現状の写真も添えて、そして位置図だとかも添えていて、非常に参考になりますしこの滝の場所がどこなのかというのも分かります。そして江戸時代の絵ですので当然樹木等がそんなに大きくなってない関係からか全景が描かれていると。非常に個人的にもこの発刊物は参考にさせていただいているところです。また先ほど町長から鍋ヶ滝の話もありましたけれども、鍋ヶ滝についてもやっぱり大きな火付け役はテレビのコマーシャルに使われた。これは大きかったのではないかなと思います。爽健美茶とお〜いお茶ですかね、2回使われております。また最近ではヤクルトのコマーシャルで北里西村の幸野川橋梁がミュージシャンのいきものがかりの吉岡さんと子どもたちをバックにコマーシャルが流れました。このアーチ橋についても、実は七つのアーチ橋、これについても国は有形文化財として指定しております。ただなかなか有形文化財になっているということを知りえていない方々もおられるかと思うので、ある意味、町の誇りうる財産をつないでいくことも大事かと思う。また教育長から小国学の話もありました。令和2年に「歴史遺産資料小国」というのが発行されて、それを活用されて小国学も進行しているかと思うけれども、これらの中でやっぱり地域に誇りうる、誇りうるということはひいては人に自慢できる。あるいは子どもたちが小学校、中学校を出て例えば町外の高校に出る。あるいは社会人になって町外、県外に出る。そういったときに自分のふるさとを知っているというのは非常に今後の誇りというか自信にもつながってこようかと思います。観光資源であると同時に自分のステータスというかその生き様の中で描かれるものがあるかと思うので、是非このことを大事にさせていただきたいと思います。「小国郷史」「続小国郷史」を書かれた禿迷盧先生が言ったのを少し見る機会がありました。その中で1節です。「郷土を知って真に郷土の愛となる」と。「郷土を知ろうとする努力はよりよき郷土を築く力の泉になる」と書かれてありました。まさしくそうだなと思い今回の2番目の質問であります地域遺産、これを活用して誇りうる町、または観光資源に将来的につなげていけるようなそういう素地、財産を大事にいただけたらと思っております。

それでは3点目。ここは申し訳ありませんけれども町長の御答弁でお願いしたいと思います。

「国際情勢が及ぼす経済活動・生活状況への影響」ということで中東状況もニュースになる日が多ございます。いかに原油に由来する製品が生活の中に密接に関わってきたのかがニュース等を見てもうかがえます。特にナフサの不足問題は社会問題となってきました。産業活動、日常生

活の影響は危惧される部分でもありますし、またその影響によって今後どのような対応をしているのか、これも問われてこようかと思います。例えば産業活動での農業資材の調達。例えば今は困難あるいは高騰、これがどのように変化していくかも分かりません。また燃料費、輸送コスト、それは物価高騰へとつながっていくでしょうし、今はあっても将来的な調達不足に陥るのか、あるいはもう全く品物がなくなってしまうのか。確かに当然国防それから国際関係、これは国の仕事といたしますか国政として取り組む部分とは思いますが。そうは思ったものの町で生活しているのはやはり国民一人一人、どこの地域もそうでしょうけれども、この影響あるいはこの被害を受けているのは一人一人。そしてそこで生活を賄うのは自治体であろうかと思います。これらを踏まえて総合的で構いません。町長として今後、今の状況を考えたときに町政の方向性だとか、そういうものについてお考え等あればお聞かせいただきたいと思います。総論で構いませんので。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきました。もう久野議員がおっしゃられるところがほぼほぼ全てであります、概要的には。基本的には国際情勢が不安定化というところの中でエネルギーや原材料の供給に影響が及ぶ可能性について、町としてもやはり大事なところはやっぱり国、それから熊本県にもお願いしながらといいますか沿いながらしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っております。特にナフサの部分に関しては石油化学製品の基礎原料ということで全国的にも供給への懸念をテレビが非常にたくさん報道しているようなところではありますが、先日、阿蘇広域行政事務組合の正副管理者会議というのがあります、私が副管理者ということで出席をしております。その中でもゴミ袋の印字、「ゴミ袋の黄色と緑の袋に関して印字ができない可能性が出てきた」という話をしておりました。ということでその供給のバランスというものもどう変わるか分かりませんが今の現時点は印字がなくなるのではないかというふうに思います。それをいつリリースするか分かりませんが今のところそういう方向で話をしているというような段階でございました。またJAの生シイタケ部会の総会に出席をさせていただいたときに、「資材パックがだんだん少なくなっている」というお話もしておりましたので、やはりだんだんと国際情勢の中で町にも影響といいますか及んでいるような状況であります。先日熊本県でも「中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部」というところが木村知事が筆頭ですけれども立ち上がりまして、そのことも阿蘇郡市の市町村での部課長会の中でもちょっとお話があったということで資料は私のところにも届いております。そのような中でも県もしっかりと考えていきながらやっぱり「リスクをできるだけ最小化する」というような考えのもとに、国と県と連携をしてしっかりと取り組んでいくというようなところもありますので、町といたしましても一番は町内の事業者と関係団体からの情報の収集にしっかりと努めさせていただきたいというふうに思います。それから国や県からの通知、動向を適切に把握して必要に応じて関係機関と連携できる体制、即応できる体制を維持していきたいというふうに思っております。産業活動、日常生活に影響が出ているところもあるかもしれません。ちょっと聞き取り不足かもしれませんけれども

現時点で大きな段階ではまだ生じていないというようなところがございますので今後の状況変化に備えて引き続き丁寧に情報を収集していきながら町民生活の安定といったところでは努めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

9 番（久野達也君） ありがとうございます。今回は私、一般質問で小国町の現状と誇りうるものを未来へどうつなげることができるのか、あるいは住民活動、地域活動と行政が一体となってどう展開していくのか等をお尋ねさせていただきました。やっぱり誇りある小国町として、自分自身も小国から出たことはありません。ずっと生まれてから義務教育を終え高校も小国で、就職したところは役場で、小国から出てよそを見てないのですけれども、見てないけれどもだからこそ小国を誇りに思っております。小国の発展のためにも皆様とある意味協力しながら、あるいは地域の方々の御意見をお聞きしながら活動・展開ができたらと思っております。

以上で一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 先ほどの答弁の中で国際情勢の中で皆さん方、町民の皆さんも不安に思われている方がたくさんおられると思いますので、議員の皆さん方にも御相談はあるかもしれませんけど是非町のほうにもそういった不安の部分も含めてお話に来ていただけるほうがいいかなというふうに思っております。それから先ほど、ごみ袋の印字の部分とかいうところでありましたけれども買占めるような、そういう行動だけは皆さんに控えていただきたいなというふうに思います。どの時代もそうですけれども一端の部分乗り越えてしっかり国のほうも対応していく、県のほうも対応していくということでございますので、まずはそういったような自分だけのような感じの考え方ではなくて、少し不安に思う部分があったら御相談に来ていただくといったところが大事だというふうに思いますので、町としてもそういう御相談はきちっと承りたいというふうに思います。是非とも町民の皆さんには、まずはさっき言ったような買占めだったりそういったことだけはちょっと避けていただきたいなと思いましたので少し答弁をさせていただきました。

以上です。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。次の会議を 11 時から行います。

（午前 10 時 48 分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 00 分）

議長（熊谷博行君） 8 番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8 番（熊谷和昭君） 8 番、熊谷です。

それでは、通告書どおり質問させていただきたいと思います。まず最初に小中学校部活送迎・遠征に対する今後の町の対応についてお伺いしたいと思います。福島県磐越自動車道の高校生死亡事件を受け児童生徒の大会や遠征の移動に対し学校や指導者の管理体制に大きな責任が問われ

ています。職員の負担軽減のため少しずつ社会体育に変更されていますが、部活のＯＢや地域の皆さんの支援なしには成り立たない制度です。変わりゆく社会情勢の中、学校・指導者・保護者に対して大きな責任がかかっておりますけれども、町において現在活動中の部活動・スポーツクラブの種類をお答えください。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） はい、今、部活動を地域クラブに移行していますけれども、その状況をお答えいたします。今日ちょっと追加で資料を配付させていただいております。６月１日現在の中学生の部活動・地域クラブの入部状況になります。

まず軟式野球部８名、それからバスケットボールが男子１０名、女子が９名、吹奏楽部これ男女で２０名、バレーボール部こっちは女子になります６名です。それからソフトテニス男子が８名、女子が８名。陸上男女で１１名、それからバドミントン男子６名、女子７名。ホッケーも同じく男子６名、女子７名です。それから柔道が男子４名、女子２人。それから美術部、こちらは男女合同で４名となっており、１０種目で男女ありますので１５団体。加入者数は生徒１３５名に対して１１６名が加入しているところで、加入率は８５．９％となっております。また、ここには載っておりませんが、このほかサッカーとか例えば３Ｂ体操とかラグビー辺りで、小国町外のそういうクラブに入部して活動しているお子さんたちもいる状況でございます。

以上です。

８番（熊谷和昭君） これを見てみると、ほとんどがもう地域社会体育ということになっていますけれども、この辺の指導者の責任をどう考えるかということも今から町にとっては必要だと思います。

先日、熊日新聞の部活遠征移動手段に関するアンケートというのが「ＳＮＳこちら編集局」登録者を対象に実施されております。中高生と教職員宛てに出しているそうなのですが、２７９名から回答を得ております。結果、最も多かったのが「保護者送迎」でこれが６４．９％、「学校またＯＢの所有するバス」というのが１６．１％、「貸切りバス」が８．６％、「レンタカー」１．１％、熊本県教育委員会で推奨する「公共交通機関で移動」というのが自転車の移動も含めて２．５％にとどまったそうです。残りはその差ということです。この中で「主にバス利用」と答えた学校に対して「運転者は誰が務めたか」と聞くと、「学校所有またはレンタカー使用の場合」が「部活動の顧問または教員」と答えたところが４４．４％、「有償で外部運転手」３２．１％、「無償の保護者」８．６％、「有償の保護者」これが４．９％、残り「その他」となっております。では、「なぜ熊本県教育委員会が推奨しない白バスを利用するのか、またはそれに対する問題点は何か」という問いに対して、「部活で使用する機材が大き過ぎて公共交通機関では無理」という意見、それと「公共交通機関では難しい地理的な要素」、それと「貸切りバスを利用したいけれども近年の料金高騰で金銭的に難しい」となっております。小国町では見ていると保護者の送迎や貸切りバスの移動が多いと思いますけれども、何かこの送迎問題に対し聞き取りや対策

などを講じたか、それと講じたのであればその内容を御答弁ください。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。現状としまして再度確認しますと、習い事・部活動・地域クラブの練習や試合での車を使つての移動は、保護者の送迎がどの部活動もほとんどでございます。その依頼方法というのは、指導者が「今度試合があります。送迎をお願いします」というのもありますし、日程等を見て保護者会のほうが「今度の送迎はどなたで」というような割り振りで送迎を行っている。そして指導に関わる教職員は児童生徒を同乗させないと。教職員は生徒を乗せて試合や練習には行かないと。ですから小国町でも先ほど言いましたけど、自転車で南小国町まで野球部の子どもたちは移動しているような状況もございます。それと今、小国中学校では部活動と地域クラブが併存しているのですが、「小国中学校部活動規程」また「小国中学校地域クラブ活動規程」においても移動時に関する記述はありません。保護者の送迎ということで、そのほかのところでは明記は今のところしておりません。では「今回の事故を受けて何か手だてをしたか」ということですが、先ほど言いましたように指導者の方と部活動の顧問のほうに「どういった手配ですか」とか「どういった手順ですか」ということはお伺いしました。それと5月20日付けで文科省のほうから「部活動の遠征時における安全確保について」という文書が来しました。それを学校部活動の顧問においては校長先生から指導を、それと地域クラブの指導者のほうには私のほうからメールで配布をしまして、安全確保というところで再度安全管理をお願いしたところであります。その文科省からの通知には「バスやタクシーを利用した場合は緑ナンバーであるかを確認しましょう」とか「貸切りバスの利用時には運送引受け書をしっかり確認してください」といった文言がありました。また「レンタカー事業者で手配した自動車を利用する場合は、貸し渡し約款等を必ず確認してください」。ということで、保護者向けのところでは関係ない部分があったのですが、最後のほうに「無理のない移動を計画し、利用可能な範囲での公共交通機関の利用をお願いします」というところで、5月26日だったでしょうか、各指導者等と部活動顧問にはお願いをしております。先ほども言いましたように部活動規程のほうに「移動時には」と明記はしてないのですが、二つほど手だてと言いますか「小国中学校地域クラブ活動規程」の中に「大会及び練習試合参加」の項目で、例えば「練習試合の回数は月3回まで、公式戦の回数は中体連を除く年間5大会まで」ということで、これは児童の負担過重にならないようにというところもありますが、保護者の送迎等に関しても負担過重にならないようにと。そして無理のない移動のために「練習試合の範囲については、原則として県域内及び大分県日田市、玖珠町、九重町とする」というふうにそれは明記をしてあります。それと2点目ですが九州大会や全国大会参加時においては補助金等で交通費等の補助をとということで対応しているところではございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 概ね国からの指導を伝えてはあるということでしょうけれども、ただ保護者

の意見とかを聞いてみると「今度の事件で送迎をするのがやっぱり怖くなった」という方も多くいらっしゃいます。そうなってくると今度は子どもたちの部活に対する取組方というのも大きく変わってくるのではないかと思いますので、そこら辺を町のほうで、学校そして保護者、地域クラブに協力いただいている指導者の方々、この辺を呼ばれて話をしてある程度の規程をつくったほうがいいのではないかと私は思います。事故がもうないことが一番、対策としてはあってはならないことだと思いますけれども、これ事故ですのでいつどういう事が起きるかというのは全く分かりません。この点に対して考えて損害保険会社にちょっと問合せて聞いてみました。「今度の事件でどういうことが考えられますか」ということで、最低限していただきたいのは車に対する車両保険。これは保護者のほうの車両保険加入というのはその辺は把握しているのか、把握してないのか。車両保険の任意保険、その辺の把握というのはできていますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 先ほども申しましたように結果的にはできていません。「大丈夫ですか」というふうな「確認をしてください」というような話をしたこともございませんし確認もしておりません。ですから今回の事故を受けて国交省とか文科省が共に検討して記者会見のほうで「学校教育活動における移動中の安全確保について国交省と文科省とともに検討する」と言っていたので、何らかの答えを出していただけるだろうと。これは多分部活動関係というところが主になると思うのですが、今、地域クラブ移行で国のほうも動いておりますので、そちらのほうでも練習試合や公式戦の移動ということにおいては何らかの注意点なり指示があるものとは思いますが、それも参考にはしたいと思いますが、もう中体連も20日・21日とありますので、今言われました「事故を起こしたときの補償」とかそここのところは早急に連絡するなりして確認はしておきたいと思いますが、今後は部活動規程、中学校のクラブ活動規程の中にもそのような項目を設けて安全管理の徹底を促すようにはしなければならないなと今思っているところではございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 任意保険これ大事なものです。子どもたちを乗せて大きな過失があっても保険のほうはおけるということでしたので、ただ保険の約款のほうに「家族は出ない」とかいろいろあるらしいです。「できればその辺の確認もしておいたほうがいいですよ」と。事故を起こしたときに他人の子どもたちは出るけど自分の子に対しては一切ではなかったという事例も約款の中身次第ではあるそうですので、その辺も確認されたほうがいいと思います。これで町が絡んで学校の先生とかそういう立場の方と地域の方でOBの方たちが熱心に指導されていますけれども、この辺の方たちの意欲を削ぐことがないように町のほうも取り組んでいただきたいと思います。もう一つ話が出たのが、昔私が子どもの保護者をしているときに1回何か送迎に対する同意書みたいなものを書いた覚えがあるのです。ですからその辺に対してどの程度まで踏み込むか。お互い乗せていく方というのはほとんどがボランティアとか善意でやっていますので、その辺も考えられたらどうかというふうに思います。旅行保険とかいうのも話の中で出ました。1日が530

円ほどだそうですのでこの辺はお金がかかることですので、そこそこの部活また地域クラブの人たちの考え方だと思いますけれども、ある程度対応を考えておかないと起こってからばたばたばたばたしても今度の福島県の問題のようにならないとも限りませんので、その辺の対応を町として教育委員会のほうで十分考えられて指導のほうをしていただきたいと思います。ほかに何かありましたら聞きますけれどもよろしいですか。

町長（渡邊誠次君） 熊谷議員も子どもさんとかお孫さんとかおられますので部活の送迎等々もこれまでもなさってきたというふうに思います。私も昔マイクロバスを所有しておりましたので子どもたちを乗せて、一番遠いところは八代辺りまで行ったのかな、そういった時代もありました。もう今の時代なかなかそういうのは難しくなっていると思いますし、責任は昔も今も変わらないのですが、今このような状況の中で町のほうがそういったところを推奨するということはもう保護者の方にお任せすると今言ったような状況ではありますが、1点同じような状況がプール監視であったと思います。昔はプール監視は保護者でしておりました。杖立では川で、プール監視がついていましたけど監視しているのかどうか分からないぐらいのあれだったのですが。そのような中でも今の情勢をいろいろ考えて、その保護者にその部分の責任を担っていただくというのは非常に難しいと思われたので町のほうで財源を用意して、今プール監視の部分ではお金はかかりますけれども専門家の方をお願いをしているような状況であります。そういった実勢といったところを考えるとそういった方向に動いていく時代にもう入っているのかなあというふうに思っております。町といたしましても様々に考えさせていただいて、どういった財源を確保していくのかということも非常に大事なところではありますが、やっぱり事故が起こってからでは遅いというような考え方は非常に大事だというふうに思います。ですのもう今の現状は教育委員会でできるだけのことをさせてもらいながら、また違う考え方で次のステップを踏まないといけない時代に入ってきているのかなとそういったところは思っているところです。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） やっぱり責任を問われる時代です。ですので善意だから責任が問われなにかいうことは今は全くもう受入れられませんので、その辺の対応はしっかり町としても学校としても、保護者もその辺の納得がいくようにやっていただきたいと思います。

では次の質問にいきたいと思います。ホルムズ海峡の閉鎖による町への影響ということですが先ほどの9番議員からの質問とここは重複するところが大分あると思います。町内産業に与えるナフサ不足の資材不足とか燃料の高騰などいろいろ今起きておりますけれども現状を町のほうでどのくらい把握されているかお答えください。

産業課長（穴井 徹君） それでは、町内の主要な農林関係、商工関係、観光関係の団体に現在の状況を伺っておりますので報告をさせていただきます。

まず農林関係としてJ A小国郷のほうです。農業関係で主に影響する部分はナフサを利用した

資材関係です。畜産用の牧草用のラップですとか園芸ハウス用のビニール、マルチビニールまた出荷パックと出荷用ビニール袋の印字関係が主なものです。そしてまた燃料高騰の影響がある部分は農業全般で出荷関係の運送費の値上げ、農機具運用における負担増となっております。資材価格は現時点では未確定ですが2割から3割程度は上昇するであろうという見込みだそうです。現在の入荷、在庫状況について伺ったところ、昨年度小国郷で消費があった部分については台風災害等で急激な利用量の増加がない限りは現段階では今年も同様に入荷できる予定になっているそうです。また町外からの大口の買い付けや「まとめて何か月分の購入」とかそういったのは、在庫切れに陥ることからちょっとお断りをしていくということで方向立てをしているそうです。あくまでも現在必要な数量の購入をお願いしているということです。袋の印字については現在の段階ではいつ頃とははっきり分かりませんが、この影響が続くと印字もできなくなるのではないかとのことでした。JAのほうとしては現段階では取りあえず営農に必要な資材はそろっております。しかし資材価格の高騰の影響は今後さらに出てくると思われるそうです。販売額への転嫁ができればいいのですが、できない場合は経費が高いままになってしまいますので所得がちょっと下がってしまう影響が懸念されるということです。

続いて小国町森林組合のほうです。機械に使用するオイル関係が現時点で提供できなくなるような話は聞いていないということです。しかしJAと一緒に価格のほうは2割程度上昇しているそうです。機械の燃料である軽油も上昇しておりますので作業経費の上昇の一つの要因となっております。また木材輸出に係る経費で船の燃料代等も高騰しておりますので、原木の買い付け価格が下がっている模様です。品不足等がすぐ起きる状況ではありませんが経費の高騰は課題であり、市場のほうが求める原木を供給し高値での取引につなげて経費上昇分をカバーしていきたいということでした。

観光関係として小国町商工会、ゆうステーション、学びやの里、ASOおぐに観光協会等へ聞き取りを行いました。各施設の今年と昨年の4月1か月間ではありますが入込客数の比較として、ゆうステーションは昨年の4月が1万540人、今年の4月が9千82人ということで約1千400人の減。学びやの里は宿泊者数、バラン利用者、温泉、柴三郎記念館等の全体利用者数で昨年が8千898人、今年が7千604人で約1千200人の減となっております。鍋ヶ滝のほうも昨年の4月が1万4千712人、今年の4月が1万2千615人と約2千人の減となっております。全体的に減少です。観光面での来客・来館者数に関しましては1か月の比較でありますし天候等にも左右されますので一概には言えませんが影響は出ているものと思われま

す。また商工関係全般として商品の仕入れに大きな影響は現在のところはあっていないようですが、ビニール製品、塗料、シンナー等で価格が高騰し仕入れが困難になっている業種等もあるようで影響はあっております。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 私もちよつと J A のほうに問合せってみました。ビニールハウス用のビニールとマルチとかに対するビニール商品に対しては「昨年と同じ需要であれば今年は何とか確保済みです」ということでした。やっぱり上がっているのが肥料、消毒、燃料、飼料とかそういうものの値上がりが続いていると。あと大型のトラクターとか農機具に対しては 1 日大体 2 0 0 リッター以上の軽油を使うそうなのですけれども、こういったものの値段がじわりじわりと上がってきていると。農協のほうでも確保はしているのですけれども、今までが全農エネルギー等から一括で買い付けていたそうですけれども今年はそこだけでは間に合わないということで他の石油メーカーの卸売業者とも今も話をして確保はしていると。ただもう高騰は間違いないということでした。一番小国町にとって影響がある「米の単価はどうなりますか」ということを聞いたのですけれども、昨年の米高がありましたので今年は間違いなく下がるだろうと。それで価格が下がるところを J A 阿蘇のほうは「全国の米問屋と協議をしましてブランド米推進協議会というのを立ち上げて、最低でも採算がぎりぎりとれるぐらいの金額で持っていこうと思って今頑張っております」という返事をいただきました。このように農家の方たちももう多分普通にいっても仕入価格とかなんとかが全部上がっていますので、おのずと自分たちの手取り、純利益というのは必ず減ってきます。工業関係に関しては一番頭が痛いのがアスファルト、それと建築資材。お風呂とかそういう資材。大工さんとか水道屋さんに至っては「資材が来ないから仕事ができない」ということがやっぱり度々あるそうです。設備資材に関しては本当に来るのが遅くて、もうあとちょっとで終わるのにそれがないために 1 か月待っている家も大分あるということを知っています。観光関係、今、軒並みやっぱり下がってございましたけれども、燃料高騰これはやっぱり交通機関を使われてこっちに来るから直結していて、今まで 2 万円で来ていたところが 2 万 5 千円だったりとかいうことは考えられますのでその辺で減っている。それと他県では観光関係に関しては九州の中で 5 県ぐらいだったと思いますけれども観光キャンペーンをやっているのです。2 0 % オフとか激しいところは 5 0 % オフとか。国の補助金を使って県がやっているのか知りませんが、それでも出ております。この影響で 6 月に入っていきなり予約の入りか鈍いのでちょっと調べてみたのですけれどもやっぱりそうです。他県に流れています。特にやっていない熊本県とか鹿児島県とかその辺はちょっと苦戦しているみたいなのですけれども、このキャンペーンも梅雨時期だけのものがほとんどでしたので 8 月になってくると普通に落ちついてくるのかなというふうには思っております。観光業に携わる私としてはですね。ただ、これは小国町に関してだけではなく全国民そうなんですけれども、それぞれの産業で町民がこれだけ苦しい。これだけの影響が出ているということは執行部のほうも分かっていると思いますので、「何らかの対策はしていただきたい」というのが町民の本音です。この点に関しまして何か考えがございますか。

産業課長（穴井 徹君） 現在のところ具体的な対応策というところでは回答にはなりません、ちょっと先行きが見通せない、大変厳しい状況というのは理解しております。現在、町としての

独自の支援取組事業のほうは実施しておりませんが、国のほうも補正予算も可決されました。熊本県においても「中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部」が設置されました。燃料価格については国の緊急激変緩和措置等がなされておりますが、そのほかについてもこの状況が長引くことがちょっと予想されますので影響が懸念されております。これから国はじめ県の支援事業も出てくるかと思しますので、その動向と併せて今後も町として状況把握に努めながら事業をできる部分は支援事業というところで行っていきたいと思います。

以上です。

8 番（熊谷和昭君）　そうですね、取り組むべきは取り組んでいただきたいと思います。この件に関しては先ほど町長のほうから同僚議員の答弁にもありましたとおり国県にも働きかけているということです、そこはしっかり頑張っていただきたいと思います。これは通告書には書いてなかったのですが、この補助金とかなんとかに対して、南小国町では年に 1 回補助金リストみたいなのを広報紙として発行しているみたいなのです。これは小国町もやったほうがいいのではないかと思いますので、県、国の補助金、物価高騰補助金とかいろいろありますよね。ああいうのを一覧にまとめて各戸に年 1 回、南小国町は配っているそうなのです。これって小国町でも取り入れたほうがいいのではないかと思いますけど答弁ができればお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　町の補助金の一覧表ということでございますので総務課のほうで答弁させていただきます。毎年総務課のほうで 4 月 1 日現在で活用できる町の補助金につきましては、各課から修正等いただきまして一覧表にしてホームページのほうで公開させていただいてございます。また昨日行われた行政部長会等で部長さんと大字協議会長さん等にも同様のものをお配りして、住民の方から相談があった場合その補助金の一覧表をもって何か活用できるものがないかということで活用していただいているところでございます。

以上です。

8 番（熊谷和昭君）　町の補助金というのは私も分かっているのですが、ただ南小国町の分というのは県、国の分も入っているそうです。どういふのがその要件に入ってくるのか、その辺まで入っているのだから「大変分かりやすいですよ」ということは聞きましたので是非検討していただきたいと思います。

では次の質問に行きたいと思います。ふるさと納税に関してですけれども、3 月の予算委員会でふるさと納税を頑張って、課長が「3 千万円上乗せする」ということを告げられましたけれども現状どのようになっているかお答えください。

情報政策課長（田邊国昭君）　それでは、ふるさと納税の状況について説明させていただきます。まず昨年度の小国町のふるさと納税の状況ですが、令和 7 年度は全国から 2 億 8 千 8 2 9 万円のふるさと納税、寄附をいただくことができました。おとしー昨年よりも 1 千 6 7 3 万円の増額ということになっております。昨年度のふるさと納税の状況としまして大きかったのは、10 月

からポイント付与制度が廃止されたため昨年は9月に寄附が集中しました。小国町でも9月の寄附件数は全体の約45%を占めたということになっています。そして返礼品についてですが、日々数が増減しておりますが約300種類の品数をそろえて返礼品を準備しております、特に人気の高いものは馬肉などの肉類でして申込みをいただいている件数の全体の85%を占めています。寄付者の様々なニーズにお応えするために容量のバリエーションなどを増やして、金額に応じた返礼品の種類を充実させていっています。そのほか最近の傾向として、昨年までは全国的に申込みが多かった米なのですが、それが変わって最近ではティッシュペーパーなど日用品の申込みが多くなってきているという傾向があります。小国でも返礼品の中に鍋ヶ滝とか観光地をデザインしたティッシュがありまして、こちら今年に入ってからだけでも253件申込みをいただいています。今年度は予算を増額して既存の返礼品をブラッシュアップして特に町内事業者による新規返礼品の開発、そしてターゲットを絞って効果的な広報を行って、そしてふるさと納税を申し込む際のポータルサイトの管理者そして中間支援業者と随時意見交換を行いまして寄附額のさらなる増加を目指していきます。

以上です。

8番（熊谷和昭君）　そうですね、予算委員会の元気のいい答弁のように頑張っていたかと思いますが、しかしながら熊本県山都町では昨年9月に制度対象外となりました。県内では初めての自治体で今後2年間数億円の財源を失うことになります。本年度予算には大きな影響が出ているらしく、税収だけではなくて町内の返礼品を多く納入する企業やまたそれに付随する企業におかれましては減収または倒産の危機に至っていると。発端は返礼品の5割ルールがありまして寄附額が大体山都町というのが5億円ぐらいあるそうなのですが、経費のそれを計算してみると54.14%。これが去年の9月最初のほうに分かったそうなのですが、それを考慮すべく夏ぐらいからその寄附額に対する返礼品の内容を見直したのですが、時既に遅くもう間に合わずに9月に認定取消しということが出されました。これの主な原因というのが、手数料が高騰する人気サイトのほうに寄附額が集中したためとされております。こういう事態が起きないように小国町ではふるさと納税の寄附額とかその辺の経費管理は適正にされているのかお聞きします。

情報政策課長（田邊国昭君）　議員おっしゃるように昨年の9月に県内でふるさと納税に係る経費が寄附額の5割を超過していたということで、ふるさと納税の指定取消しという事案が発生しております、小国町としても極めて重大な危機感を持って受け止めております。小国町につきまして令和7年度のふるさと納税の寄附額が2億8千829万円に対して募集に係る経費ですが合計しまして1億4千104万円。これで寄附額に対する経費割合は48.9%となっております、国に上限50%と定められている基準の中に収まっています。この経費基準を5割以下に抑える5割ルールはもとより返礼品の調達価格を3割以下とする3割ルール、さらに地場産品基準

という国が定める基準について適正な範囲に収まっていることを確認しております。今後もこれらのルールを逸脱しないように中間支援業者と毎月经費率などを把握して適正に管理してまいります。また運用の適正化とトラブルの防止に向けて返礼品事業者にも注意喚起を徹底するとともに、町におきまして配送の管理システムにより発送状況の一元管理と誤発送などのミスを未然に防ぐ体制を整えております。小国町を応援してくださる方々の期待に応え、また地域の信頼を損ねるようなことがないように今後とも正確に、そして迅速に対応していきたいと思っております。

8 番（熊谷和昭君） 山都町では町の税収だけではなく、それぞれの企業の倒産の危機ということで本当に苦勞されているみたいですが、この2年間というのは長いので、町のほうで管理してもなかなか難しいのかもしれませんが、そういうことに陥らないように適正に運用していただきたいと思います。

では次に町内観光の在り方について質問していきたいと思えます。観光予算の配分というのが大体、現在、観光関連で小国町の観光協会、商工会、町と分かれていると思えますが、昨年では町内パンフレットの作成のために独自で町が制作されていると思えます。来られたお客さんや自治体の方々からすれば見てみると違いというのがあんまりよく分からないのです。多分個人名とかそういうのは入っておりませんが、それより予算をある程度集中させて効果的なパンフレットを一括して作ったほうがいいのではないかとと思えます。鍋ヶ滝それと柴三郎記念館、杖立温泉、わいた温泉など魅力ある観光資源が多く存在しますが、限られた予算の中でこれを有効に使うため観光協会などに予算をある程度集中させることができないか。いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 予算の在り方も大事だと思いますが私はその前に事務局同士の会議は全体が必要だと思っております。今私は阿蘇デザインセンターの理事長もさせてもらっておりますが、実は阿蘇全体で観光協会、もちろんそれぞれの市町村にあるのですがその市町村の会長さんの集まり AATA という取組が実はコロナの時期ありました。それはなぜかという「阿蘇全面でお客さんを誘致しないとコロナの時代ちょっと乗り越えられないぞ」みたいな話があって、そういったところで阿蘇市のプラザホテルの稲吉さんだったかが会長さんを務められてその時期はあったのです。その時期も実は会長さん同士は集まって会議を結構やるのですが事務局長が集まることがものすごく少ないです。それでやっぱり小国に関しても A S O おぐに観光協会、杖立温泉観光協会、わいた温泉組合ありますけど山川もありますが、その方たちの事務局同士の会議を重ねれば多分パンフレットの問題はなくなると思えます。それを集中して小国町がするのか観光協会がするのかはちょっと別にしても、やっぱり事務局同士のすり合わせがないと昔、私が観光協会というか旅館組合しておりましたときには、わいた温泉さんと話をしてパンフレットを今度作るけど同じ形のパンフレットにして、小国町と杖立とわいたを色違いあたりで並べて置いたほうがパンフレットを持って行く確率が高くなるとか、そういったところがありましたので内容

が重ならないように協議をして、あと役割分担ですね。小国町のパンフレットはこの役割、わいたはもちろんわいたの宣伝が主なのですが、杖立は杖立の宣伝というようなかたちで。役割を重複させるようなことはせず杖立のパンフレットには小国町の状況はもう概要だけの部分ちょっとだけで、あとはもうこっちの小国町のパンフレットだけでいいのではないかと、そういう会議が実は事務局同士で集まるとできる。会長さん同士はそこまでの小さな把握は多分できないと思うし、そういう会議にならないのです。全体的な会議の話にしかないと思いますので。ですので私としては観光協会の事務局同士が集まって会議をする、そのような場を阿蘇全体でも必要だと思っていますし小国町でももちろん必要だと思っています。そういったところからまず始めたほうがいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

8 番（熊谷和昭君）　そうですね。主に集まるのは組合長が集まって会議をやりますのでそのようなかたちになるのかもしれませんが。ただ限りある予算ですので行政のほうの指導でそこを収集させて大きな効果を得ていくというのは必要だと思いますので、この辺は考えていただけないかなというふうには思っております。これは多分難しいというか今までも直接何回も聞いたことがあるのですけれども観光協会とかになってくると効果的な取組とか突発的に多額の予算が必要となるということがよくあります。今の制度上では予算のほうは単年度予算でその年度に消化してというかたちになってきますけれども、ここを町のほうでも基金でも何でも構いませんので何か一時的に預かっていただいて大きな予算が必要ときにそこを使うというような取組というのは何かできないものか。町の仕組み上難しいのかもしれませんが考えていただけないでしょうか。

町長（渡邊誠次君）　今現状、観光協会に行く財源は入湯税です。毎年金額は変わりますが納めた入湯税の金額の部分で2年前の金額を算定基準として、それを観光協会に給付、補助しているというような状況でありますので、金額はたくさんお客さんをお泊めになられて入湯税が上がればその金額も上がってくるような状況に今しております。その中で今もととのベースといいますか決まっているというところもありますので、補助金の性格上貯めるというのはなかなか。もう何でも色がつかなくなる可能性があります。ただその財源を使って何らかの突発的な事象に対してというような、まあ相手がある商売でもありますのでその部分で私も観光協会とか旅館組合とかしているときはそう思っていました、正直。ただもうその時はなかなか考えが及ばなかったのですがやはりこの補助金を申請していただいて出す、それには役割がきちっと明記されてないとやっぱりできないというところもありますので、自己財源の部分をつくられて自己財源の部分で貯めていくといった考え方は基本的にはできると思いますが、補助金を貯めていくということに関してはその財源の一部を逆に預からない限りはできないのかなあというふうに私は思っています。

8 番（熊谷和昭君）　ですから多分難しいとは思ったのですが、ただやっぱり「500万円の予算があったけど1千万円の予算があれば効果が10倍あるような企画が打てる」ということはよくあるのです。ですので、そこで役場のほうと打合せをしたりとか何とかしているともう時間は過ぎてしまいますので、そこでぱっと打てるような何かもっと効果的なことを考えたほうが良いと私は思います。確かに予算のほうは「これは何に使ってください」ということで年度初めに全部割り振られますので、それを「貯めていくというのはおかしいことですよ」というのはそれぞれの組合とかそういうところ辺りで私も話はしますけれども、やっぱりお金ですので限りあるお金をいかに効果的に使っていくかということを考えれば、その辺はどうか考えられれば考える方向、これはもう観光だけではなくて農家とか商工業とかそれぞれのところさうだと思います。あるときは「予算がこれだけ組んであるから、これは使わないともったいないぞ」と言って無理やり使ったとかいうこともよく聞きますので。やっぱりそういうことはできるだけ抑えて、できるだけ効果的な予算の使い方というのを各方面でしていただけるように、その辺は町のほうでできる限り考えていただければ助かります。産業課長何かありますか。

産業課長（穴井 徹君）　予算編成は今年度の令和8年度予算でいきますと昨年の11月から予算編成作業に入ります。各団体ですとか観光協会もそうですが補助金等を交付している団体等のヒアリングをその時期から始めて「来年度はこういう予算を執行したい、事業をやりたい」ということでヒアリングを行いまして、積み重ねた結果が現在の令和8年度予算に編成されております。ですからちょっといきなりというのはなかなか補正予算となって対応難しいと思いますので、できることであれば計画、なかなか突発的ということで難しいかもしれませんが、予測されるものはできるだけ早めに御相談いただきながら予算協議して予算計上、編成していきたいと思っております。

以上です。

8 番（熊谷和昭君）　私が言っているのは「予算をくれ」とかそういう話ではなくて、できるだけ無駄を省いたやり方をしていったほうが町のためにもそれぞれの産業のためにもなると思いますので、その辺の新しい取組か何かを考えられれば考えたほうが良いのではないかというふうに思っております。

あと鍋ヶ滝のほうにちょっと触れたいと思いますけれども、1年に1回ずつは質問させていただいておりますけれども鍋ヶ滝バイパスの開通予定をお願いいたします。

建設課長（長谷部公博君）　私のほうから御回答させていただきます。鍋ヶ滝線の代行事業になりますけれども令和10年度の事業完了を目指して進められております。

以上です。

8 番（熊谷和昭君）　令和10年度ということですがあと2年後に開通予定ということですので、それに対してこれも毎年聞いていますけれどもそれに付随する商用施設、前は産業課だったか町

長からだっかちょっとはつきりしませんけれども「キッチンカーなどで対応したい」という考えでしたが今もその考えは同じでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） キッチンカーを含めて今バイパスのほうと周辺に第4駐車場ということ
で計画を進めております。まずどういったかたちで。キッチンカーであれば今の駐車場の空きスペースがあれば利用できます。建物を建てた場合はどういった団体・会社が入るのかという検討も必要になります。またその鍋ヶ滝周辺でお土産等の販売を行えば他の現在ある事業所、会社の売上げが下がる可能性もありますので、そういったところをちょっと総合的に勘案させていただきながら検討していきたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 鍋ヶ滝だけでも年間に20万人の集客があるということですので、全体を考えれば多分40万人ぐらいの方々は小国町に年間みえていていると思います。そこで今から開発していく大きな観光地ではございますが、鍋ヶ滝のほうに今度から大型バスが入ってくるというふうになれば、これはもう町にとっても大きなビジネスチャンスだというふうに多分それぞれの小売りの方たちは思っていると思います。そこをどういうふうに生かしていくかというのもやっぱり町の出組次第で変わってきますので、そこら辺をもう今からある程度道筋を立てて販売戦略を立てていけばいい結果が生まれるのだと思います。鍋ヶ滝に寄せられたお客さんたちを小国町中のそれぞれの会社、飲食店とか、お土産屋さんとかをやっている農家さんとか、その辺にどういうふうに移動させていくか。その辺の来た方たちがどういうふうに動くかというのはこれ大事なことです。これをもし小国町中に配置よく動かしていくことができれば多分小国町全体で1人來られて最低でも5千円ぐらいは置いていくと思うのです。そうやって考えていくと数十億円のお金が小国町に落ちてくることになりますので、これは商売だけではなくてキッチンカーを使うのでしたら軽トラ朝市でも何でも構いません。中間経費がもう省かれますので全て農家さんの売上げになってくると思いますので、そういう小国町の産業を生かしたやり方を考えていければ小国町の外貨の獲得にも大きくこれは寄与してきますので、その辺は今からある程度考えてください。

もう時間がございませんので、ちょっと町民の方から聞かれたことを観光で一つお聞きしたい
と思います。現在、ジャージー牛乳が残念なことなのですけれども取引先が変わってジャージー牛乳をもとに加工品を作っている業者というのが今止まっているとか非常に困っているということを聞きました。現在どういうふうに流通とかがなっているのかお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） 加工がJAのほうから熊本県酪連のほうに移行しました。以前は小国町
内で確保しておりましたが現在熊本経済連のほうに1回運んでそれから逆に町内で購入する分は小国町のJAはじめ小売店、スーパー等で販売している状況になっております。ですから今まで町内で製造して町内で販売していたものが一度町外に出て戻ってくるというかたちになっており

ます。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 納入する方が経済連のほうに行って聞いたところによりますと「パックで買ってください」と言われたそうです。自分たちはある程度大きな量を使うのでその辺はどうにかならないかという交渉をされたそうなんですけれども、そこら辺を「町のほうでどうか対応していただけないか」ということをちょっとお伺いしました。その辺に対して町はどういうふうと考えておりますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 現在市販されているものは 200cc、500cc、1 千 cc の 3 種類になっております。以前はお話のあったように直接購入しに行ってもうちちょっと大きい単位の量で購入されていた場合もあったみたいです。私のほうが直接、熊本県酪連に問合せしまして、内容としましては現在の県酪連の状況として一番多いところは平均で 1 日 400 リッター、多いときは 700 リッターぐらい小国ジャージーを利用して加工している事業所もあるそうです。そういったところも現状面倒ではあると県酪連のほうも理解しておりますが、「現状最大で 1 リッターのもので御協力いただきたい」ということで回答いただきました。今すぐにそういった対応はできないかもしれませんが、何かそういったかたちで御要望等があれば「できる、できない」という御返事はこちらのほうからできませんが、町または J A のほうに連絡いただければ熊本県酪連のほうと間のつなぎという役目でさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

8 番（熊谷和昭君） 何らかの対応が必要ではないかと思っておりますので、衛生面でそれからレーンを変えて作るというのはなかなか難しいと思います。ただそれが増えれば町単位ではもしかしたら取り組めるかもしれませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私の一般質問これで終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は 13 時から午後 1 時から行います。

（午前 11 時 59 分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

議長（熊谷博行君） 4 番、児玉智博議員、御登壇願ひます。

4 番（児玉智博君） それでは、まず防災について質問します。今年の九州地方の梅雨入りが 1 日に南部、4 日に北部がそれぞれ気象庁より発表されました。また 5 月 27 日には台風 6 号が発生して九州南部にも接近し、その後 3 日には紀伊半島に上陸しました。この台風では沖縄から関東にかけて広範囲で大雨や暴風をもたらしました。また線状降水帯発生のおそれや実際の発生が確認され、一部地域では記録的な大雨となり河川の氾濫や浸水被害が発生しています。今回小国町では幸いにも危険な状況になりませんでした。今日からは梅雨の中休みとなっておりますが、しかし梅雨が明けるまでのこれから約 1 か月間や、その後の台風シーズンと気の抜けない時期が今年

もやってきたなと思っているところであります。さて、現在小国町では公式ホームページ内に新しいハザードマップを公開されています。配付資料３枚目を御覧ください。前回のハザードマップは平成３０年に作成されましたが、見比べてみますと特に宮原中心部の左側が前冊子で配られたもの。この新しくホームページで出されている部分なのですけれども特に浸水想定区域、前回のものは５０センチ未満から５メートル以上の間で５段階に分けられていましたが、新しいマップでは５０センチ未満から２０メートル以上の間に６段階で分けるように変わっています。その上で新しいマップでは浸水想定区域が広がって、もともと浸水が想定されていた箇所でも、より深い浸水が想定されるようになっていきます。前回と今回の町中心部のマップを比較しておりますけれども前回は浸水の想定がされていなかった小国小・中学校や宮原保育園、警察署や消防署の庁舎、老健施設、またマップよりも南側になるので切れておりますけれども関田のほうではＪＡの中央支所など、かなり広範囲に広がっているわけです。そこでまず浸水それから土砂災害等の被災想定区域内に現在、何世帯、何人の住民が住んでいますか。またそのうち避難行動要支援者が何人いらっしゃるか、お答えください。

総務課長（松本徳幸君） 防災マップの浸水想定区域の拡大についてと、またその中に何世帯住んでいるかということで御質問でございます。ありがとうございます。

まず最初の防災マップ、平成３０年に作られたものでございますけれども、こちらの浸水想定区域のほうで「Ｌ１」と申しまして５０年に一度、時間雨量にしまして８５．５ミリの雨量を想定したものでございます。それと対象河川については、筑後川のみということで土田滝より下流のほうで指定されてございました。その後、平成３１年と令和３年、令和４年と続いて町内の旧河川のほうに「Ｌ２」と言いまして浸水想定最大規模の想定がされております。こちらは熊本県のほうで想定されるものでございます。前提としましては、河川の流域全体に２４時間で総雨量が８５７ミリの降雨がある場合ということで想定されているものでございます。先ほど「５０年に一度」とＬ１のほうは申し上げましたけれども、こちらのほうは約１千年に一度の大雨の場合ということで想定されているものでございます。

また、この区域にどれだけの世帯数があるのかということでございますけれども、これらの危険箇所には世帯数と居住人数ということで全ての名簿を管理しているものはございませんので、今回新しい防災マップの上で該当危険箇所にある家屋の数をカウントさせていただきました。土砂災害の警戒区域内、レッドゾーン、イエローゾーンというものですけれども、こちらのほうには１千１１９軒、先ほど申しました浸水想定区域内の家屋数ということでＬ１、５０年に一度の場合が２５軒、１千年に一度のＬ２の場合が１千３３１軒でございます。また居住人数につきましては、名簿上管理してございませんので、ちょっと把握できませんでした。

福祉課長（宮崎智幸君） 福祉課のほうで避難行動要支援者名簿を管理しておりますので、そちらの数字を申し上げます。全体の避難行動要支援者につきましては、６５２名の方が登録されてお

ります。このうち土砂災害警戒区域内の登録者数は206名、それから洪水浸水想定区域内の登録者は182名となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 2021年9月議会のときの答弁では、避難行動要支援者の方について「土砂災害の特別警戒区域と警戒区域に128世帯170人、浸水区域に住まわれている方に関しては64世帯80人」という答弁がありましたので、人数だけの答弁でありましたけれども要支援者の方の数としては増えています。特に浸水区域というのは今言われる1千年に一度の新しいハザードマップでお答えいただいたと思いますので、それだけ増えたのだというふうに思います。ちなみに言えば2021年9月のときの町の人口が6千780人です。新しい広報おぐにに書かれていた人数が6千70人で約10%ほど人口が減る中で、こういう要支援者の方で、しかも被災の可能性があると住まわれている方が388名、土砂災害、浸水区域合わせていらっしゃるということは大変重く受け止めるべきことかなというふうに思います。要支援者の避難行動について5年前に聞いた際、当時の福祉課長は「要支援者の避難に関しましては、より身近なところでの支援が必要になってまいります。家族であるとか地域、こういうときは誰が声をかけて誰が避難所に連れて行くとか、より安全な避難場所に連れて行くというのはそれぞれ個々に違うと思いますので、その名簿をもとに各機関に流し、民生委員の方にも流しておりますので、その中でこういったときはこういう避難の体制をとるというのが決められてくるというふうに思っております。」という答弁をされておりました。「個々に違う」というのは本当にそのとおりだと思います。お子さんやお孫さんが町内あるいは近隣の町にいればその方が支援できるし、そうでない方は隣近所あるいは友人という方もいれば自主防災組織でという地域もあるかと想定されます。しかし自分が年を取ってしまったら周りの人たちも同じように年を取ってしまうわけです。そういう支援をしてくれるようなつながりが自分の中でなかなかないという方も、この高齢化が進んでいけば必ず出てくる話だと思います。そういった場合、町がそういう関係性とかをつなげることが今後必要かと思います。これは一つの課題として申し上げておきまして、それで新たな防災マップでは浸水想定区域も広がっています。これまでは逃げなくても浸水の心配がなかったお宅も1千年に一度の大雨とはいえ、そうではなくなってしまうエリアがあるわけです。そのようなところでも共助の部分が円滑に行われるために要支援者について町がどのような取組をされているか確認したいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） 今議員が言われた内容については特段大きな変更点はございません。御存じのように避難行動要支援者名簿に関しましては民生委員さんの協力をもとに1軒1軒御自宅を回って「支援が必要ですか」というようなことで問いかけをしていただいて、本人さんの同意を得た方についてうちのほうで登録をしております。最初の登録の部分で当然その方の基本情報をまず登録します。それから緊急時の連絡先も登録してもらいます。さらに協力者いわゆる緊急

時避難時等の協力者も登録に使えますので名前を挙げてもらうようなかたちにしております。この協力者という部分が一番大事な部分になってきます。できれば家族の方であったりとか、もちろん同居ではなくても近所の家族の方であったり親族の方、そういった方々は常日頃から見守りをしていただき災害時等も避難の支援をしていただくというのが一番理想かというふうに思っております。当然この名簿につきましては、登録が終わった後に関係機関のほうに配付しております。消防、警察、それから自主防災組織、部長さん等々、関係機関のほうには配付しておりますが、この配付する方々も避難についての責任を負うものではないというふうに思っております。もちろんそういうことで一番力を入れる分については、そこの協力者それから避難が必要になる前に避難をするということが一番大事だろうというふうに思っております。そのためには、さらにこういった要支援者に関しましては当然介護認定を受けている方であったり、障害をお持ちの方等もおります。介護で申し上げますと介護認定を受けて介護サービスを受けておられる方であればケアマネジャーもついております。そういった方々にも御協力いただいて施設の短期の入所等も含めた事前の避難のほうをしっかりと事前に行っていく必要があるというふうに考えております。そういう誘導を町のほうは、しっかりと行っていく必要があるというふうに考えております。それからもう1点、この登録に関しましては、もちろん本人さんがまず協力者が誰であるかということをしっかり覚えておいていただいて、その方に「そろそろ災害が来るかも」といったときに事前の連絡調整をしっかりとっていただくというようなことを行っていただきたいと思っております。今年度の登録の際に民生委員さんをお願いを今年もしたのですが、そのときにその取組の一つとして「あなたが協力者であげた方は、この方ですよ」というものを家に貼っておいてください」ということで新たな取組として今年度実施しました。まだまだ改良の余地はあるかと思いますが、そういうかたちで関係機関に責任を負わさないで済むようなかたちで、できる限り早めの避難につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 新たな取組として協力者の方を書いたものを要支援者の方に持ってもらって、まさに梅雨入りした今の時期なんかに、そういうやり取りをしておくということを始められたということで理解しました。繰り返し言われたように浸水する前、土砂災害が起こる前の早めの避難というのが本当に大事になってくるわけです。言うまでもないことですが、そのためには要支援者の方にできるだけ早く「今晚逃げたいんだけど」とか、明るいうちに支援者の方なり求めていただかなければならないと思います。そのためには町は被災危険のある場所を常に周知していただかなければならないと思います。今回特にハザードマップの浸水エリアも基準を変えたことで広がったわけですから、平成30年に作ったときを思い返してみますと町は説明会を開いているのです。黒淵は蓬萊小の体育館でありましたから私も参加したのを覚えています。そして加えて冊子を部長、組長を通じて各戸に配付しています。ところが令和2年の7月豪雨災害の体験を私た

ち経ているわけですが今回はそういったものが行われていませんよね。やはり必要ではないでしょうか。せめて冊子が配られたら組長さんが持って来てくれたときに誰しも1回は開いてみると思うのです。自分方の近所はどうなっているかなと見ますよね。それが無いから浸水想定が広がったのに、その区内に住んでおられる方もそれを知らないという方も結構おられるかもしれません。せめて冊子にして配布すべきではないでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 防災マップの配布についてということで御質問でございます。防災マップにつきましては現在御存じかと思えますけれどもホームページのトップから、また公式LINEのトップページから、そのページのほうに飛んで閲覧することができるように整備してございます。このマップ上の電子データにつきましては最新の情報、地図データであるとか、浸水想定区域が広がった場合、また土砂災害の箇所が増えた場合等について随時更新できる仕組みというふうになってございます。大前提としまして基本的には、このサイトのほうでの閲覧を行っていただきたいというふうに考えております。またスマートフォン等をお持ちでない方で自分の地区がどういう地区か分からないという方につきましては役場のほうで周辺地図のマップを印刷してお配りすることは可能と考えておりますので、そういう方につきましては総務課まで申し出ていただければというふうに考えております。

4番（児玉智博君） そこを自発的なものに任せていたらいけないと思うのです。その情報というのは紙にしてしまえば日々古くなりますよね。平成30年に作られた防災マップには避難所一覧というふうに出ているのですが、杖立防災センターが造られる前だったから、これには「杖立防災センター」というのは載っていないのです。だから冊子を作らなかったほうがよかったかという、そうではないと思います。作ってよかったものだというふうに思います。私これができるときの蓬萊小学校での説明会に参加したときに委託業者の方が来て説明されましたけど「浸水すると言うけど、本当かな」みたいな感じで疑い半分ぐらいで聞いていました。ところが小国でも杖立の水害なんかもありましたけど見てみると案外当たっています。やはりこれは知らせるべき情報だというふうに思いますので何とか冊子にして配布するのを検討いただきたいし、「必要な人は役場に来たら印刷して差し上げます」というのであれば、そのことをまず周知していただいて必要な方には来ていただくということが大事ではないかなというふうに思います。そして災害の危険が高まっているときに、そこに住んでいる人たちが逃げるだけではなくて、よその人も誰もが危険な場所にいたら離れる、近づかない。そのために必要なのは「ここが危険な場所だ」と分かるようにすることです。そこに住んでない人、町外の人にも知らせる必要があります。以前も提案しましたが、電柱を使って標識を出すべきだと思います。前回の提案では海岸の町に津波の危険を知らせる標識のように、浸水や土砂災害の危険がある場所に「それを知らせる表示をしたらどうか」と言いましたが、実際にやっているところがありました。菊池市です。配付資料2枚目になります。この写真は菊池川が氾濫した場合、浸水が想定されるエリアの電柱に何箇所

も取り付けられている標識であります、これがあると私知らずに行ったのですが小国町民の私でも「この場所は浸水するのか」ということが分かったわけです。小国町もやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君）今回浸水の区域が広がったということで、その危険な場所に看板の設置ということで御質問でございます。まず令和2年から令和5年にかけて避難所の看板は設置してございます。また、それについての案内版を電柱のほうに設置して、その避難所がどういう地区かというハザードマップを簡単に掲載してございます。今回浸水想定区域について資料がありましたとおり「想定浸水深0.5～3m」というふうに書いてございますけれども、このような看板につきまして当然危険な場所を周知するのは必要かと思っております。ただ想定される場所の設置と標識の効果等、十分に検討して課題を整理すべきというふうに考えております。よその地区の菊池市とかを見ておりますと公園だとか公民館とか公共施設とかそういうところに多く付いているようでございますので、そこらの事例等を参考にしながら今後とも引き続き検討してまいりたいと思っております。

4 番（児玉智博君） 今言われたような、そこに限らず。これは公園です。この近くには住宅敷地の中に立っている電柱にも掲示されておりました。全部の電柱に貼る必要はないと思いますので、要所要所に貼ればですね。私が菊池でよそ者でも「もし大雨で菊池川が氾濫したら、ここが危ないところなんだ」というふうに分かったように、小国に観光で来られている方とか、あるいは業者の方で仕事で来られている方でも、大雨のときには「ちょっと高いところに行ったほうがいい」だとか、「ここは崖崩れがあるかもしれないから離れたほうがいい」という判断が付くと思いますので、やはり人の命を守るためですから課題もあるかとは思いますが是非前向きな検討をお願いしたいと思います。

気象庁が発表する防災気象情報が大きく整理、改変されました。今回の変更の目的は、情報が多過ぎて分かりにくいという課題を解消し、住民が避難のタイミングを判断しやすくするためということです。これまでは大雨警報、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報など名称がばらばらで、どれがどの程度危険なのか分かりにくいという面がありましたが、新制度ではレベル3大雨警報、レベル4土砂災害危険情報、レベル5土砂災害警報といったように情報名に警戒レベルをつけて発表されるということでもあります。また従来の土砂災害警戒情報や氾濫危険情報などの名称が整理され、レベル4相当の危険警報という考え方も導入されたということです。これは危険な状況が迫っているので避難指示に従い避難する段階を示すとされています。こういった変更を受けて町の避難情報の発令に変更点なんかを考えていれば御説明いただければと思います。

総務課長（松本徳幸君） 議員おっしゃるとおり今年の5月29日から防災気象情報の運用は見直しが行われております。議員がおっしゃるとおり新たにレベル4に相当する危険警報が創設されるなど、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮について統一的な警戒レベルによる情報提供が行われ

ることとなりました。町の避難情報の発令基準につきましては、気象庁の発令基準に沿って基準を変更いたしました。基本的なところでございますが、レベル3の警報では高齢者等避難、レベル4の危険警報では避難指示、レベル5の特別警報では緊急安全確保を発令するように今回の変更で規定してございます。これらの情報に加えて、気象庁の市町村別予報、またキキクルの危険度、河川の水位情報などを総合的に勘案して避難情報の発令を行いたいというふうに思っております。

4 番（児玉智博君） 去年の9月議会で質問したこととも重なりますけれども、避難に関する情報発信について少し確認をしたいと思います。昨年8月10日、11日の大雨で町は17時に予防的避難所を開設しまして、その後21時25分に高齢者等避難を発令しました。言うまでもなく避難行動というのは明るいうちにしようが危険性が低いわけですが、予防的避難所の開設については町の情報発信というのが屋外放送1度しか行われませんでした。これを聞き逃した人は、ほかに予防的避難所に避難できるという情報を得る方法がなかったという状況でした。今回5月から線状降水帯直前予測というものの運用が始まりまして、これは線状降水帯が発生するかもしれない2、3時間前に発表されるものですから今後は去年のように暗くなってからとか、あるいは明け方とか、避難情報が出される機会というのが増える可能性もあるのではないかと思います。それに備えて小国町は予防的避難所というのを毎回立ち上げているわけですから、「予防的避難所を開設しましたよ」という情報をしっかり周知するのが大事になってくるのではないかと思います。ですから公式LINEや、あるいはテレビの10チャンネルの文字放送を使っただけの広報周知など、発信方法を改善したほうがいいのではないかと9月議会でも言いましたけれども、その後どのように運用されていくようになっているか御説明ください。

総務課長（松本徳幸君） 避難情報の発令の周知につきましては、まず第一報としましては先ほど言われましたように同報無線のほうで、まずは周知を行ってまいります。それからレベル3高齢者等避難以上、避難指示、緊急安全の発令になりますと携帯電話に強制的に避難情報を発令するエリアメールでの発信を行います。それから災害情報共有システムによって放送事業者やアプリなどに一斉に配信する仕組みも活用してございます。これらを主な情報手段、発信手段としつつ現在町にある情報手段であります公式LINEやホームページ、まずおぐチャンのL字放送などもタイムラグはあるかもしれませんが、そちらのほうも災害等の規模に応じて活用していきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 私からちょっと補足をさせていただきます。やっぱり避難情報は早めに出す、それは本当に児玉議員が言われるとおりで、町としてもできるだけそのようにしてまいりました。気象庁からの情報がある前に、まずは町のほうでアンテナを立てるといいですか、テレビとかでよく先に放送がありますので、その部分では情報をまず感じ取って、それから総務課でいつも話をするタイミングで気象庁からの情報が毎回そうですけど11時頃に発表があるのです。

その状況の中で聞いたときに、まずは落石とか、そういったところはその地域によってケースバイケースで場所が違いますので急傾斜に住んでおられるところは、その情報が出る前にもちょっとアンテナを立てていただいて避難をしていただくという部分もあります。ですので町が出さなかったからといって避難しなかったというところは自分たちでもちょっと判断していただきたいと思います。それから、それを上回るというか町は本当にできるだけ早く出そうと思っております。同報無線で呼びかける前に大体杖立の消防団には多分一番先に電話がいています、僕がすることもあります。その後には杖立の避難所は予防的避難の前に大体開いているような状況で昼から開けていて、杖立の中の観光協会の放送で「早めに避難してください」というような呼びかけ等々をするようなところもありますので、言われるとおり重ね合わせて周知することは必要ですが、その地域の特性はまずは自分たちの中で把握をしていただいて、急傾斜は段階でさつきレベル2、レベル3、レベル4とありましたけれども補正係数ではないですけどかけて、ちょっとは早めにやっていただくといったところが、もっと大事なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 杖立には独自の放送のスピーカーなんかも付いていますので、そういうのがあると思うのですが、それ以外の地域というのはそういう自主防災組織はあっても、ないものがあると思うのです。本当におっしゃられるように自分の身は自分で守るというのが基本ですから、明らかに家の裏手が急傾斜地とかいうところの方は自分の判断で、それこそ予防的避難所が開いてなくても違うところの親戚の家に身を寄せたりとかいうことができると思うのですが、私が言っているのは基本的に予防的避難所というのは町が判断して体育館とか鍵を開けないと入れませんから、「鍵を開けましたよ」、「開放しましたよ」、「わざわざ親戚とかの家に行かなくても近所の指定避難所に行けば予防的避難所で雨風のげるんだ」という情報を同報無線を基本にしてらっしゃるので、それをしつつプラスアルファでよりアンテナに引っかかるようにやっていただきたいというのが趣旨ですので、その確認として重ね合わせでそういうのも今度からやるというふうに理解してよろしいでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 同報無線を主軸に様々な機材、LINEとかホームページを使って周知していくということでございます。

4 番（児玉智博君） それでは、避難所について1問だけ聞かせていただきます。町が指定する指定避難所です。通常運営されているのが杖立防災センターや小国ドーム、それから旧小学校の施設など、町全部で8か所あるというふうに認識しております。町が指定する避難所の空調や暖房設備、それから備蓄状況がどうなっているのでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 指定避難所の備蓄状況ということで言われたとおり現在8か所を基本的に避難所開設をしております。この避難所の設備ということで、まず空調設備ですけれども空調

でエアコンがない部分といたしましては、小国ドームと西里多目的集会所と旧下城小学校、旧蓬萊小学校の4か所については空調はございません。ただし、簡易的なものではございますけれども扇風機だとか、スポットクーラーを用意することは想定してございます。また避難用の段ボールベッドにつきましては、各避難所に3個から12個を用意してございます。一番多い12個というのが小国ドームでございます。防災センターとかは九つぐらい用意してございます。それから毛布のほうは結構余分がございまして、小国ドームの500枚が一番多いのですけれども全体で2千810枚ほど用意してございます。それから備蓄用としましては、板張りのところでは体が痛くなりますので長いマットでございまして避難用マットと、あとロール畳といましてちょっとクッション性のあるロールマットの畳状のものを用意してございます。あとは飲料水と簡易的に食べられる御飯類につきましては、各避難所について水でしたら2リッター入りの6本の箱が32ケース分全体で用意してございます。また食料についても50食を1箱としたものが30箱、それぞれの避難所に一応配置してございます。

以上です。

4番（児玉智博君） ちょっと時間もありますので次に進んでいきたいと思います。

災害時に命が守られるというのは何より大事なことでありますが、同時に財産、特に住まいが守られるというのも重要であります。6日に北里大水害慰霊祭がありました。今日の朝刊というか熊本日日新聞にもその情報が載ってございましたけれども、主催者代表の方のお話で慰霊碑が今建っている場所には昭和28年6月の水害があるまでは中島集落と呼ばれる6軒ほどの集落があったのだけれども、それが全て流されてしまったということなのです。死者もそこでは2名出たということですが、ただ中島集落では2名ですけれども小国町全体では、このときの大雨で53人の方が亡くなっていて家屋も22戸が流されたということなのです。これを聞いたときに助かった人たちも住む場所もなくなってしまって、それが集落ごと消えてしまうわけですから途方に暮れたのではないかと思います。令和2年の豪雨災害でも町内で土砂崩れで全壊した家がありました。住宅を水害、土砂災害から守るというのは「自助」、「共助」では、これはもうどうすることもできません。やはりそこは「公助」で、同じ雨が降っても氾濫しにくい河川にしていこうと、崖も崩れにくいよう対策をしていくことが求められると思います。そこでまず土砂災害警戒区域等の指定を受けた場所で、家屋があつて対策工事が行われていない箇所は何箇所あるか御報告ください。

建設課長（長谷部公博君） 私のほうから回答させていただきます。

御質問につきましては現状から言いますと箇所数については把握はできておりません。それはなぜかというところにはなるのですが、まずレッドゾーンとイエローゾーン、これについては土砂災害防止法により県が区域を指定するもので、小国町では警戒区域いわゆるイエローゾーンは403か所、特別警戒区域であるレッドゾーンは357か所となっており、先ほど総務課長から

答弁にもありましたように1千119戸が対象区域となっております。次に対策工事につきましては、土砂災害警戒区域の根拠法となる「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」のいわゆる「砂防三法」により、地区指定されたところが工事の対象となります。小国町管内の砂防三法の指定につきましては、現在53か所の指定を受けております。中身を言いますと砂防指定河川として32河川、急傾斜地の崩壊危険区域として18地区、地すべり防止区域3地区となっております。そのほかとしましては、保全事業としてしまして林野、林地のほうになりますけれども山腹崩壊の危険地区等で166か所、治山施設は県営が511施設、町営が47施設というふうになっております。先ほど言いましたけれども土砂災害区域の根拠法である「土砂災害防止法」と対策工事を進める「砂防三法」は、土砂災害対策を推進するもので、その範囲の多くは重なる地域も多いとは考えられますが両制度の指定基準が異なることから警戒区域等での未対策箇所の比較、把握ができていないというのが現実でございます。

以上です。

4番（児玉智博君） だから、どちらかといえば地域の住民の方が「ちょっと不安だから、ここは何とか町とか県とかができないのか」という声が上がってきたのを受けて、それから町がそういう関係法令とも照らし合わせて対策工事を進めていこうかということで今新橋地区なんかが、まさにその工事をしていますけれども、そういうふうになっていくということだと思うのです。であればこそ平成30年のハザードマップを策定したときのように地区ごとで、そういう説明会を開いたら「そんなところに自分たちが住んでいるところが当たるのか」と言って、そういう要望なんかも出てきやすくなるから、それをやっていく必要があるのかなというのを今の答弁を聞いて考えたところです。それで令和2年7月豪雨災害では、河川の護岸崩壊も発生し復旧工事が行われています。しかし防災の観点から言えば、日頃から護岸や河川の堆積土砂の状況を把握し、必要に応じて補修や河道掘削を行っていくことが重要になってくるのではないかと思います。河川パトロールは定期的に行っていらっしゃいますか。

建設課長（長谷部公博君） まず県が管理する河川につきましては、重要区間については年3回、それ以外の区間につきましては年1回以上のパトロールを県が実施されているそうでございます。町管理河川全体につきましては、令和2年災害後に全河川の調査を一度行っております。例年としましては、小国町防災計画に基づいた職員による危険箇所のパトロールの年1回の実施、あとは地域からの情報提供による現地確認、ここが箇所的なところになりますけれども、そういう現地確認、または突発的な対応としまして先ほども言いましたけれども大規模災害の場合には、コンサルさんとか業者さんとかの協力を得ながらパトロールするということが出てくるかと思えます。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 令和2年の災害後、私が当時の建設課長にこの議会の場で聞いたわけですが

れども、「河川の確認は行っているのですか」と。「災害で護岸が崩れたからといって復旧工事をするのは当然なのだけれども、それ以前の崩れる前にやらないと災害は防げないでしょう」ということで聞いたわけです。そしたら、「河川の確認は行っている」と、今のような多分答弁でした。それで、そのときに「いや、川の上から見ただけでは駄目ですから、必要に応じて川の中にまで入って行って確認すべきなのではないですか」と言いましたら、「そのようにしている」と言われたわけです。今言われた県の重要区間は年3回とか、町管理河川の年1回、あるいは地域の人からの情報があってからというのは、どのようなかたちで確認しているのかなというふうになっちゃうわけですが、3枚目の配付資料を御覧いただければと思います。これですね、北里地区の北里川の上流にあたる潮井川を私、見てまいりました、6月2日であります。これどういう状況になっているかといいますと至るところで川の護岸、ブロックであったりあるいは石垣の護岸もあります。そういったものが崩れてしまっていて周りは道がなくて、すぐ杉山になっています。山自体もかなり荒れているような状況でありまして、要するに護岸が崩れれば山の土もどんどん洗われていって杉の木が川の中に倒れかかっているというような状況になっていたりとかするわけです。そういうものがありますので、これは大雨が降ればいずれ災害を招きかねない状況だと感じましたので対策を求めたいと思い取り上げます。この潮井川地区で公民館と温泉施設ホテルの里温泉がありますけど、その辺りで山川から下りて来る北里川本流と合流する涌蓋山方向から山の中を流れて来ている川であります、山の中を流れてくるので日常はほとんどの人の目に触れないと思います。今言ったように護岸が至るところで崩壊しているような状況なのです。御覧のように何本も倒木があると。また落差工というのですかね左上と上の真ん中のもの、これなんかコンクリート構造物なのですが多分長年の雨なんかによって穴が開いてしまって、コンクリートの下の泥も洗い流してしまって全く役をしていないような状況です。まだ言えば、大雨で巨大なコンクリートの塊が流れていって途中で引っかかりでもしたら大変なことになると思うのです。向かって右下です、これは三角形のブロックがありますけど本来これは川底を洗い流さないように敷き詰められていなければならないものなのですが、恐らくいつの大雨でか分かりませんが持ち上げられて流されて途中で引っかかっているというような状況になっているわけです。これらを放っておいたら下流域では山の土がどんどん流れていきますから下流域では堆積物が増えます。それどころか倒木が次々と恐らく発生するでしょうし、増水時にコンクリート片とともに川をせき止めて鉄砲水が発生するなど再び大水害を招きかねないんじゃないかと思っています。これは対策が必要だし同時にほかの河川の状況なども悉皆調査が必要ではないでしょうか。休憩時間に同僚議員の中から「私は、ほかのこういう状況があるのを知っている」というような声も出ております。町としても悉皆調査をやっていただけないでしょうか。

建設課長（長谷部公博君） 今日児玉議員から資料いただきました現場につきましては、先日児玉議員からもお話いただきましたので実際見させていただきました。潮井川につきましては砂防河

川ということで砂防堰堤とか砂防施設が多々入れられておりまして、その一部が長年の劣化とか、そういったところで破損していると思います。この件につきましては早速、県のほうにも情報共有させていただきました。今後の児玉議員からのお話ですと全河川についてということでしたので、これが現実今すぐできるかという建設課の職員の体制、あとは業者さんとの協力がどう得られていくのかというところもありますので、そういったところは検討しながら、いろいろ情報交換しながら今後必要なときには実施できるような体制ができるかちょっと検討を進めていきたいと思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） 令和2年の災害復旧工事が一旦落ちついて今建設業者さんたちの中では、むしろ仕事がないという状況に困ってらっしゃるような状況だと思うのです。そういう何もないときに、こういう危険な箇所土木工事なんかを発注していくことで仕事おこしにもなるし、安全性も高まるというふうに持っていくというのが一石二鳥のやり方だと思いますので、その辺は知恵を絞っていただきたいなと思います。令和2年の豪雨災害後、この4年間で河川の堆積物を除去する河道掘削が一部で行われています。筑後川本流の国土交通大臣管理区間、直轄河川、これ杖立温泉街です、それと下城の築瀬のはげ川との合流地点、それから上広瀬、柏田とかから郵便局周辺までが行われています。それと蓬萊川と本村川、これ西ノ下集落の付近で行われている部分が一部ございます。ただこれらの河川は施工されていない箇所で堆積物が残されています。堆積物がたまっていると河川の流下能力が下がり、洪水時の水位が上がってしまいます。今後、河道掘削や浚渫を実施する計画はあるでしょうか。もう1点、砂防ダムについても確認しておきたいと思います。現在、蔵園川の南平集落そばにつくられた砂防ダムに堆積した土砂の撤去工事が県の事業だと思いますけど行われています。そのほかの砂防ダムの土砂除去については計画されているでしょうか。北里川上流部に設けられた砂防ダム、これ山川集落から上っていた先に数基ありますけれども先週現地を見て来ましたが、もうすっかり土砂が堆積して背丈の高い草が生い茂っていました。ここについては地元の方から町にも土砂撤去を求める要望が何年も前に出されていると聞き及んでおります。町としても、しっかり県に求めているし、ほかの砂防ダムについても状況を把握して、必要な箇所については撤去を県にお願いしていくべきだと思いますが見解を求めます。

建設課長（長谷部公博君） それでは土砂撤去の計画とかがどうなっているのかということで、現在中長期の計画は実際のところはございませんが令和8年度今年度の熊本県への要望としまして、河道掘削となる堆積土砂の撤去は7件、河川改良が1件、あと砂防ダムのほうも堆積土砂の撤去ということで2件、この2件というのは今児玉議員がおっしゃられた南平ともう一つ山川のほうも要望は上げておりますが、県のほうもいつ実施できるのかという御判断をいただいておりますので、そういったところで「地元からも強く要望があっています」というところでは県に

もちょっと強く要望は継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 是非繰り返し求めていっていただきたいということで今日は防災についてはこれで終わります、残り 5 分しかありませんけれども職員の収賄事件について聞きます。3 月議会の私の質問で、この事件についての町の独自調査ですね渡邊町長及び総務課長は、起訴されて公判中ということを経由に「今は行えない」というふうに言いました。しかし、対照的なのが八代市です。八代市では庁舎建設をめぐる、あっせん収賄罪で現職市議ら 3 人が逮捕されたという状況なのですけれども金額は比べものになりませんがね。小野市長は「判決が確定してからとかいうことではなくて第三者も入れた検証の委員会を捜査に一定の進展、公判に一定の進展があったら、何でこんなことが起こってしまったかという原因究明と再発防止のための検証委員会を開く」と言いました。それは市民の信頼を取り戻すためには必要だということで小野市長が決断をされたわけであります。非常に対照的だなというふうに思いました。この調査について町は当該の職員は昨年度いっぱい退職してしまっているわけです。そうした中でこの再発防止の検証がどうなるのかというのを確認したいのと、結局もう退職させてしまったものだから処分というのが下されなくなってしまったわけです。渡邊町長は処分の件に関しては「町の行政処分に関しては、いずれやらないといけない時期が来たら必要になればやらないといけないなというふうに思います」というふうに答弁されているわけです。ところが退職して新聞にもそのことが報道されました。2 月中には退職届が実は出ていて渡邊町長も「本人の意思を尊重したんだ」と言っている退職の辞令を出しているわけです。これはもう最初から処分する気はなかったのに「処分が必要ならやる」なんていうのを答弁したのかなというふうに思うわけです。信賞必罰というのがないから組織として緩んでしまう。緩んでしまうから前代未聞の事件を招いてしまったと。本当に組織として緩んでいるのではないですか。今定例会でも資料の差し替え、それから議案集の差し替え、今までなかったとは言いません、私も 14 年か 5 年議員していますけど今までもありました。ところが最近の議会は資料の間違い、差し替えがないほうが珍しいような状況になっているのではないですか。組織が緩んでいると思います。やっぱり信賞必罰。調査をしっかりとやっていただきたいということを求めて質問を終わります。あと何分かしかありませんが答弁があればどうぞ。

総務課長（松本徳幸君） 原因究明と再発防止ということで御存じのとおり当該事案についてはまだ現在も刑事裁判が継続してございます。事実確認につきましては以前も申し上げたと思いますけれども司法の判断を注視していく必要があるというふうに考えております。また、それと同時に、このようなことがないように組織としての再発防止策を考えながら服務規律の徹底や、またコンプライアンスの向上とチェック体制の確立など、職員研修等が主になってくるかと思っておりますけれども、それを中心にやっていきながら職員の気を引締めて業務のほうに取りかかっている

いというふうに思っております。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩いたします。次の会議を１４時１０分、２時１０分から行います。

（午後２時００分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を行います。

（午後２時１０分）

議長（熊谷博行君）　５番、穴見まち子議員、御登壇願います。

５番（穴見まち子君）　こんにちは、よろしくお願いいたします。

５月は気象によっては天気がよかったり雨が多かったりと大変なときに、５月の間に高校と中学校それから小学校の運動会が行われました。ちょうどその日は今までになく天気とはいかなくても、ちゃんと運動会ができる状態で子どもたちがとても環境のいい状態でした。今働き方改革というところで土日が休みの保護者の方も多いと思います。子どもたちがグラウンドを精いっぱい走る姿を見て、保護者の方たちとか、それからサポートしている先生方、皆さんの力を借りてとてもいい運動会ができたのではないかと考えております。それをしっかりと感じました。今までそんなのですが今年は特に、おじいちゃん、おばあちゃんとかも参加していただいてよかったと考えております。

それでは質問に入りたいと思います。手づくりの館の件というところで出しておりますけれども、手づくりの館は私が３０代の頃に研究グループに入ったのですが、それから５０年近くの間いろんな経験をしてきました。長くするって持続可能で先輩方がしてきた味噌作りを今は８人ぐらいですけれどもしっかりと受け継いで、年に１回する文化祭でもいろんなかたちでずっと出しています。コロナもあったのですが休むことなくしっかりとやっています。このたび来年度の２月いっぱいでは悠工房のほうに移動するという案ですが活動でしっかりと味噌作りをして売る体制ができるということです。私たちはコロナ前は学校に行って子どもたちに味噌を使って団子汁とかしていました。しかし最近では子どもたちが３年生のときに味噌作り体験というのをします。そして４年生になってできた味噌を使って試食をする。とても子どもたちに好評で自然の調味料で味噌の発酵、大豆の発酵いろんなところをしてきたし、子どもたちにも喜ばれるということ。それから私が一番感じているのは昔宮崎町長の時代に「ツーデーマーチ」というのがありました。そのときの２日間は婦人会の役員さんとそれに関わる人たちで手づくりの館を使って、きのこ汁というのをして木魂館と二俣のところにある遊水峡に味噌汁を持って行って参加していただいた方におもてなしをするというのをしました。しかし何年かしているうちに予算が確か５００万円かかるので中止になったというのをしっかりと記憶に覚えております。５００万円以上だったのかな。人数も多いし参加する方も多かったので、それで中止になったというのを一番覚えていることです。悠工房のほうに移動するということが子どもたちのこれからもあるのです。

けど、それについての説明を産業課長お願いしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは、答弁させていただきます。

まず最初に私の聞き間違いというか誤解があったらいけないのですが、来年度以降先ほど何か議員は「売る体制ができる」というふうに言われたと思うのですが、一応そこは回答の中で私のほうが修正させていただきたいと思います。まず、これまでの経緯として3月議会のほうでもお話しさせていただきましたが、令和2年に営業許可などの食品衛生に関するルールが厳しくなりました。小国町においても「小国町営業許可」について見直しを実施した結果、公共施設での営業許可の時期、更新等を行わないということで決定しました。現在までその点についての変更はありません。令和2年度に町の施設を利用して営業許可等を取得していた団体については、その時点で説明をさせていただいております。あと保健所のほうに今回悠工房への移設を考えておりますので再度内容の確認、協議等させていただきました。その点でも「今後、公的施設での営業許可を取ることは難しい」旨の回答をいただいております。理由としましては「不特定多数の方が利用する公共施設で営業許可は衛生上許可が下りない」ということで回答いただいております。また公的施設の特性上、特定の人だけが利用するという制限等もできないからになっております。生活研究グループの手づくりの館における営業許可期限については、令和9年の2月28日まで味噌製造業の許可となっております。今後の手づくりの館についての予定ですが、営業許可の更新、新規は行わないということは変わりません。そのため今後の利用方法としては、営業許可を必要としない自家消費用のみの利用となります。また手づくりの館は築40年は経過しております。老朽化等も著しいことから施設機能を別の施設「悠工房」のほうに移動し、先ほども述べましたが自家消費用のみで施設を利用してもらう予定でおります。スケジュールといたしましては今年度中に現予定としましては移設の計画、必要な経費等を算出し来年度予算に計上して、令和9年度中に移設を考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） ありがとうございます。

私たちがずっと作ってきたし使ってきた手づくりの館の味噌作り。その許可を取らせていただいていたのは活動の一環で、最初できた時の活動の目的としては前は改善グループだったのですけど昭和の時代に国からの施策として「地域に公民館」とか、手づくりの館もそうなんですけど女性に何か活動ができないかなというときに、前おられました橋本農夫男さんたちの意向で最初は「何かしたら」というとやっぱり「味噌」ということで、個人的に作っていた味噌を皆んなで一緒にという感じだったと思うのです。それを造ったのはいいけど保存する場所がないというところで後ろに保存するところも造っていただきました。いろんな経緯があって活動している方も最初は100人近くおられました。100人前後いたのですけど、その方たちも若い世代と50代過ぎた方の働きたいというところで活動をやめられて自分の仕事に就くと。そしたら自

然と減って20人前後だったのです。それもあつたし、それと一緒に私も役場の産業課の方のおかげで農業女性アドバイザーとかそういうものに何人かおられますけど、阿蘇郡だけでなく県まで行ったりとか、いろんな活動ができました。その経験があつたりしたので、いろんなことを考えたら農協の女性部とかフレッシュミズとかいろいろあるんですけど、いろんな活動というのは女性が社会参画するための活動だったと思うのです。ある程度県の総会とかも行つたことがあるんですけど、熊本まで行くというのは年を取るとなかなか運転するのが無理になる。すると阿蘇郡の活動がそこだけになる。それから皆さん一緒にその次に阿蘇郡に行くのも何とかできないというのが年を取るといふことなのかもしれないですけど。たまたま小国で活動するのが今の研究グループの人数が減つた原因にもなるし、先輩方の指導があつてやめる時期を失つたのも私なのですけど、やってみて人との出会いがあります。それでいい機会があつたかなと思っております。今産業課長が言われたように来年の2月までは私たちもそのときに売れる状態ではなくて、そこまでは売れるけどそれから先は試作としてまだまだ皆さんと活動ができるように。それからほかの人にも声をかけて子どもの食育、3年生のときに味噌を作つたように何かいろいろ考えて、まだまだ続ける時は続ける。それから町の文化祭も先ほど言いましたけれども何かいろいろ考えては知恵が出ます。それをできる限り長い間、皆さんやめられる方が80歳以上ですけれども私たちもまだあと10年ぐらいですかね。その間にもいろんなことがあると思うのですけれども、若い方もおられますのでしっかりと次の時代にそれを続けていって「してよかったね」と思えるような最後になるような感じでしていきたいと思っております。

それでは、次に小国町の出生状況が16名と聞いております。この前の運動会のときに行つて来年度の1年生というのを聞いて人数を数えたら20人ちょっとだったのです。幼稚園もおられますので人数的に保育園と幼稚園の生徒でどのくらいいるのかなあと思つて質問するのですけど、これをすると運動会のやり方もずっと変わるかなあとは思っています。現在の宮原保育園のここ数年の保育園児の人数をお聞きしたいと思います。お願いします。

福祉課保育園長（室原由美君） 現在の人数ですけれども宮原保育園が88名、北里保育園が31名です。ここ数年のと言われますと、これから先のことでよろしいでしょうか。

5番（穴見まち子君） 前。

福祉課保育園長（室原由美君） これまでの推移は令和6年が両園合わせまして158名、令和7年が142名、令和8年が119名、令和9年が109名、そのような状況になっております。

5番（穴見まち子君） そう言いながら今年の県の出生の比率というのは全国的に6番目と大きな新聞の資料をこの前いただいたのですけど、うちにもあるのですけど見るときがなかなかなかったのですけど打合せのときに見せていただきました。この出生状況を踏まえて年間に70万人から少しずつ下がって今は67万人ということでしたけれども、これに対して町がこれまでにやってきた少子化対策はどんなことをやってきたのかをお聞きしたいと思いますがいかがですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 議員言われたように出生数がここ近年急激に少なくなっているというような状況です。出生数を申し上げますと令和5年で21人、令和6年24人、それから令和7年度が16人ということで、これは先日の新聞報道にも大きく2面さいてありました。そこに書いてあるように小国町だけに限らず全国的に非常に少なくなっておりまして全国で申し上げますと67万人の出生数というふうに報道されておりました。この数字はそもそも2年前に2040年に推定される人数ということで、それが15年ほど加速して早まったというようなことで分析されておりました。これは本当に全国それから熊本県もそうですし特に小国町におきましては、いろんな地理的な条件等も重なり、熊本県内は先ほど言われたように全国でも6番目ということではございますが、非常に進んでいる地域ではないかというふうに感じております。その部分については私も福祉課の課長として責任といいますか課題感を非常に持っている部分でございます。これまでこの少子化対策につきましては何度か御質問いただきまして、町のほうでどういった施策をしているかということでお答えをさせていただいております。これについては、あくまで結婚されて妊娠、出産、そして子育ての部分での施策でございますので、まずその部分を再度お伝えしたいと思います。小国町のほうでは国県の制度と併せまして町独自でもいろんな取組を行っております。妊娠から出産期におきましては相談体制の充実、それから子ども家庭センターの設立をしております。それから妊娠時の相談、それから産まれてからは健診体制のほうもいろいろと充実させております。それから最近の動向でいきますと産後ケア事業とか新生児の聴覚検査、それ辺りについても取り組んでおります。それから昨年から5歳児健診というのを新たに始めております。その他経済的な支援の部分としましては当然これは国のほうの児童手当の拡充であつたりとか児童扶養手当辺りも当然取り組んでおります。その他医療費助成についても県内いち早く高校生まで無料ということで取組を行っております。その他多子世帯の出産祝金でありますとか、こうのとりの支援事業辺りも取り組んでおります。その中で私が特に最近この議会の場で申し上げますのは、現在ほとんどの家庭が共働きということで仕事をしながら子育てができる体制を充実させたいということで、預り事業については非常に力を入れている部分でございます。その預かりについては当然まずは保育園それから幼稚園のほうでも預かりができます。そのあと小学校に上がりましてから放課後児童クラブ、この放課後児童クラブにつきましては土曜日も朝8時から6時まで預かるということで安心して仕事をしながら子育てができる体制を整えているところでございます。この部分については近隣にも負けないかたちでの支援ができているというふうに感じております。それからそれに併せまして子育て支援拠点のほうも毎日開館しております。育児についての悩みなどの相談も受けているような状況です。今現在、働きながらいかに子育てしやすい町にするかというのが一番の部分ではないかというふうに考えております。またちょっと戻りまして少子化の一般的な原因になりますけど人口も当然減少しております。若年層の人口がまず減少しているということと結婚する人も減少しております。晩婚化であつたり、そ

もそも結婚しないとか、そういう方も非常に増えております。それから経済的な不安をお持ちの方もいらっしゃると思いますし、子育てに対しての負担を感じられている方もおられるというふうに思います。日本の社会の構造的に、仕事であったり生活であったり子育て、結婚、そういったいろんな分野においてそれぞれ価値観がかなり変わってきているというか、持ち方が変わってきているというふうに思います。そういうものが起因して少子化に拍車がかかっているというふうに考えております。生まれてから子育てする部分の施策だけに限らず、当然仕事の部分、雇用、それから経済的な所得の安定であったりとか生活環境の充実であったりとか生活のスタイル、そういった部分もいろいろと影響しているというふうに思っておりますので、この部分については全庁的に少しでも皆さんが暮らしやすくなるような取組を進めていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

5 番（穴見まち子君） 今課長が言われたとおり全部そのとおりだと思っております。どこにいても晩婚化とか自分より周りのことを少し考えて自分が1人で一生過ごすというのもいいかもしれないけど、人と関わって結婚して子どもができてそのところに一番喜ぶのは家族であり夫婦です。そこで夫婦の中でおじいちゃん、おばあちゃんがいるときにはその人に頼み込んでいい。しかし、よそに出ていくと2人で子どもを育てる。その環境にしっかりついていければいいけど、ついていけない人もいるわけです。田舎は特に耐えることの大切さです。隣に独身の方もおられますけど結婚してみて、いろんなことに耐える。多分皆さんも、いいときばかりではない。その時期を乗り越えてしっかりと支えてきて、このような年になるとそうなのですけど、「これでよかったな人生は」とか思える。やはりじっと2人だけでは耐えていけない。またおじいちゃんおばあちゃんが一緒にいたら「一緒に生活できない」とか思ってしまうと、そこまでのことです。それを自分の生活だけではなく、やはり周りを考えてみたら「親たちがいるから一緒に生活してあげたい」とか、若い人も「2人でやっていけるかな」とか、しっかり思ったり。できるのはできると思います、今から特にこういうサポートがありますから。しかしながら、子育てするのは小さいときはいいのですが、やはりお金がかかります。よその自治体のように入学するときに10万円とかもらったりするときもいいかもしれない。でも小学校に入学するときには制服がなければいいけど最低でも10万円から15万円ぐらいはかかります。中学校に行くと20万円近く制服からかかる。高校に行くには、それ以上に25万円から30万円かかるお金が要るわけです。それをどうして見つけるか。それを支えてくれるのが自治体です。町民の方を見て町が支えていろんなことをしていただいております。しかしながら、それだけではなくて人口が減って一番困るのは働くところだったり、この新聞にもあるのですが人口減少に拍車がかかれば仕事とか、行政、福祉など、様々な分野で人手不足になる。特に小国は2人で福祉施設とかに働いている方が多いです。特に社協だったり悠愛だったり。小国町はいいほうだと思います。南阿蘇とか高森とか食

改のときにその方に聞くと、「うちは、そんなところがないので」と、買物難民だったりとか、いろんな感情が出るわけです。小国は社会福祉協議会とか週1回とかで回っている。そこで働きながら子育てをしている人もいる。いろんなところの働き場があるのです。そこを考えて、じつと耐えるばかりではなく休みの日とかは子どもの部活だったり試合とかあったりするときには夫婦について行ったり小さい子もついて行ったりとか。いろんな環境があればどこかへ行くのではなくて試合を見に行き帰るときに寄ってきたりとか、子どもたちの満足度もあると思うのです。そういう環境で子どもを育てるので1人2人で小国町は3人目で30万円とかあります。その金額30万円も町としても少し上げていただくといいかなというところは一つ思っております。とにかく今、社会状況の中で買物に行っても何でも上がっているのです。毎日炊事をしたり、お手伝いする分に見てみたら、「所得がないとできない」というところが一緒なのです。子どもたちの学校給食も全部国と町とで支援していただいているし給食の分野では1人4千800円の足りない部分を町が出している。そういうところもいろんなところを訴えればできるところもあるし、この対策を皆さんで考える。小国町も何年か前に婚活もしました。その結婚された方のほとんどの方が子どもさんがおられて2人目とかできて学校に行っている方が行けるところもあるかなというところもありますので全然しないより、どうかして小国町の有名なところで何かしてみたらどうかと思うし。最近ではニシザトテラスにちょうど用事があって行きました。お父さんの代わりに行ったのですが、昔やっていた「ぼぶら祭り」というところでカボチャを植えていました。麻生釣に出品してイベントがあっていたのです。それをニシザトテラスの周りのところで「苗を作ったので一緒にお手伝いしてもらえませんか」ということで行ったのです。そしたら、小さい子が植えるかなと思ったら3歳と2歳前後の男の子と女の子がいて一緒に手取り足取り、苗だけは地域おこし協力隊の方が作っていたので、それを一緒に植えました。その方は福岡の島のほうから2人子どもさんを連れてお菓子作りで。ニシザトテラスはお菓子作りができますので、そこが終わった後に6か所ぐらい一緒に苗を植えて秋の収穫を楽しみにというところで地域おこし協力隊の方がしていたのですが、もう1人来られていました。いろんなイベントを随時考える人、頭の切り替えを使って何かするというのを若い世代、私たちになるともうそんなにできないのですが、「何かあるかなあ」と思って来られるのは昔を掘り起こしたりしてする。そういうところがひょっとしたらお客さんに来てもらえる。当たるかもしれない、当たらないかもしれないけど、やってみようというところで。子育てをわざわざ小国町まで来てもらって「大変だよ」と福岡の北九州から来られている人もいます。何か探ればあるし、自治体との協力、それから役場の情報政策課も一緒になっていろんなことをするというのは地域おこし協力隊の方は次々。多分、町長が面接されると思うのでいいと思うし何か当たり外れがあるかもしれないけど、やってみようと思っていただくと当たるかもしれないし、それをたまにですけど私は特に協力してお手伝いをしています。そういうところで考えたら1人でも2人でも来てもらおうと少しは増え

るかなあという思いで一生懸命しているところですけど、こういう考えは町長どうですか。

議長（熊谷博行君） これ答えられますか。

教育長（村上悦郎君） 令和7年度の出生状況からというところで学校のいうところ、それと先ほど出ました食改さん、生活研究グループさんは、午前中も言いましたが総合的な学習、小国の名所、名物、名人を見つけようということで11月に1コマ勉強すると。生活研究グループの味噌作りを体験し、国語、「姿を変える大豆と関連させて課題を決める」ということで、地域の方とこれも計画に入って大量にやっているところです。今、出生状況を言われました。今年は小国小学校1年生43人、全校生徒が282人です。令和9年度の1年生の予定は29名、1クラスです。全校生徒は264名。令和10年度は、このときは増えます1年生38人です、合計262人。令和11年度が1年生は28人、全校239人。令和12年度が1年生14名、全校206人になります。ですから令和8年度今年から令和12年度になると80人減るということで僕たちも考えなければならないことは、今までの勉強のやり方でいいのか、校舎の使い方はとか、体育館が、避難所がとかいうことがあります、そういったところも含めて考えなければいけないという課題も今私たち教育委員会辺りも持っていますということです。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからもお話をさせていただきます。穴見議員には先ほど家庭感といえますか家族愛の部分それから実体験含めてお話をいただきました。支え合う家族をどういうふうに考えるかというところは、それぞれの御家庭で考えなければいけないところだというふうに思いますけれども、様々な考え方がございますのでなかなか難しいところだなと思いつつ私も4世代住んでおります。母、私たち、息子、孫、その中で考えるのは、きちっと次にどうやって受け渡していかなければいけないのかなという家族の中でも考えさせていただくところです。町もほぼ考え方なら変わらないと思うのです。今日は一般質問で滝の話をされまして、しっかりと保全していく、保護ではなくて保全していく。家族もやっぱり保全かなと。かたちを変えながらも、もちろん保全で、保護は完全に守っていただくのですが保全はお金も稼いでいながら持続可能なようにして守っていくというのが考え方ではありますが、そういったところであったり、地域をどうやって守っていったらいいところを残しながら次の世代に受渡していくか。これは多分あんまり変わらない考え方だなと思いますし、身内のような考え方のほうがより一層いろんなこともできると思うし、逆に厳しくもできるというふうに考えております。町の財政とどのぐらい町民の皆さんに住民サービスを提供していくか、これはもちろん執行部が考えて議員の皆様方とお話をしていながら決定していくわけですけども、その中でも一番重要なのはどういうこの地域を受け渡していくか。出生数そこも大事ですですけども時代の流れで今ちょっと厳しい状況にあるかもしれませんけれども、どういったかたちですれば人数が増えていくのかというところもしっかり考えさせていただきながら、町では各施策を単年度、もちろん中長期にわたっても考

えていきながら単年度の計画をずっと立てていっているような状況であります。そのような中でございますので近隣の町村と比べるというのは、もちろん比べないと比較はできませんけれども、なかなか町村同士で取り合いをするような考え方では私は一緒だなと。実は小国で増えても南小国で増えても、どこで増えても私はいいかなというふうに思っております。小国の町長をしておりますので、さすがに「減ってもいい」という発言とかはしないのですが、それでも地域としてこういった地域を全体で次の世代に受け渡していくかというのを探りながら各施策をしていきたいなと思っております。1点、熊本連携中枢都市圏というのがありまして熊本市を中心であります但し連携をしていって、横断的横の動きでいろんなことができるようにというふうな話が来ておりまして小国町も参加させていただきたいなと。小国と南小国と産山さんが一緒に今度3か所で熊本市、都市圏の方たちと連携をするような状況であります、この中で連携していったりする部分ではもちろん防災関係とかいろんなところあるのですけれども目新しい部分としてはスマートフォンのアプリを利用してポイントを熊本市も全部含めて使えるようなかたち、例えば小国独自で作ると小国だけしか使えませんが熊本市含めていろんな地域で使うような健康のポイントとか、そういったのを一緒に作っていただくかあともう1つ。ほかにもいろいろ書いてあるのですが先ほど言われました婚活の部分で熊本市内でマッチングアプリというのがあります。通常でいくと小国町でするときも大体200万円ぐらいかかっていたと思いますが、これは個人で入会するのは2年間で1万円ぐらいと非常に安いといったところもあって、自治体と連携していきながらひょっとしたら小国から熊本に行って結婚されるので人数は減るかもしれませんが、それでも人生は人生ということでございますのでこういったのも含めて様々に検討させていただいて、どれがいいかというのは正直先ほどの「当たるか、外れか」分かりませんが、そういった部分でも様々にチャレンジしていきながら決めていきたいなというふうに思います。それから地域おこし協力隊のことに関しては、結構小国町に根づいておられる方がたくさんおられると思いませんか。私はできるだけ来ていただくときに次の仕事を想定しながら来ていただきたいなというふうに思っている、この部分で合えばそのまま引き続きだったりとか、こういった地域の部分で来ていただけるのではないかなと思ひながら地域おこし協力隊には穴見議員と一緒にすけれども、できるだけ来ていただきたいという気持ちはとてもあります。そのような中で私が面接しているというのは一部だけで全部面接しているわけではありませぬので全部決めているわけではなひのですが、それでもニシザトテラスも十数年動かなかったところが動き始めてお金も相当1億7千万ぐらいかかりましたけれども、動き始めて稼働率も毎日動くようなかたち。それからイベントも相当今あっていると思ひます。そういったところでは投資をしたら稼働をしっかりしていく、そういった考え方は絶対大事でござひますのでその部分では地域おこし協力隊の方がいないとニシザトテラスも回っていきませぬ。ですひで通常どおり運用、運営していただひて様々に町民の皆さんに使っていただく。これの繰り返しではないかなというふうに思ひます。今一つの例とし

てニシザトテラスの話をさせていただきましたけれども地域おこし協力隊の皆さんにはすごく頑張っていたいて、小国町の魅力を発信していただいたりとか下支えをする事務的な仕事をしていただいたりとか非常に有り難いところで働いてもらっておりますので、できればそのまま小国町のほうに残っていただいて地域おこし協力隊の業務自体は3年間ということでありましてけれども、その後も関係したお仕事に就かれて頑張っていたければなという思いで今私のほうは施策を重ねているところでございます。

以上です。

5番（穴見まち子君）　ありがとうございました。

熊日の新聞に書いてあるように地域だけではなくて国が先になって主導権を持ってしっかりしてやっていただく。それで働きやすい環境とか子育てしやすい環境をつくるというのは、声を上げていただく方がいるとまた少しは違うと思うのです。私の孫たちも部活動でさっき午前中に出ていましたようにしていますけど、雨の日も風の日もしっかりしているわけです。この前も日曜日雨が多く降りまして玖珠のほうに行って午前中どうだったか、びしょ濡れになって帰って来る。小国でもそうなのです。そして着替えるか着替えなしかして帰って男子も女子もなのです。体育館の中はいいけどサッカーだったりいろんなところは子どもたちの頑張り一つなのです。そこをしっかりと見ていただいたり学校の先生も大変だと思うけど子どもたちをいっぱい見ていただいて、教育長が言われたように町のやり方というか町長の主導でいろいろ動いていますけど行政の方も大変だと思うけどしっかり頑張っていたきたいと思います。

終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は3時5分から始めます。

（午後2時52分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後3時05分）

議長（熊谷博行君）　3番、高村祝次議員、御登壇願います。ちなみに高村議員は今日が誕生日でございます。年齢は私よりも11歳上ですので、あとは御想像にお任せいたします。78歳でございます。

3番（高村祝次君）　今日は私の誕生日で77歳と思っていたが、78歳になりました。

今回は、「農商連携の加工の現状」と「災害復旧」についてでございますけれども、主に今の小国のジャージー牛乳について。高校卒業して60年、酪農一筋に生きてきました60年を語りたいなというふうに思っております。いつの新聞だったですかね、「ジャージー牛乳が県酪連に製造移管」ということで載っておりました。読んでいくと、1992年ちょうど今処理場ができたとき、そのとき今のようにタンクローリーを走らせるようになったのが中島課長のお父さんと私が2人で大分のほうにローリーを買いに行きました。中島さんのお父さんは私が小学6年生の

とき田原の原野を耕運機でおこして、そして田原のうちの隣の小屋に耕運機を置いていました。私たちが学校帰りのときに、私は小学6年生だから私だけが耕運機を扱わせてもらって、ほかの人は耕運機を扱わせてもらえませんでした。中島さんのお父さんは、その後、人工授精師をやり、最後は牛乳処理場のほうで頑張ってもらいました。途中もいろいろ問題がありましたので今日はその途中の問題。一生懸命小国の酪農をやった先輩の方々がたくさんおられます。今までみんなが知らなかった、そういう中身を私が今日話したいというふうに思っております。————

——（横線書きの部分は、議長が発言取消を命じた為、原本にのみ記載するものとする。）——

————新聞に「小国の酪農家は11戸」ということで書いてありますけれども、農協の職員が2月頃だったですかね聞き取り調査をしました。————

————賛成の理由は何かというと指導ができると。——

————県酪連にいくと指導ができる。でも私たちが昭和40年に卒業したころ、ジャージーの指導とかいうのは農協の後藤さんが常に言っておりましたけれども、「牛飼いは、土づくり、草づくり、人づくり」と。それが基本です。「良質な粗飼料を作ることが大事で、そして畑には石灰をまけ、ようりんをまけ」というのが口癖で、ジャージーを飼うのに県酪連の職員にジャージーを飼ったことのない職員がいて、ジャージーのことが何も分かるはずがないと。完全にジャージーとホルスタインと和牛、それは飼い方が違います。ホルスタインは濃厚飼料を多給すれば乳が増えます。しかし、ジャージーはあくまでも良質な粗飼料を牛が喜んで食う草を作らないと乳量は出ません。ちょうどこの中にも書いてありますけれども、まず新聞のことを先に言うと、ある酪農家の人が書いてあります。「将来に負担を残して牧場がなくなつては意味がないと考えた」と振り返る。ただ、今回の製造移管ではヨーグルトやバターなどの加工品は3月で販売を終了したということがあります。豊かな香りとコクが高い評価を得ただけに、失望が広がる」ということが書いてあります——

————また元に戻りますけれども、当時昭和63年ちょうどニュージーランドとオーストラリアからあることで牛を導入しないといけなくなった。町とか県は安い牛を農家にやって負担をかけてはいけないということでアメリカからの導入はやめておりましたけど、私たちは「オーストラリアの牛、ニュージーランドの牛はいらない」と。「アメリカ」と言ってその当時の橋本さんが

「なら、よし」、宮崎町長も「アメリカに買いに行く」ということで、昭和63年2週間ぐらいにかけて私と後藤さんと当時佐藤一男さんと3人でアメリカに行きました。アメリカの飼い方を見てそのときに佐藤一男さんと後藤さんから私に「牛を見る目がさすがだな」と言われたのがそのときでした。ジャージーが百何十頭かいる中で、その牧場主は自分方に必要ない牛を売るわけです。並べてある。「私は、その牛は要らない」と。百何十頭その牧場が出さない牛を私が欲しいと。それで「これください」と、当時現地の価格で176万円ぐらいだと思います。それからコストをかけて200万円ぐらいかかったと思います。そういう買い方をしたから佐藤一男さんは「確かに、あなたは目が強いな、よその者が要するような牛を買ってくるとは」ということで、そこで私が牛を見る目が確かだなということで後藤さんからも評価されたというような経緯がございます。そういうことで私が1人で見ても駄目だということで2年後には農協の職員、酪農家は積み立てをしてアメリカに10人ぐらいだったか、酪農のジャージーの飼い方を勉強に行った。それから粗飼料と濃厚飼料を機械で混ぜたTMRをジャージーにやっているということで、千何百頭いるところもそういう飼い方をアメリカは全部やっておりましたので、それを帰って皆んな見たところで小国の酪農が乳量アップになったということです。乳量アップになったら今度は牛乳が過剰になってきた。農協に行くと「過剰になったからどうするか」と。その当時ちょうど昭和63年は農用地整備公団が小国に入っておりまして、家畜市場から物産館の横にあるバター・チーズ工場。後藤さんは「今からの時代はチーズ・バターの時代だ」と。私は「一般庶民が飲めるヨーグルトが一番だ」と論をしましたが私はまだ30そこそこで後藤さんは40代、課長職で後藤さんの言いなり。チーズ、バターを作る工場を造りました。でも私はヨーグルトを諦め切れなくて、その後平成6年から阿蘇北部公社営事業が始まって、私の牛舎が平成7年にフリーストールの牛舎を建て、————計画的には西里も手を挙げたわけですけども堆肥舎を造ったぐらいで、その後は誰もその事業はできなかったということで昭和54年に60頭の牛舎を建てて、昭和63年に真ん中の肥育牛舎を造った。そのときも農用地整備公団に行って牛舎の幅が2メートルだった。私は「2メートルの牛舎なら私は要りません」と。一の宮の今農協斎場があるところに公団の事務所がありましたけれども、そこに行って1日論をして話が決着しないから「もう造らないでいいです」ということで帰って来ました。結局もう公団のほう折れて「それなら将来は大型機械が入っていくような牛舎を造らないと意味がない」ということで私の言うとおりの、通路が3メートルの牛舎を造ったのがうちの真ん中の木造牛舎。それから平成7年に牛舎を建てた。そこでまた2億何千万円の投資をした。私がはまったのは「俺は酪農一筋で日本一の酪農家になるぞ」ということで思っておりましたけれども、負債を背負ってその支払いが大変だった。やはりいいときもあれば悪いときもある。しかし私は昭和58年のときに肥育を始めて、昭和63年のときには肉が高騰してF1やらジャージーの雄を肥育して。F1は1頭100万円ぐらいしていた。大体F1の歩留まりは62%ぐら

い、ジャージーの肥育の歩留りというのが60%～58%、ジャージーは非常に内臓が多いから歩留まりが悪い。昭和63年のときに機械を買うときもその当時ちょうどロールベアラーというのが始まって、そのロールベアラーを買うのにもそのとき初めて現金で買うような馬力があったということです。私と思うのは人間はいいときは一生のうち今まで何回あったかなという1、2回しかないです。ほとんどが苦勞の連続、事業するなら苦勞の連続。今も苦勞しておりますけれども苦勞の連続と。それから、先ほどから穴見議員が家族関係の話をしましたが、家族三代いるとお互いが理解し抑えるところは抑えていかないと家族は真ん丸いかないし、また跡取りも育たないと。年寄りがガンガン言ったら若い者がついて来ないし、若い者の言いなりになっていると放置したような状態でなかなか思うようにいかない。なかなか経営というのが難しい。親の代で順調にいついても次の代にいくとなかなか思うようにいかないというのが一家の「あるある」ではないかなというふうに私も思っております。孫がいて気が合うときには「じいちゃん」、「じいちゃん」と言いますけれども、気が合わないと知らないふりをする。そういうようなことで次の代がいれば「どこにも負けないような農業やろう」ということで土地を買い求めて、とにかく牛飼いをするなら土地を持たないといけないと。堆肥の処理もしないといけないというようなことで今日までやってきました。酪農も私のはまりでヨーグルト工場を造るときは当時の宮崎町長あるいは農協の組合長は中島智勇さんから宇都宮徹さんにちょうど変わるときでした――

――――――――――議事を辞めないといけような状況になってきました。農協が阿蘇郡一つになる前の年にヨーグルト工場は建設されたわけです。そのときの事業は公社営事業でヨーグルト工場を造ると。――――――――――

——ヨーグルト工場を造るときも「どんなヨーグルト工場を造ろうか」という話になって私も一番先にですね。そのときちょうど全国的に広まったのがこの新潟県の安田乳業。これが全国に飲むヨーグルトを始めた。この工場はホルスタインで酪連に出しても採算が合わないということで脱退して自分でヨーグルト工場を立ち上げた会社です。今では自分方の牛だけではヨーグルトが足りないから県酪連が逆にここに牛乳を納めるという状況です。黒川村というところは人口が6千人ぐらい。そして3分の2が町の仕事をしている。ビール工場、ハム工場、ジャージーを飼って造るヨーグルト、ホテルもやっておりました。ここは農業委員で視察に行ったときに、この村の施設に泊まって朝飯のときに「米がおいしかった」と何杯でも米をおかわりして食べている人もいました。この黒川村も今は合併して胎内市というところになっておりますけど2万何千人。ここに行って「小国のヨーグルトは売れる」と。そのときまず一番先に農業委員の方に飲ませたのがヤスダのヨーグルト。これは1回ここでも話したと思うが、「これは胃の検査をするバリウムを飲んでみたい」と。「こんなものが売れるのだろうか」と言った者もいたわけです。でも私は「絶対売れる」と言って、ここを造った末次興産という会社が小国もするようになった。その後その末次興産が来てから、「まず職員の育成から」ということで——

——末次興産の社長を年間に亘って毎日職員の悪いところ、工場の悪いところ、そしたらちょうどあの工場は当初、処理室と充填室が一緒だった、中仕切りがなかったわけです。処理室は熱でするから何十度と上がる。それと加工したパック詰めが一緒のところに置いてある。だからスーパーやらお店に持って行ったときには、中身が固まっているというような状況だった。それから突貫工事で橋本建設があそこを造ったということです。突貫工事で昼はされないから夜仕切りを付けて天井も全部工事をしてもらってやったと。そして仕切りを付けたら、そのクレームが無くなったと。——

——そのヨーグルト工場などを造って一番よかったのは、いかりスーパー。宝塚でこのエコバックを持ってないと恥ずかしいというくらいの高級なスーパー。一番端は大阪の端の豊中にもありますけれども大阪の駅にもあります。そこに牛乳、ヨーグルトを出すためには、いろんなことをクリアしていかなければいけない。今までは牛には山水を飲ませていた。ところが。

3番（高村祝次君） はい。

49

と。「売れないときには、もう尿だめに入れるしかないじゃないか」と言って上げていった。――

――要するに牛乳というのは加工品があって初めて儲かる。加工品がないと農家の仕入れが今150円か170円か知らないがそのくらいでして、小国で卸したら300円、倍だから小国では今まで非常に安く売っていた。この前スーパーに行ったら小国のは450円で売ってあった。今、岡山辺りのジャージー牛乳を聞くと岡山に行ったら700円、秋田は800円、黒川で売っているのは恐らく1千円ぐらい、岡山はA2牛乳で1千円。やはり経営者がしっかりそれらの減価償却した分をちゃんと黒字になったときに内部留保しないから新しい機械を買えない。今の若い人はそういうことを何も考えないで恐らくいっていたし、先ほどから熊谷議員も言いましたけど私は「加工に使っている人たちが大変困るのではなかろうか」という考えがあったからですね。だから、この「ジャージー牛乳」というのはもう70年になりますけれども、河津寅雄さんが日赤に入院していたときでしたけれども昭和53年に私たち4人に電話で「絶対最後まで諦めてくれるな」と言われて、それ一筋に私たちも頑張ってきましたけど、代が変わるとなかなか一生懸命努力したのも吹き飛んでしまうというようなことで非常に私も残念であります。公にこういう話をテレビですると皆んなが今日の私の話をかなりの町民が聞いている。私は絶対言っておく、いつか今の若い人たちが「これは、しまった」、「小国の特産品が無くなった」、「自分たちも今まで乳価を自由に上げていたのが上げられなくなった」という日は絶対来ますから。私は息子と意見が反対で真っ二つにうちだけ分かれたのだが――、1回痛い目にあって泣いてから初めて「おやじが言ったことは本当のことだ」ということが分かるというふうに私は思っております。ですから職員の皆さんも、また今日テレビを見ている方々も、「いつかあの人が言っていたが、本当にそうなったな」とならないようにしてもらいたいけれども必ずなると私は思います。それだけ私は断言しておきます。絶対なる。ですから渡邊町長に言いたいのは、この農商連携の加工について12月でしたか私が「どういうことを考えていますか」と聞いたら、「農商連携でやる」と。今が私はチャンスではないかなということで一言答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 答弁をさせていただきます。農商連携の加工ということで通告はいただいております。今日お話を聞かせていただいて酪農の方々の御苦勞とかは一部でしか分かりませんが、けれどもお聞きしました。大変な御功績といいますか大変だったのではないかなというふうに思います。それで加工がJAさんから酪連さんに移ったという状況の中で加工の部分のヨーグルト工場を含めて町がどうするかといったところは、一番は酪農の方たちがどういう考えでやられるか、それに町が参入するというかたち以外は考えられませんので、その部分では皆さんの合意形成が必要であろうというふうに思います。合意形成の中で話をしていくといったところでなけれ

ば町が踏み切って行いうのは難しい状況であるというふうに思います。様々な事業を町でもやります。要は儲かる、儲からない抜きにしても、やらなければいけない事業は最優先にやりますが、やったほうがいい事業のときにはかなりの判断材料が要ります。その判断材料としては今日のお話だけではなくて様々なお話をまだお聞かせいただかないと、ほかの方からも当然ですけどもお聞かせいただくこと、またそれが高村議員言われたように「昔はいいときもあった」と。苦労の連続だというお話でしたけれども私も商売しておりますので、そういった感覚はあります。小国町の中でも様々なそういうのは生かさせていただいております。そのような中で事業に投資をするといったときには私は小国の町長をさせてもらいますが、かなりの材料をそろえてないとその判断はつかないということで現状では町のほうから話しかけをしてやるというふうな状況にはないということだけはお伝えしたいと思います。

以上です。

3 番（高村祝次君）

話を変えますけれども災害復旧工事についてお尋ねいたします。災害復旧工事は3月の議会でもいろいろ言いましたけれども、3月の議会の最後に町長も県やらに再度お尋ねするということでございます。その後の県の回答はどうであったのかお伺いします。

町長（渡邊誠次君） 当時まだ建設課長は谷口さんでございましたけれども、お聞きしたところ、下田原のところであろうというふうに思いますけれども、「その部分では県でも話ができていない」というお話は私も承りました。

以上です。

3 番（高村祝次君）

—————大変な工事だと思います。上が200メートルぐらいあるかな削ってするのに。下のほうに土留めのようなのを造らないと上から壊れたときには。宮崎課長の家は奥のほうにあって川が反対側にあるので、家に直接行かなくても一番先に田んぼがやられるというような状況

に今なっております。私も県の林務課に電話しましたので担当を呼び出して話そうかなと思っていましたがちょうど会議があっていて、その後私も忙しかったので林務課に再度電話をすることはしませんでしたけれども、どうにかして県のほうで話してしてもらわないと災害が起きたら恐らく今あそこにローンを積んでありますけれども、あそこから全部秋原の谷間に流れていくというような状況が必ず来ると思います。ですから、必ず町長しっかり県のほうにもお願いしてください。今ちょうど私が要望した熊本興畜の二つ目の砂防工事は現場事務所のプレハブはできていると思います。私が令和2年のときに県の林務課を呼んで見て回って「造ってください」というところは全部して今最後の工事に掛かっておりますので、あと1か所是非やってもらいたいと思います。また町道関係もあります。この前からもう完成したと思います。ファームロードのところを三管建設が請けておりましたけれども以前あの川添いに砂防が二つあって、先ほどから砂防の浚えのことも出ておりましたけれども、それも林務課を呼んでしたら今年の冬に1か所は川浚いをしてくれました。その下流が役場職員と一緒に上は2メートル真っ角くらいの升が入っています。ファームロードから田原のほうに行った道路はコルゲート管の2メートル以上ぐらいあると思います。上流は大きい。一番下はこんなのが入っていた。熊本興畜の今工事しているところの上流は、こんなヒューム管が入っている。これは1回災害が入ってから建設課と一緒に見て、そして、「やります」ということで。この前から私はあそこの山を買ったものだから行ってみたらやっていない。一番下が1メートルぐらいのヒューム管が入っていた。上二つは2メートルぐらいある。これは当初沈み橋のようにしていた。前はファームロードもなかったから昔、水もそんなに来なかったがファームロードができてから水が多くなって令和2年度にオーバーしてこちらの道に出ている、熊本興畜のほうに。その道まで上がって災害で復旧したと。昔、クワ畑がずっと窪にあった。クワ畑をするときに恐らくこのヒューム管を入れたのだと思う、今から30年ぐらい前。それで災害があったときに現地立ち会いをした。久しぶり行ってみたら、去年すると言っていたが行ってみたらしていない。こういう箇所があります。それから、この前も言ったけれどもファームロードから旧黒岩線の舗装工事20メートルぐらいが割れて水が入っているところを伏せたら大分いいが伏せていないから、そこから大雨のときは水が入って舗装がガタガタ。高尾牧場があるところから斜めに上っている道。そのとき役場職員は「これは激甚災害にかからないから舗装は役場がやります」と言ったけれども、もう7年になる。是非そんなところを見てやってもらいたいと思います。また今回草切りも始まると思いますけれども側溝の掃除、あるいは今イノシシが法面をどこでも荒らしておりますので、そこら辺の側溝の片づけ方、秋の枯れ草が入って側溝が埋まっているところがファームロードかなりありますのでしっかりやってもらいたいと思います。また、いつも私国道212号線を通るときに思いますけれども築瀬から下城の間は道が案外きれい、町長もいつも見ていると思うが築瀬から杖立まで、通学路の時はきれいにしていたが、春先は菜種がぞっくり出て今も枯れ草があって散歩するといってもされないくらい

にあると思いますので、あれは国道になるから建設課長はしっかり県などに言ってください。大
体道路だからちょっと切つてあと除草剤をかけると草ができないのだが、除草剤は使わないだろ
うから小さいユンボとタイヤショベルを持って行ったら人間の手でなくてもさっとできる。俺
に請けさせたらすぐできるのだが。俺が請負ではないから、できないものだから。やろうと思っ
たら簡単。人間の手では大変ですが、ダンプカー1台準備しておいてユンボとタイヤショベルの
小さいものを持って行ったら簡単にできるから。杖立と築瀬の間を見てみてください、もう藪で
す。この前から菜種を誰か切ったような感じだが、まだそれが片付けてないから。築瀬から上
になると大分あそこの近くの人が片付けてくれてきれいだが。上田のほうに行ってもきれい。杖立
と築瀬の間が一番枯れ葉はあるし国道ではあるし、これが観光地かと言うぐらいになっているも
のだから、しっかりそこら辺も建設課やら職員も見ても悪いところ、道路の舗装、それを度々言っ
てもなかなかしない。割れているから雪を押すときにはローダーが引っかかってローダーやら壊
すから「舗装をちょっとやってくれ」と言うが、それもなかなかしない。舗装が傷んでしまって
穴が開いたら、すぐまたその横が開いてしまう。開く前にしたら簡単にできるわけです。浅いし
上張りの1センチか2センチぐらい舗装すればいいが。それをしないから、だんだん穴が大き
くなって負担を負う。亀の子のようにちょこちょこするよりも、そこを四角く切って舗装したら
いい。亀の甲羅と一緒に。30センチ、20センチ、50センチ、亀の甲羅のようにしてある。そし
て、すぐ割れる。再三言っても。素人が考えてもカッター入れて、小さいユンボと舗装があるか
もしれないが、それ一回したら何年でももつ。毎年、同じところをしないといけない。弓田から
二俣の間の道路に行ってみて。毎年1か月も経つとまた横が空く。あそこは大型が再三通るから
道路の新設はしてくれると思うが穴は走られない。時にはバイクが10台ぐらい連なって走るが
事故が起きたら町の責任ですよ。今、梅雨時期で建設業もたまたま「電話を間違えた」と言っ
て「高村さん、こうではないですか」と。「あなたたちは、俺に言っても駄目よ、お金を持ってい
る町長に言いなさい」と俺は言った。そしたら、「そんな工事があつたら高村さんに言うと言
うだろうと思うから言うのかもしれないが、俺はそんなところまでは知らないよ、あなた、自分
で言いなさい」と言った。だから建設課長しっかり道路の見回りやら、ただスマホを見ていて道路
を見らずに空ばかり見ていたら穴開きとか分からないのだから。建設課は道路を見たら、どこ
でも穴開きとかは分かる。10センチ開いているのも1週間もすると20センチ、30センチにな
る。長谷部建設課長も初めてだから大変頭が痛いと思うが素直に聞いて、「長谷部課長になって
道路も良くなった」と「苦情も薄くなった」と言われるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 今の高村議員の道路に対するあれは真摯に受け止めてください。私も願っ
ております。

ここで暫時休憩いたします。次の会議は4時5分から行います。

(午後 3 時 5 2 分)

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

(午後 4 時 0 4 分)

議長（熊谷博行君） 高村議員、先ほどの一般質問の削除はよろしいですか。よろしいですか。

3 番（高村祝次君） 結構です。

議長（熊谷博行君） 次、進めます。

1 番、江藤理一郎議員、御登壇願います。

1 番（江藤理一郎君） 1 番、江藤です。

それでは、本日最後の一般質問をさせていただきます。私で本日 6 人目になりますので執行部の皆さんもちょっと頭が凝り固まってきているかもしれませんが、頭を柔らかくして聞いていただければと思います。本日は広報など毎月の組長が配付する配布物の在り方そして組長の負担軽減について、また大雨時の避難指示について御質問させていただきます。

まず先日町民の方から「今、組長をやっていて周りは年寄りばかりで私は組で一番若いんだが、それでも私自身も 65 歳以上の高齢者になる。今後のことを考えると私より 10 歳も年上の年長者に組長を渡すわけにもいかず、ずっと組長をやらないといけないと考えると私にも限界がある。しかも 1 軒 1 軒が離れており、遠いところだと 1 キロ近くあり、夏場の配付はかなりの重労働であるため車で配っているが、今後免許を返納した場合はどうすればいいのか分からない。年寄りもほとんどがスマホを持っている。スマホに配付物のデータを送るなど、今どきの方法で対応を考えてもらえないか。」という声がありました。確かにここ数年で過疎化は進み町内の小さい集落ではひとり暮らしの高齢者の世帯が増え続けている状況で、高齢化だけでなく若手がおらず組長の担い手不足も深刻な地域が少しずつ増えています。今後もより一層この状況は進行していきますが、町はこの現状をどの程度把握し状況をどう捉えておりますか。

総務課長（松本徳幸君） 御質問ありがとうございます。

組の現状ということでございます。まずは部と組の現状といたしまして、それぞれの組数の推移だとかそういうことについて御説明させていただきます。

まず部としましては今現在 33 組織ございます。こちらのほうは 10 年以上前と比べて変更はございません。しかし部長は現在のところ最長 13 年、4 期 8 年以上が 3 名、2 期 3 年以上今年 4 年目となりますけれども 17 人いらっしゃいます。部長もなかなか代わり手がないような状況だと思います。

また組の推移につきましては、10 年前であります平成 29 年度と比較しますと平成 29 年度は 228 組ございました。世帯数で 2 千 1 百 97 世帯。今年なのですけれども令和 8 年度 4 月につきましては 221 組の 1 千 905 世帯ということで 10 年前に比べて 7 組減少、世帯数にしまして 292 世帯、加入世帯が減少しているところでございます。組長からの相談事ということで担

当のほうに確認しましたところ、ここ数年で組の合併等について相談を受けたことはあるのですが配付ができないというような相談は今のところ役場のほうには届いていないということでございました。議員がおっしゃるとおり地区によっては高齢化が進んで運転免許の返納等多くなると思われますので、そういう場合には配付が難しい組長も今後出てくるのではないかと推測いたします。

1 番（江藤理一郎君） 現にそのような課題というか疑問を持ってらっしゃる組長さんがいらっしゃいます。ということは、その聞き取りがなかなかできていないのではないかなと思いますが、行政部長会は年に 1 回開いてらっしゃると思いますが組長から何か意見を聴取するような手段というのは何かこれまでとられているのですか、年に 1 回など。

総務課長（松本徳幸君） 言われたとおり行政部長につきましては年に 1 回ないし 2 回会議を開いて意見を言う機会がございますが、組長につきましては毎年 3 月から 4 月にかけて「誰が組長ですよ」という届出をする機会がありますけれども、その届出用紙も部長経由で提出されるものですから組長さん自体が役場に来ていただいて意見を言う場というのは今のところございません。

1 番（江藤理一郎君） その辺り年に 1 回でも例えば組長からも意見を聴取するような、わざわざ役場に出向かなくていいと思いますので、何かしらの広報物を配付する際に「何かアンケートありましたらお願いします」とかでも結構だと思いますので、そういったかたちで小さな声でも拾っていただけると良いのではないかなと思います。では本題に戻りまして、そもそもですが、まず町が自治体の広報物それから配布物を配っている理由というのが何かというところ、それから組長に配付をお願いしている理由というのは何かというのを教えてくださいませんか。

総務課長（松本徳幸君） まず町が広報物を配付している理由ということでございますが、町には広報を含め様々な周知がございますので、そちらを今現在、回覧、配付する手段としては組長経由で配付されているところでございます。組長が配布物を配付している理由といたしましては、私が入庁したのが平成 3 年でございますが 3 年以前から、部長さんとか組長さんを通じて税金や料金といった公金の徴収をその当時は行ってございました。またその公金の納付書に併せて町からの広報物や配付物などを配付していただいていたものと思われまして。その後、平成 25 年度から部や組での公金の取扱いを廃止し、それまで納付額に併せてお支払いしていた納税奨励金も同時に廃止をしております。その代替策としまして地域活動交付金を交付するようになっております。それから地方公務員法等の改正によって、それまで非常勤の職員というかたちで部長、組長さんには業務を行っていただいておりますけれども、令和 2 年度からは個人の業務委託ということで、それぞれの組織から選出していただきました行政部長さんと行政組長さんに委託契約を交わして委託することとなっております。現在のそれぞれの業務の内容といたしましては、一つ目が町長の通達事項の調査とその処理。2 番目に部内、組内の諸連絡事項。3 番目、地域の防災、防犯、交通安全の推進。4 番目に地域福祉活動との連携。5 番目に大字協議会との連携等となっ

てございます。この業務の中の1番の町長の通達事項の部分と部内、組内の諸連絡事項の項目により現在、配付物や回覧といった業務を行っていただいているところでございます。

- 1番（江藤理一郎君） 先ほどの答弁の中で税金の徴収、料金徴収が主なものだったということでした。それから私が推察する中では例えば地域の見守り機能、安否確認も兼ねていたのではないかなと思いますし、また配付物を配付するには、例えば郵便で各戸に配るとすればかなりのコストがかかってまいります。そういったコストの削減の意味でも組長さんをお願いしているというものもあると思います。もう一つが例えば町内会の加入のメリット、これは組側の話ですけれども、そういったメリットを維持するためというのも一つあるのではないかなと思いました。私としては組長による配付システムというのが地域住民が皆んな若くて元気で兼業農家の方も多く、それから農家の主婦や家族の中にも在宅者が多かった時代につくられた仕組みだと思います。現在小国町が直面しているのは、以下の三つの変化によって仕組みが崩れていっていることです。一つが、担い手の高齢化。高齢者が自分より若い、または同世代の高齢者の家を回っていること。それから二つ目が、共働き、単身世帯の増加。日中の不在が多く、手渡しが困難であること。三つ目、町内会加入率が低下。組に入る率が低下しているということです。組に入っていない世帯に情報が届かない。この三つの変化が主な理由と思いますが、かつてはコスト、福祉の両面など、それから料金徴収の面で合理的だった組長配付というシステムが時代の変化によって地域の善意だけでは維持できない限界を迎えつつあるのではないのでしょうか。担い手の高齢化によってこのシステムが維持できなくなれば結果として行政の情報が住民に届かなくなるという行政側の不利益としてはね返ってきます。そこで具体的に伺いますが、まずは高齢化が著しい集落でデジタルとアナログのハイブリッド実験、公式LINEアカウントでの通知とこれまでの組長配付のモデル事業を実施するなど、遅かれ早かれやらなければいけないデジタル化について進めてみる考えはないのでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 配付物のデジタル化と紙のハイブリッドということで今現在、組に加入していない世帯や先ほど言われましたように配付が困難となってきた地域を含めて全ての住民に情報を届けるためには、従来の配付や回覧版等による方法以外でも検討していく必要があるかと思っております。パソコンやスマートフォンから利用できる手段といたしましては、先ほど言われましたようにホームページでの閲覧また公式LINEでの情報発信などがございます。これらの情報をより確実に届けることを考えますと、これは見に行くことが前提となつてございますので、なかなか全員の方に伝えるにはちょっと無理があるのかなというふうに思っております。また全国的に見てみますと公式LINEの拡張型と言われているものや自治体独自でアプリを作って、そのアプリから情報発信を行っている事例等もございます。特に先進的な事例では自治体公式スーパーアプリと言われるものがございまして、行政サービスを一つのアプリに集約しているもの、例えば行政サービスの集約をしたりとか電子申請ができたりとか情報発信をしたりする

ことができるアプリのことです。この公式LINEや自治体独自のアプリでは先ほど言いましたけれども情報発信やプッシュ通知などの機能はありますけれども、次の展開としましては住民ポータルとして機能を持つスーパーアプリへ移行する自治体も増えつつあるようでございます。町としましては、すぐすぐにこのようなスーパーアプリを導入するというわけではございません。まずは今までどおりのホームページや公式LINEに必要な事項を載せるか、またおぐちゃんもございますので文字放送の部分とかを活用して情報発信を拡充させたいということで思っております。しかし、やはりスマートフォン等を持っていない方もたくさんいらっしゃいますので、言われたように紙とのハイブリッドというかたちでしばらくは実験といいますか続けていって、ある一定の段階で舵切りというかするかたちでいかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。DX推進計画のほうを今年中に作ろうかというふうに検討しておりますので、その中でもしっかり計画を練りましてその分を計画のほうに掲載していくのかどうかを今後検討していきたいと思っております。

- 1 番（江藤理一郎君）　まず例えば公式LINEに入っている方、それから今後入る方も含めて「通知だけで大丈夫ですよ」「配付物、要りませんよ」という方を確認してみたらどうでしょうか。そうすると配付枚数も減りますし組長さんの負担も減ると思いますので、そういったところは考えられませんか。

総務課長（松本徳幸君）　今現在の公式LINEのほうが受け取り手側が情報を選択できる状態にございまして、町が流すデータのほうを全部受け取るというかたちになってございます。広報紙のほうは現在も掲載させていただいておりますけれども、それを部長さん組長さんに配付した回覧を全て載せるというのが対策として合っているかどうかというのを考えなければいけないと思っております。ホームページのどこかに載せて、それをLINE上でホームページのほうに誘導するとかというようなかたちで、まずは掲載するべきかなというふうに考えております。公式LINEの登録数が1千ちょっとということですので全体の周知としては少し弱いかなと思っておりますので、そこら辺の周知も併せて行っていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

- 1 番（江藤理一郎君）　公式LINEを活用するのは行政の配付物だけではなく、その他の情報もいろいろと通知しやすくなるのでデジタル化を進める上でもそれからペーパーレスを進める上でも是非、進めていただけるといいなと思います。また昨日、北里郵便局長それから杖立郵便局長からの相談があり町長へも提案させていただきましたが、現在郵便局では総務省の集落支援員制度を活用しまして地域に根差した地域住民を支援する活動を積極的に進めております。この制度は国からの交付税措置で対応するものになっておりますので、ひとり暮らしの高齢者の見守り活動を兼ねて、例えばスマホでの通知が困難な方への行政情報の直接配付やスマホの使い方の相談に乗るなどに活用していただくと財政的な支出も少なくこれまでの課題を緩和に導くモデルにな

るかと思いますが、どのように考えられますか。

町長（渡邊誠次君） 昨日は郵便局の方を連れてきていただきまして、お話を聞かせていただきました。取組としては非常にいい取組でもありますし財政措置もあります。今後進めるに当たっては昨日もお話をさせていただいたのですが、どこ辺りから取り組んでいけるのかと。基本的にはやる、お互いの部分で話をしながらではありますが財政措置がある部分ではできるだけしていただく、その延長上にどれぐらいの業務が頼めるのか、また町のニーズをどれだけカバーしていただけるのか。そこは「話し合いの中で」ということでありますが、できる範囲内ではまずやれる方向で話を進めてまいりたいと思います。全体的にはやる方向でというところですね。いいお話を持ってきていただいて、ありがとうございました。

1 番（江藤理一郎君） この郵便局との連携というのも採用している地域も熊本県内ではまだ少ないですし阿蘇郡市内ではまだないと思います。ですので是非積極的に活用していただければと思います。

次に、大雨時の避難指示等の発令について質問いたします。気象庁は今年5月下旬から大雨、土砂災害など避難が必要になる現象に関する警告、注意報の体系を変更し、大雨や河川氾濫、土砂災害、高潮の四つの災害に関する防災気象情報は避難行動と直結する5段階の警戒レベルに統一され数字と色で直感的に危険度が分かるように変わりました。小国町においても、この変更に従い先月出席させていただいた防災会議でも新たな体系を提示されております。近年、線状降水帯の発生など予測困難な豪雨が増加する中、本町における避難情報の発令においては、どのような方針で発令されるのでしょうか。特に近隣の市町村ごとに避難情報を発令し、例えば私は住んでいるところが大分の地域も近いので日田とか玖珠とか九重町の避難情報も入ります。それから隣町の南小国町の情報も入ります。産山村も入るときがあります。隣の町は避難情報を出しているのに小国町は出していないということがありました。たったこの距離で隣同士なのに近隣の市町村は高齢者避難情報を日中に出しているということも度々あったかと思います。小国町では高齢者避難情報などの発信は、どのような方針で発信されているのか教えていただけると町民は判断しやすいと思いますが、どのような基準で判断しているのでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 避難情報の発令の基準ということでお答えさせていただきます。先ほど言われましたように今年の5月29日から気象に関する発表の情報に変更がございました。注意報、警報等のレベル付けが行われたということでございます。それに伴って情報発令の方針も変更してございますが基本的な発令の基準に変更はございません。国とか気象庁が発表するレベルに合わせた避難情報、レベル2でしたら予防的避難、3でしたら高齢者等避難、4でしたら避難指示、レベル5が緊急安全確保というかたちで避難情報のほうを発令させていただきたいと思います。また今回から注意報や警報の予測につきまして今までは郡単位とか大きな単位で警報が出る予測というものがされてございましたが、今回から町村単位また3時間間隔で予報が発表され

ることになっております。基本的な考え方としましては先ほど町長が言われましたけれども予測があるのが大体昼前ぐらいにございます。その昼前の情報を確認しまして避難所を開けるかどうかを早めに確認いたします。その際、昼前の予報となりますので、その翌日の9時とかまでに警報がかかるのか、かからないのかというのが避難情報を出すのか、出さないかというようなことで判断を行っております。夜中に警報が予想される場合には、早めにレベル2の予防的避難、またはレベル3の高齢者等避難まで発表するかと思います。この情報は昼前の情報を確認して行うものですので、もちろん突然の線状降水帯の予報とか、そういうものが夜中に出了らそれに合わせて避難情報も発令しなければいけない部分も出てくるかと思います。住民一人一人が町からの情報とか気象情報などを参考に適切に判断して避難していただきたいというふうに考えております。

町長（渡邊誠次君） 先ほど一つだけ。「なぜ近隣が高齢者等避難が出ているのに、小国町は出ないか」という話です。それは実はもちろん隣同士ではありますが例えば日田の地区とかは、すごく判断が早い。それはなぜかというところでは被災をされているところは少しの雨でも土砂が崩れる可能性があるといったところもあって、市町村によっては感覚的にでもありますけど、日田ってものすごく災害が最近多くないですか。昔は杖立がすごく多いみたいなイメージがあったのですが最近ここ10年間ぐらいは、どうも雲が隙間といいますか、あちらのほうに渡るような感覚が私はあります。ですので日田市が災害に遭われることが多いのではないかなというふうに正直思っておりますし大変だろうなというのがあります。ただ、そのような中で被災をされたところ、特に津江とかは小国と一緒に急峻な地形が非常に多いのですが、結構工事をされているところもたくさん見られます。そこはやはり情報が出るのが早いです。ですので、日田のどの地区というところでも情報が来る時がありますが、それが曖昧なとき、雨が降りそうなときは結構早めに高齢者等避難は出ます。小国町の状況では多分その状況だとすれば、ちょうど高齢者等避難を夕方からかけるのか、昼間のうちに「予防的避難所を開設しました」という情報を出すのか、その間ぐらいにあるのではなかろうかとも思っています。そのような中で近隣とちょっとタイムラグがあるというのは、ちょっとしょうがないところなのかなというふうに私は思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 日田市の場合は割と早めに出す。では隣の九重町それから南小国町との判断の差というのは余りないという認識でよろしいでしょうか。はい、分かりました。夜中の発令に関しては寝ている人も多く、気づいたときには避難できない状況になっていることもあるかもしれないし、土砂災害、土砂崩れを警戒しなければいけない地域にお住まいの方や要支援が必要な方は、できれば夜中に出されるよりも明るいうちに早めの避難をされたい方、予防的な避難を本当に自主的にやりたいという方もいらっしゃると思います。特に近くに身寄りがない方といえますか家族も少ない方に関しては、ひとり暮らしの方などは心配でその辺り非常に気をつけら

れているところかと思います。私の近くの方でも台風が多い時期になって台風が来るような予報が出たら2日ぐらい前には予防的に隣の町、市のほうに行かれたりとか町外のほうに避難されている方もいらっしゃると思います。その辺りに関してできれば早めの避難を呼びかけていただきたいと思います。最後に大雨のピークや河川、土砂の危険度が夜間から明け方にかけて高まると予想される場合、暗闇や厳しい雨の中での避難行動は高齢者や要支援者にとって困難であり移動そのものが命の危険を伴うこともあります。先ほど今年から変わったというふうにおっしゃいましたので、町単位では3時間ごとに情報が来るというふうに聞きました。それはとてもいいことだと思いますし判断もしやすくなるのかなと思います。今後、気象観測の精度が高まるとピンポイントでの線状降水帯の発生やゲリラ豪雨の予測が可能になってくると思います。おのずと線状降水帯の発生が早く分かることになると思いますので先ほども言いましたが是非、早めの避難の呼びかけをお願いして今回の一般質問を終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） もちろん今までどおり早めに情報を出したいというふうに思います。それから順番からいくと先ほども答弁いたしましたけれども、まずは情報がテレビから「降りそうですよ」みたいな雰囲気では話が来たときにはもう総務課の中では話し合いがなされていて、大体そういうときには気象庁の11時からの話があるのがほぼ全部だと思います。そのような中で本当に危険性が高いときには九州地方整備局の九州ダム統管の所長さんと気象庁からも電話が私のところに直にあります。そういったところも含めて大事なところは先ほど「日田は情報が早い」と言いましたけど、小国町でも崩れやすいようなところに住まわれている方は先ほど江藤議員言われるように2、3日前から違うところに行くと。それも非常に有り難い考え方でもあるというふうに思いますが、通常の方でいくと町が情報を出したときには大体累計雨量とか、その当日だけではなくて前の日の情報だったりすることもありますので、できるだけ早めの昼間のうちに避難をしていただく。夜は暗いからというイメージはあるかもしれないが暗いというよりも洪水とか、そういう災害のときは停電をするのです。停電したら何も見えません。何も見えないと人間一歩も動けないのです。消防団とかライトを頭に付けているところもあると思いますが、私はそれを杖立の消防団の水害で実際逃げるときに何回ともなく経験をしております。ですので、そういった部分も含めて夜避難をするときには先ほど言いましたように情報を出します。ですけれども、その手前の夕方の段階では準備をしていただいて逃げる判断を。本当に判断は最後は町民の皆さんにさせていただかないといけませんので、その部分では暗くなってからの避難は危ないということだけは頭の中に皆さん置いておかれていただきたいと思います。災害のときにはスマホで明かりをつけても見えませんが、特に月も出ておりませんので。そういったところも含めて注意していただければと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 予定していました6名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

それと本日 6 月 10 日の先ほど高村議員の発言につきまして、後刻記録を調査いたしまして措置をすることにします。私がこれは議長権限で決められるということですので、まだ議事録も上がっていません。何も上がっていませんので、私の判断に任せていただきますので後刻また取消しになるかもしれないけれど、取消しは今日ですので高村氏のほうがないということなので原本の議事録は載ります。ただ、テレビ放映はちょっと議事録等を見て判断させていただきます。

議長（熊谷博行君） 日程第 2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から小国町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

小国町議会会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和 8 年第 2 回小国町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後 4 時 41 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3 番）

署名議員（6 番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3 番 高 村 祝 次 君

6 番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月9日から6月11日までの3日間とする。

1.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町税条例の一部を改正する条例について） 令和8年6月9日 承認
1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） 令和8年6月9日 承認
1.	議案第25号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和8年6月9日 原案可決
1.	議案第26号	物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ（iPadOS）） 令和8年6月9日 原案可決
1.	議案第27号	公共工事請負契約の締結について（町道倉原松原線橋梁（大橋）補修工事） 令和8年6月9日 原案可決
1.	議案第28号	令和8年度小国町一般会計補正予算（第1号）について 令和8年6月9日 原案可決
1.	議案第29号	令和8年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について 令和8年6月9日 原案可決
1.	同意第 2 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 3 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 4 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 5 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 6 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 7 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 8 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	同意第 9 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和8年6月9日 同意
1.	報告第 2 号	令和7年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和8年6月9日 報告
1.	報告第 3 号	令和7年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和8年6月9日 報告

《議案外》

令和 8 年 6 月 9 日

1. 小国町議会調査特別委員会に付託中の「議員による不適切行為に関する調査」について委員会の中間報告の件について
2. 議員派遣報告について
3. 議員派遣の件について

令和 8 年 6 月 1 0 日

1. 閉会中の継続調査の件
議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和 8 年 6 月 9 日

1. 小国町消防大会について
2. 職員採用試験について
3. 小国町新型インフルエンザ等対策行動計画について
4. 小国高校魅力化コンソーシアム設立について

《一般質問》

1.	タクシー券の検討状況	P 1 ～ 4
1.	地域遺産（資源）の活用（史跡・景観・故人業績）	P 4 ～ 8
1.	国際情勢が及ぼす経済活動・生活状況への影響	P 8 ～ 1 0
1.	小中学校部活送迎・遠征に対する今後の町の対応	P 1 0 ～ 1 4
1.	ホルムズ海峡封鎖による町への影響と対策	P 1 4 ～ 1 7
1.	ふるさと納税	P 1 7 ～ 1 9
1.	町内観光の在り方	P 1 9 ～ 2 3
1.	防災対策について	P 2 3 ～ 3 5
1.	贈収賄事件について	P 3 5 ～ 3 6
1.	手作りの館について	P 3 6 ～ 3 8
1.	令和 7 年度出生状況について	P 3 8 ～ 4 4
1.	農商連携の加工の現状について	P 4 4 ～ 5 1
1.	災害復旧工事について	P 5 1 ～ 5 3
1.	広報など毎月の配布作業における組長の負担軽減及び組エリアの再編成について	P 5 4 ～ 5 8
1.	大雨時の避難指示等の発令について	P 5 8 ～ 6 0

小 国 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 2 回 定 例 会

令 和 8 年 6 月 発 行

発行人 小 国 町 議 会 議 長 熊 谷 博 行
編集人 小 国 町 議 会 事 務 局 長 永 江 和 広
作 成 小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電 話 (0967) 46-2119